

パブリックコメント意見・対応案一覧

資料5-2

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
1	(全体)	-	文言として「外来種」ではなく「外来生物」とされたい。	「●●垂種」のように種以下のカテゴリで侵略的外来生物を選定されているため、以下「外来「種」」の表記は誤りである。	外来生物法において、「外来生物」を「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(その生物が交雑することにより生じた生物を含む)」を定義しており、本リストでは外来生物法上の「外来生物」と区別するため「外来種」の用語を用いることとしています。	
2	(全体)	-	定着予防外来種、総合対策外来種については特定外来生物に同時選定しなければならない。	各論でも個別生物について具体的な対応を求める表記があるため、実施にはその法的根拠が必要なことから、外来生物法に基づく特定外来生物にしなければならない。	外来生物法に基づく特定外来生物については、「特定外来生物被害防止基本方針」(平成26年3月閣議決定)の要件等に基づき、必要なものの指定を別途進めていきます。	
3	(全体)	-	小笠原諸島について。 島であるがゆえ守ることが沢山ある。		ご意見として承ります。	
4	(全体)	-	バラスト水について。 良し(キリがない)		ご意見として承ります。	
5	(全体)	-	杉の植林の規制をした場合、人口推移と伴ない、多くの問題が解消出来る。 河川水質改善が進み、ザリガニ、ミシシッピ赤亀、オオクチバス、ブルーギル、モツゴ、モロコ、ヌートリア、河川の問題は解消出来る。 何を残し、何を捨てるのか考えると答えが出しやすいです。 唯、固有種の保存保護という観点を一脱した時に出したパブリックコメントが重要視されます。		生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
6	(全体)	-	外来迷惑種	外来種のうち、特に迷惑な種を指定するという意味で平易であり、かつ、関連産業界の抱く懸念を緩和し得るマイルドな語感を持つため。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	
7	(全体)	-	対策の優先度を検討する上で、①～④の要件では網羅できていない被害の深刻度があるため、要件を改めるか、網羅できていない被害の深刻度についての取扱いを明記すべき。 また、被害が甚大であるか甚大でないかを判断する科学的あるいは客観的な基準を示すべき。	要件①～④を通じて整理すると、被害の深刻度には、度合いの強いものから、①にある「特に甚大な被害」>④にある「甚大な被害」>③にある「甚大な被害を及ぼす可能性が高い」>②にある「被害をもたらす可能性が高い」の4種類があることになる。このため、案のままだでは、生態系に対する「甚大な被害」及び「甚大な被害を及ぼす可能性が高い」及び「被害をもたらす可能性が高い」並びに生物多様性保全上重要な地域に対する「特に甚大な被害」及び「甚大な被害」及び「甚大な被害を及ぼす可能性が高い」並びに絶滅危惧種等の生息・生育に対する「特に甚大な被害」及び「甚大な被害」及び「被害をもたらす可能性が高い」並びに人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対する「特に甚大な被害」及び「甚大な被害を及ぼす可能性が高い」及び「被害をもたらす可能性が高い」についての取扱いが規定されていない。 また、甚大であるか甚大でないかの線引きが不明確であることから、リストを今後見直す際に支障をきたすことが考えられる。例えば、新たに産業管理外来種に指定すべき種があったとしても、関係業界等から「生態系に係る被害は少なからずあるが、特に甚大とは言い難い」等の主張があった時に、科学的あるいは客観的な判断を下すのに時間を要し、保全のための行動に後れを取る可能性がある。	カテゴリ区分の要件を整理したものであり、全ての深刻度をここで網羅する必要はないと考えます。被害の評価基準については検討を行い、現時点では定量的な基準を設けることが困難であり、科学的知見をもとに総合的に判断することとしています。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	
8	(全体)	-	本当に人体に危険を及ぼす生物、食害や農作物などに被害を及ぼす生物のリスト化なら賛成出来るが、既に生態系に組み込まれている生物やその生物で生活している人たちもいることを踏まえて再度調査して頂きたい。 ただの税金の無駄遣いにならない様、全国民が納得の出来るリストになるなら賛成出来るがそうでなければ賛成出来ない。		外来種の影響により地域固有の生態系が改変されることが我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題であると考えます。なお、外来種は本来我が国に生息域を持たないものであり、年数が経っていることをもって、自然分布の中に組み込まれていると見ることは適切ではありません。	
9	哺乳類	アラビグマ	捕るのが難しいので考えないで良い。 費用対効果が望めない(予算の無駄)		ご意見として承ります。	
10	哺乳類	ヌートリア	捕るのが難しいので考えないで良い。 費用対効果が望めない(予算の無駄)		ご意見として承ります。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
11	哺乳類	ヌートリア	農業被害や堤防・畦線の脆弱化(できれば追記) また、是非追記が必要と思われる情報として、一 淀川や旧淀川(大川)では、2010年頃から本流やワンドにおいてヌートリアによるイシガイ科二枚貝の大量捕食がみられるようになっており、貝類の衰退に加え、タナゴ類やヒガイ類等、二枚貝を産卵床として利用する淡水魚類への甚大な影響が懸念される。	岡山県自然保護センターにおいては、ヌートリアによるため池に生息するドブガイの大量捕食の実態が報告されています(森, 2002)。 大阪府下の淀川においては、ヌートリアの生息が2000年に確認(河合, 2002)されましたが、その後10年を経た2010年になって初めてイシガイ科二枚貝類の捕食被害を確認しました。 その後、淀川水系全体に被害が拡大しつつあります。 淀川には、オウラヌマガイ(環境省レッドリスト絶滅危惧 I A類)が生息していますが、本種もヌートリアによりかなり捕食被害を受けています。 また、淀川の城北(しろきた)ワンド群は、2000年代半ばまでイタセンバラ(淡水魚)の国内最大の生息地でしたが、その後野生絶滅したと考えられ、2009年から野生復帰事業を進め、その成果が顕れつつありますが、二枚貝中で仔魚が越冬するイタセンバラにとっては、その時期(冬季)に捕食被害が増大することから、野生復帰を完全に成功させるための大きな懸念材料となっています。 ※ヌートリアによる二枚貝の捕食行動は、2014年11～12月にNHK大阪放送局のカメラマンにより赤外線を使った精細な撮影記録がなされています。 文 献⇒森 生枝(2002). ヌートリア野生化個体によるドブガイの大量捕食. 岡山県自然保護センター研究報告10. 河合典彦(2002). 淀川ワンドでヌートリアを目撃. Nature Study 48(4): 44.	ご意見をふまえ、備考欄に「農業被害、畦・堤防の脆弱化」を追記するとともに、岡山のため池でのドブガイが大量捕食の報告のほか、二枚貝の捕食に関する情報を追記します。イタセンバラ等への影響等については、論文等の報告が確認できていないため、現段階では具体的に記載することは見送ります。	○
12	爬虫類	ワニガメ	Thomas et al., 2014で、従来1種とされたワニガメ <i>Macrochelys temminckii</i> が、 <i>M. suwanniensis</i> , <i>M. apalachicola</i> を含めた3種に分割された。 国内で飼育あるいは捕獲されたワニガメの中に、形態的には、新規記載されたものに類似した個体も散見される事がある。我が国の自然に対してのリスクは同等であり、これらも含めた「ワニガメ属 <i>Macrochelys</i> spp.」と表記した方が適切に思える。	Thomas et al. 2014. Taxonomic assessment of Alligator Snapping Turtles (Chelydridae: Macrochelys), with the description of two new species from the southeastern United States. Zootaxa 3786 (2): 141-165	ご意見のとおり修正します。	○
13	爬虫類	チズガメ属3種	リストには、学名が、【 <i>Graptemis</i> spp.】とあるが、チズガメ属の学名は正しくは、【 <i>Graptemys</i> 】であり、修正すべきである。	Turtles of the World, 7th Edition: Annotated Checklist of Taxonomy, Synonymy, Distribution with Maps, and Conservation Status Turtle Taxonomy Working Group http://www.iucn-tfsg.org/wp-content/uploads/file/Accounts/crm_5_000_checklist_v7_2014.pdf	ご意見のとおり修正します。	○
14	爬虫類	チズガメ属3種	チズガメ属は、10数種おり、また分類も諸説あり、具体的にどの3種かを指し示した方が望ましい。 この3種は「キタニセチズガメ <i>Graptemys pseudogeographica</i> 」「ミシシッピチズガメ <i>G. kohyii</i> 」「フトマユチズガメ <i>G. ouachitensis</i> 」と、数十年の流通状態、外来種の議論から推認されるが、上記3種は、流通名ハイロチズガメとされ、特に区別されてこなかったことから、これを総称とし、種名を併記する方法もある。	Turtles of the World, 7th Edition: Annotated Checklist of Taxonomy, Synonymy, Distribution with Maps, and Conservation Status Turtle Taxonomy Working Group http://www.iucn-tfsg.org/wp-content/uploads/file/Accounts/crm_5_000_checklist_v7_2014.pdf	ご指摘の点については、備考欄に学名を含めて明示しています。	
15	爬虫類	ヒョウモントカゲモドキ	ヒョウモントカゲモドキは本リストから削除すべき。	ヒョウモントカゲモドキは、「潜在的に」「琉球列島の中琉球という非常に限定的なエリアのみ」「問題となりうる」だけでなく、全国的に過去数十年に渡って大量に飼育されてきたにもかかわらず野外での捕獲事例もなく、侵略的な外来種として日本全国に配布するリストに掲載する必要があるとは考えられない。沖縄県において自治体が飼育や持ち込みの規制をするなどの地域的な対応は重要だが、他の要注意外来生物だったカムルチーやタイリク スズキなどのように、明らかに全国に広く蔓延していたり、生態的な影響が報告されているものをリスト外にした判断と比べると、全く整合性が無い。	ヒョウモントカゲモドキについては、選定理由をIVとしていません。本種は、野外に逸走したり定着した個体から、在来爬虫類に病原体が感染することが懸念されています。多数が販売、飼育されており、遺棄される可能性があると同時に、流通する本種の多くが病原体を保持している可能性があることから、本種を定着予防外来種としています。	
16	爬虫類	アカミミガメ	アメリカザリガニ(その他の無脊椎動物NO.12)が緊急対策外来種に挙げられているのに、アカミミガメが重点対策外来種に留まるのは納得できない。 対策優先度の要件のうち、実効性・実行可能性の欄が空欄であるが、対策の実効性は十分であると考える。なごや生物多様性保全活動協議会(2014)による『ミシシッピアカミミガメ防除マニュアル』では、アカミミガメの効果的な防除装置として「浮島型カメラ捕獲装置」を開発し、選択的かつ効果的に捕獲できることを示している。今後、このような防除装置を用いることで対策の実効性を十分得られると考えられ、アカミミガメの重点対策外来種への変更の検討を要望する。		ご意見もふまえ、アカミミガメを緊急対策外来種にします。	○

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
17	爬虫類	クサガメ	クサガメが侵略的かどうかは、まだまだ十分な検討が必要であり、生態系被害が大きいと断定するのは時期尚早と思われる。ただし近年ペットとして大量に導入されているものについては注意が必要であるので、選定理由としてはⅠではなくⅣ(近年国内への侵入や分布の拡大が目目される)が妥当と思われる。あるいは選定理由はそのまま、指定するクサガメを、ペットとして近年導入された中国由来のものに限定するのの一策である。	<p>まず、クサガメの外來性が指摘されたのはごく近年であり、十分な研究はなされていないことを指摘したい。どのような経緯で導入され、どのように広がり、またニホンイシガメとの交雑がどの程度進んでいるのか、抑制は起きているのかなど、ほとんどわかっていない。特に文献研究は僅かである。「18世紀末に導入された」とする足田・鈴木(2011)の説を否定するものではないが、根拠は一部の本草書のみであり、本来調査されるべき膨大な地方の史誌類には全く手がつけられていない。現在のクサガメの広範な分布を見れば、むしろもっと古い時代に遡る可能性も高く、史誌類の中に何らかの記載が見つかることも考えられる。今後そういった文献の掘り起こしが必要である。</p> <p>いずれにしても、江戸時代から明治・大正・昭和初期の水田の開発・稲作の発展とともに、クサガメは日本(特に西日本)の水辺によく適応して緩やかに広がり、日本の田園生態系や河川生態系などを形成する一部となってきたと言える。それを「生態系被害」とするべきかどうか甚だ疑問である。</p> <p>最近の研究においてはニホンイシガメとの競合が主張され、クサガメの侵入がニホンイシガメの減少の原因と結論づけられることもあるが、果たしてそうなのか。</p> <p>例えば兵庫県東播磨地方や大阪府北摂地方で40歳代以上の人に聞くと、子供の頃にはニホンイシガメもクサガメも普通に生息していたとの話が聞ける。山地近くではほとんどがニホンイシガメ。平地ではおおよそニホンイシガメ3割にクサガメ7割というのが多く聞かれる意見である。水流の速い場所に適応した体型や陸生傾向が強いことから、ニホンイシガメが単調な河川の下流部をあまり好まないことを考えると、妥当な数字だと考えられる。(ニホンイシガメは河川の中・上流部や、平地のため池などでも周辺に広く移動が可能な環境がある場所を好む。)それが近年一気にバランスを崩し、平地だけでなく河川上流の地域などでも姿を消しているのである。もしクサガメが強烈な侵略性を持つなら、もっと早い時期からニホンイシガメが駆逐されていなければならないだろう。クサガメが侵入しない河川上流部で一気に減少したというの説明が見つからない(徳島県鳴門市の山間部など)。またもっと多くの交雑個体が見つかっていてもおかしくない。</p> <p>ニホンイシガメは環境の改変に対して非常に脆弱だと思われる。近年の河川改修や圃場整備、さらに生息地周辺の都市化などはニホンイシガメにとって致命的だったと考えられる。また平地ではクサガメよりもミシシッピアカミミガメとの競合が問題であったと考えられる。クサガメがそれらに対して比較的耐性があったため、あたかもクサガメがニホンイシガメを駆逐したかのように見えただけではないか。もちろん何らかの影響は与えているだろうが、それを「侵略的」と判断するには今のところ根拠が乏しすぎる。ただし、クサガメの中でも関西を中心に生息する朝鮮半島産種が江戸時代以前に入ってきたと考えられるものと、関東などで見られるペットとして入った中国大陸由来のクサガメとは対応を別にすべきだと思われる。千葉県全域での小貫野の分布調査などからは、クサガメがニホンイシガメと競合している事実が推測される。交雑の頻度も関西よりかなり高いと思われる。その理由としては千葉県山地の少ない地形やエサ資源の少ない河川環境などもあげられるが、関西に生息するクサガメと比較して圧倒的に繁殖力が強いと考えられることである。これは関東でも関西でも長期間クサガメの調査を行っている私個人の見解であるが、おそらくこの印象は大きく外れていないと思われる。ハプロタイプの違いがクサガメの繁殖力の違いは今後の課題として大いに研究されるべきであり、その結果によってクサガメの生態系被害も評価されるべきである。そして当然それは対応にも影響するだろう。</p> <p>なお、クサガメと人との関わりも関西と関東で大きく違っている。関東の人々にとってペットとして近年入ってきたクサガメは、ミシシッピアカミミガメと違って養われない外來種であるが、関西人にとっては古くからの馴染みの生き物である。そういう方向からの配慮も必要となるだろう。さらに、関西にもいずれ中国大陸由来のクサガメの問題は生じてくると思われる(既に生じている場所もあるだろう)が、クサガメを「中国でも朝鮮半島でもそれぞれ絶滅に瀕している種」として改めて評価すると、むしろハプロタイプの違ったクサガメの交雑を防ぐことを考えるべきであり、その意味でも日本に生息するクサガメに一律の評価を与え、一律の対策を講じるのは慎重にならねばならない。</p>	<p>クサガメが外來種であるとの説が提唱されたのは最近であり、さらなる検証が必要との点のご指摘のとおりです。日本に在来集団が全くなかったのかどうか等については、さらなる研究が求められると認識しています。一方で、クサガメとニホンイシガメの交雑が各地で生じているのは事実であり、ニホンイシガメが低密度化してクサガメが多い条件下では、ニホンイシガメ個体群の存続にクサガメが重大な影響を与えていると思われれます。</p> <p>こうしたことから、予防的観点に立ち、クサガメを選定しています。</p> <p>なお、選定理由としては指摘の通り、Ⅰに加えてⅣも示すとともに、ご指摘を踏まえて、「その他の総合対策外來種」に位置づけ、備考欄に知見の集積が必要である旨についても記載します。</p>	○
18	爬虫類	クサガメ	リストから削除してください。	<p>我が国に古来から生息していると思われていたクサガメが、江戸時代に導入されたものとわかり、最近、外來種に分類されました。</p> <p>行動計画は、外來種とは、導入の時期を問わないと定義しました。これは乱暴な話だと思いますが、それだけで、特に侵略性が高い外來種に指定されるわけではありません。</p> <p>クサガメで、問題視されているのは、競合、交雑、農作物への被害です。</p> <p>ニホンイシガメとの間で、採餌の競合と交雑があります。</p> <p>しかし、クサガメが、わが国に導入されたときからの時期から、すでに200年異常たつていて、野外での交雑が問題視されるなら、雑種だらけになるはずですが、実際には、交雑種の生息が確認されていますし、飼育下では交雑種由来のF2もいるようですが、それ行こうのF1について、確認できている文献はありません。F1はできても、野外での生殖能力や生存力が弱い種もあります。クサガメとニホンイシガメの交雑種も同様である可能性があります。</p> <p>閉鎖されたため池などでニホンイシガメとクサガメの交雑問題と、ニホンイシガメの生息が確認されていない地域のクサガメのありようについて、必ずしも同一視できません。</p> <p>クサガメは、既に多くの農村地域で、人々に親しまれているカメです。近隣に交雑が心配されるニホンイシガメもいない地域で、侵略的外來種であるとして、殺処分を含む防除の対象にするのは、問題が大きすぎます。</p> <p>四国のレンコン田で、レンコンの新芽を食害するといふ被害があります。しかし、霞ヶ浦のレンコンや埼玉県クワイ田などでの食害報告はありません。</p> <p>有害鳥獣駆除と同じく、クサガメによるニホンイシガメの交雑被害が考えられる地域や実際に農作物の被害がある地域では、地域別の外來種リストをつくり、現場に即した対策を実施するようすべきです。</p> <p>このまま、クサガメをリスト化すれば、地域にはいけないものというレッテルが貼られ、現実には大きな影響がないにもかかわらず、排除されてしまい、生物多様性の維持、向上に課題を残します。</p> <p>そもそも、200年以上も前に導入された生きもので、すでに野外に定着し、人々にも親しまれているものを、外來種としてリスト化することに問題があります。</p> <p>現時点では、競合、交雑、農作物への被害は、いずれも地域性のあるもので、かつ交雑情報の不十分なクサガメは、わが国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外來種リストから削除すべきです。</p>	<p>クサガメが外來種であるとの説が提唱されたのは最近であり、さらなる検証が必要との点のご指摘のとおりです。日本に在来集団が全くなかったのかどうか等については、さらなる研究が求められると認識しています。一方で、クサガメとニホンイシガメの交雑が各地で生じているのは事実であり、ニホンイシガメが低密度化してクサガメが多い条件下では、ニホンイシガメ個体群の存続にクサガメが重大な影響を与えていると思われれます。</p> <p>こうしたことから、予防的観点に立ち、クサガメを総合対策外來種として選定しています。</p> <p>なお、選定理由としては指摘の通り、Ⅰに加えてⅣも示すとともに、ご指摘を踏まえて、「その他の総合対策外來種」に位置づけ、備考欄に知見の集積が必要である旨についても記載します。</p>	○
19	爬虫類	クサガメ	クサガメは本リストから削除するべき。	<p>日本のクサガメは分子系統地理解析によって、朝鮮半島からの移入と推定されているが、朝鮮半島産のサンプリングが極めて少ないことから、外來種であると断定するのは時期尚早である。近年の中国産クサガメの販売と分布拡大は規制されても良いが、朝鮮半島起源とされる遺伝子型の個体もすべて含めて重点対策外來種とするのは軽率な判断である。魚類などにおいては、明らかに生態系への問題があると考えられる外來種が、根拠もなくリストから外されているにもかかわらず、こうした外來かどうかがや不明確な爬虫類を重点対策種とするのは、全く整合性が無い。</p>	<p>クサガメが外來種であるとの説が提唱されたのは最近であり、さらなる検証が必要との点のご指摘のとおりです。日本に在来集団が全くなかったのかどうか等については、さらなる研究が求められると認識しています。一方で、クサガメとニホンイシガメの交雑が各地で生じているのは事実であり、ニホンイシガメが低密度化してクサガメが多い条件下では、ニホンイシガメ個体群の存続にクサガメが重大な影響を与えていると思われれます。</p> <p>こうしたことから、予防的観点に立ち、クサガメを総合対策外來種として選定しています。</p> <p>なお、選定理由としては指摘の通り、Ⅰに加えてⅣも示すとともに、ご指摘を踏まえて、「その他の総合対策外來種」に位置づけ、備考欄に知見の集積が必要である旨についても記載します。</p>	○

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
20	両生類	関東以北及び島に侵入したヌマガエル	備考欄に「カエル類の中で近年の侵入が最も頻繁に生じている種であり注意を要する」とありますが、若干の生態的情報があるので以下の下線部を追加してはどうでしょうか？ 「カエル類の中で近年の侵入が最も頻繁に生じている種であり、その貪欲な食性により他種に影響を与える可能性が示唆されているため、注意を要する」	本種は何でも屋的食性を示し、さらに個体数が多い幼体のうちから貪欲な食性を示す事例がいくつか報告されているため。 以下出典 Hirai, T. and Matsui, M. 2001. Diet composition of the Indian rice frog, <i>Rana limnocharis</i> , in rice fields of central Japan. <i>Current Herpetology</i> , 20: 97-103. DOI, T. 2014. Field Observations of Predatory Behavior by Juvenile Rice Frogs (<i>Fejervarya kawamurai</i>) on Japanese Tree Frogs (<i>Hyla japonica</i>). <i>Current Herpetology</i> , 33(2): 129-134 土井 敏男. 2012.ヌマガエル幼体による大型のミミズに対する捕食行動の観察例.南紀生物, 54(1): 73-76. 土井 敏男. 2012.ヌマガエル幼体によるドジョウ稚魚への捕食行動.爬虫両棲類学会報, 2012(1): 17-19.	ご意見のとおり、修正します。	○
21	両生類	関東以北及び島に侵入したヌマガエル	「関東以北及び」を削除してください。	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト作成の基本方針(案)は、基本的な考え方において、「○本リストでは、我が国において生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのあるなど特に侵略性が高い外来種を特定するものである。」(2ページ)とあります。 資料1、資料2-1のヌマガエルを記した外来種リストの備考欄に「カエル類の中で近年の侵入が最も頻繁に生じている種であり注意を要する。知見の集積が必要。」とあります。生態系費外は、競合○、捕食摂食○です。 選定理由は、IV(知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとのじょうぼうがあるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの)です。 これだけで、関東以北のヌマガエルが、特に侵略性が高い外来種であると決めつけるのは正しくありません。 私たちの、栃木県での過去8年間の野外観察では、在来種のトウキョウダルマガエルやニホンアマガエルと共存している地域があります。ほ場整備や水田の水管理の改変、水田の中干し強化などによって、在来のカエル類が減少したところに、ヌマガエルが入り混んでいるのが実態です。ヌマガエルがニホンアマガエルを捕食している事実は、私達も確認していますが、ヌマガエルはトウキョウダルマガエルに捕食されています。 在来種のトウキョウダルマガエルが健全に生息している環境にヌマガエルが入り混んだ場合、捕食されるのはヌマガエルの方です。 在来種のトウキョウダルマガエルやニホンアマガエルが、高い気温したでの生息が困難であるのに比べ、ヌマガエルは、高温に強く、かつ、それらのカエルが生息しにくい土壌表面が乾燥している夏場の大豆畑などにも生息しています。 こうした観察状況は、水田生物研究会(「関東平野でヌマガエル軍団、増殖中」古谷愛子、水田生物研究会(琵琶湖博物館, 2014.12.21))に報告しました。 これまでに、関東以北すなわち神奈川、千葉、埼玉、栃木で、ヌマガエルの拡大は報告されていますが、在来種にたいして、競合、交雑、捕食などの高い侵略性があるとは確認されていません。ヌマガエルがトウキョウダルマガエルなどの在来種を駆逐しているという事例は確認されていません。 関東以北及び島に出現したヌマガエルは、初めは人為的な導入であった可能性があります。しかし、本来の生息地である琵琶湖周辺でも、近年、ヌマガエルの生息区域の拡大が目立っています。(琵琶湖博物館) これは、温暖化でヌマガエルの生息可能地行きが拡大したことや、在来のカエル類の生息環境の悪化によって在来種が減少したところにヌマガエルが入り込んでいるとみるのが妥当ではないかと思っています。 関東以北のヌマガエルを、特に侵略性が高い外来種としてリストに掲載し、侵略的外来種として防除(野外での取り除き、分布拡大の防止等)の対象種にすることは、少なくとも現時点では、ふさわしくありません。	ヌマガエルは国内由来の外来種であり、外来化している地域は「関東以北及び島」に集約されます。 本種は、本土の外来両生類としては、近年もっとも急速に分布域を広げている種です。ご指摘のとおり、関東地方では複数の都県(東京都でも報告あり:福山ほか, 2010)で不連続に確認されており、その中で、利根川水系(鬼怒川、渡良瀬川、江戸川などの流域)の集団がもっとも広域にわたり分布しており、かつ現在も分布域を拡大中であるとの認識です。 また、本種の在来種への影響はカエル類にとどまらず、岸辺に生息する希少種を含む昆虫や魚類(土井, 2012)を活発に捕食すると考えられます。 以上の状況から、外来集団であるヌマガエルを全てまとめて重点対象外来種に含めています。	
22	両生類	ウシガエル	緊急対策外来種とするのが妥当と考える。	カエル類が急激な減少傾向にある中、ウシガエルによる捕食が深刻な被害を与えている。 その他、水生昆虫類をはじめとする生態系被害も大きい事から。	非常に広域に分布している一方で、全国での被害やそのおそれについては地域ごとに大きく差があるため、原案のままとします。	
23	魚類	-	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)」についても、これまでから生態系への影響が大きく、規制や対策が必要とされてきた多くの生物をリストアップして、市民や自治体に対策を促すという点で非常に高く評価できます。また、「外来種被害防止行動計画(案)」において「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト及びその作成に用いた基本方針を示すこと等により、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進させます」(P.74 L.26-28)とあるように、今後の各地方における在来生態系保全のための重要な基礎となるものと考えられます。 しかし、その一方で、今回提案されたリスト(案)には、非常に大きな問題があるため、それらに関する改善を提案いたします		ご意見として承ります。	
24	魚類	-	利用上の留意点として「野外への放流は厳に慎むべき。」「野外に放流しないよう注意が必要。」とあるが、利用者の当然の義務であり、侵略的外来生物のリストの付加情報として、もっと相応しい、種毎に適切な文言とされるべきと考える。		外来種問題の普及・啓発の観点から、基本的な事項も含めて記載しています。対策や管理に資する詳細な情報は、必要に応じて今後整備する付加情報(参考資料)に記載します。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
25	魚類	レッドホースミノー	このように一つ一つの観賞魚種を選定しては際限がありません。放流という行為自体に注意を促していかなければ、根本的な問題の解決にならないのではないのでしょうか。		ご指摘のとおり、個別の種によらずとも、注意を呼びかけるべきことから、外来種全般に対する考え方については、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」において整理しているところであり、「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害予防三原則を呼びかけていきます。	
26	魚類	オリノコセイルフインキヤットフィッシュ	このように一つ一つの観賞魚種を選定しては際限がありません。放流という行為自体に注意を促していかなければ、根本的な問題の解決にならないのではないのでしょうか。		ご指摘のとおり、個別の種によらずとも、注意を呼びかけるべきことから、外来種全般に対する考え方については、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」において整理しているところであり、「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害予防三原則を呼びかけていきます。	
27	魚類	ガンジニア・ホルブローキ	このように一つ一つの観賞魚種を選定しては際限がありません。放流という行為自体に注意を促していかなければ、根本的な問題の解決にならないのではないのでしょうか。水産放流に対して観賞魚ばかりが多く問題視されているようで、愛好家として不公平感を禁じえません。		ご指摘のとおり、個別の種によらずとも、注意を呼びかけるべきことから、外来種全般に対する考え方については、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」において整理しているところであり、「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害予防三原則を呼びかけていきます。	
28	魚類	チャネルキヤットフィッシュ(アメリカナマズ)	対策優先度が低い。	36年に渡る私的観察に基づけば、国内由来の外来種としてのコイがもたらしている生態系への被害に次ぐ、あるいはそれ以上の被害をもたらしており、それはブルーギルやオオクチバスによるものよりもよほど顕著である。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	
29	魚類	ブルーギル	恰好の的として、スケープゴートとして、あるいは時期尚早に選定された感が否めない。	平成27年1月10日現在の、環境省による当種に関する特定外来生物の解説(http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-05.html)における被害状況を見ても、その被害に関するデータは限定的あるいは推測的なものであり、それらを基に一つの結論を出せる段階ではない。選定にあたって学識者を集めながら、学術的根拠の整わないまま法に関する事柄が決定されていくのには遺憾の意を表すしかない。	ご意見として承ります。	
30	魚類	コクチバス	コクチバスも産業管理外来種に分類されるべきではないか。	一部の地域ではあるが、観光地での利用があり周辺地域への経済効果があると思われる。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
31	魚類	コクチバス	釣り愛好家にとって長年格好の対象魚として親しまれている本種は国民余暇、釣りレジャー産業の観点から見ても極めて重要といえることから今後も永続的に釣り対象魚として多くの国民が親しむことができる現在の環境を維持すべきと考えます。	『Basser』、『フライフィッシャー』ほか、現在国内にて発刊される各種釣り書籍、釣り雑誌	ご意見として承ります。	
32	魚類	コクチバス	「南アフリカでは在来種を捕食し」とあるが、「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのあるリスト」なのに南アフリカの事例を用いるのは明らかに間違いである。また文章中にあるハワイや南アフリカの在来種が日本の在来種に酷似しているなら別であるが、こういったコクチバスを明らかに悪意を持って悪い印象を与える様な表現は、明らかに国民を洗脳し誘導している。	左記の事から無関係な表現や誘導する文章を削除するべきである。	海外における科学的知見も活用し、我が国の生態系等への侵略性の高さを基準として評価を行っています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
33	魚類	コクチバス	<p>対策優先度の要件で、④人の人命に身体に対して甚大な被害は一切ない。また、コクチバスは釣りというレジャー産業が大変充実しており、その産業を生業としている人も多く、これ以上の規制強化は農林水産業以上に国民に対して甚大な被害を生む。国内の河川で在来種に被害をもたらす魚種は多く、実際にガーや大型になる正に人間の生活すら脅かすような鑑賞目的の魚種が飼えなくなり放流され、繁殖している事実を環境省並びに農林水産省は調査把握しているのでしょうか？危険度と言うならガー等に比べればコクチバスは危険性が大変少ない魚種である。⑤一部地域で電気ショッカー等で駆除を行っているが効果が少なく、在来種を保護する目的でありながら、電気ショッカーは著しく在来種へも影響があり、駆除を目的としていながら在来種も人間の手によって同時に駆除されている。</p>	左記の事から対策優先度の要件で、コクチバスは④と⑤には該当しない。	<p>コクチバスは水産魚種を捕食することによる水産業への被害が報告されているため、④の要件に合致すると考えます。</p> <p>コクチバスについては電気ショッカーのほか地域ごとに様々な防除の取り組みが行われています。</p> <p>なお、コクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。</p>	
34	魚類	コクチバス	<p>人の生命・身体に甚大な影響はほとんど考えられず、当該魚種が創出している社会的経済価値は高いと言え、産業管理外来種としてみなし特別区の制定・維持管理を進めるべき。</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>また、コクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。コクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。</p> <p>なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。</p>	
35	魚類	コクチバス	<p>一定の地域では、漁種認定され地域産業創出や強い結びつきがあるため、緊急対策外来種ではなく産業管理外来種として管理していくべき。</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	
36	魚類	コクチバス	<p>対策優先度の要件「④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす」には該当するとは思えない。オオクチバスが人の生命・身体に被害を与えた話は聞いたことがないし、可能性があるとも思えない。また社会経済に対して甚大な被害を及ぼすよりも釣り具や交通、入流量、ホテル、コンビニ等への経済効果には貢献している。</p> <p>また、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に指定すべきである。</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>コクチバスは在来種を捕食することによる水産業への被害が報告されているため、④の要件に合致すると考えます。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
37	魚類	コクチバス	コクチバスもオオクチバス同様に生態系に取り込まれており、長野県野尻湖、福島県楡原湖などを代表とする湖沼河川では、安定期を迎えております。釣り人に人気もあり、レジャー産業という側面からも経済的に非常に生産性の高い魚です。 上記2湖においては、少なくとも安定期に入っており、生態系に与える影響は軽微になってきています。両湖ともにフカサギやゴリ、エビ類などは豊富にあり、生態系サイクルの中の1員となっています。 オオクチバス同様に固有種への影響が全くない訳ではありませんが、生態系に取り込まれる場所も多くあります。ゾーニングという形で管理する必要はありますが、自然界においては許容範囲であると推察します。 以上のことから、対策優先度の要件①、④については該当しないもの、もしくは影響が軽微であるものといえます。また、選考理由のⅠの生態系に対する影響も事実上見られなくなってきており、Ⅱについても生態系にある程度取り込まれている場所が多いことから、認められません。		外来種の影響により地域固有の生態系が改変されることが我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題であると考えます。オオクチバスは本来我が国に生息域を持たないものであり、年数が経っていることをもって、自然分布の中に取り込まれていると見ることは適切ではありません。	
38	魚類	コクチバス	「コクチバス」はカテゴリ「総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)」でなく、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」にカテゴリすべきである。	コクチバスは長野県野尻湖・福島県楡原湖などの地域において非常に重要な観光資源となっている。これらを駆除してしまった場合、それらの地域に致命的な経済損失を与える可能性がある。特に福島県楡原湖においては、東日本大震災による観光収入の減少から、その経済損失のリスクを許容することは危険である。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
39	魚類	オオクチバス	選定理由について 小規模かつ閉鎖的な水域では在来種への影響は否定できないが湖や河川等の水域では50年以上の期間を経て生態系に組み込まれるなどして在来種は減少したもののここ数十年安定している。また当然ながらオオクチバスは釣りの対象魚としても有名でボート屋などは観光より釣りの方が収入が大きい所が大半で、経済魚として地域活性化の材料となっていることは疑いの余地が無い。		外来種の影響により地域固有の生態系が改変されることが我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題であると考えます。オオクチバスは本来我が国に生息域を持たないものであり、年数が経っていることをもって、自然分布の中に取り込まれていると見ることは適切ではありません。 本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。	
40	魚類	オオクチバス	緊急対策外来種ではなく、適切な管理が必要な産業上重要な外来種、産業管理外来種への指定にすべき	オオクチバスは日本国内において遊漁として、また釣り具業界、貸しボート屋等で国内外においても経済魚として利用されております。 レイクトラウト、ニジマス、ブラウントラウト等と同じく産業管理外来種に指定すべきと考えます。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
41	魚類	オオクチバス	バスフィッシングは、既に釣り業界としても一つのカテゴリとして存在し大きなマーケットを築いています。既に、ブラックバス自体拡大の時期から減少安定しています。駆除費用に掛かる損出や業界に与える経済的損出、そして内水面では、漁業者の高齢化の問題等も山積しております。 水辺を利用し使用料を支払うシステムは釣人のみが行っている遊漁料制度であり、その制度により少なからず湖沼河川は、維持管理されています。 これからの内水面に於いて、現在多くの若者に支持されているバスフィッシングは、高齢化しつつある漁業者と共同することで、内水面の漁業振興や地域経済の振興にも貢献でき、更に法定外目的税(環境税)等を取り入れることで多くの問題を解決できると思います。 医薬品同様、適正な管理の下に取り扱いを間違えなければ人の為に大いに役に立てる魚類だと思います。		本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは法律に基づくものではなく、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
42	魚類	オオクチバス	既に輸入から数十年が経ち、土着の生物となっていると思われるブラックバスを害魚とし、およそ不可能と思われる駆除に費用をかけるのは無駄だと思われる。むしろ観光や釣り資源として有効活用を考え、遊漁料等を徴収する事で、新たな財源ともなる。既存の魚師への保護ともなる駆除施策の一部である琵琶湖での藻刈り等では小魚のゆりかごを減らす事になり、結果として全体的に在来種自体も減っている。更に電気ショックによる死魚率の多さは、湖に出ている者なら実感としてわかるレベルである。効率的に、冷静で中立な判断を求めます。	http://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1577/1548-8675%281996%29016%3C0560%3AE0EPA%3E2.3.CO%3B2.V.Jdvjd9A0A	外来種の影響により地域固有の生態系が改変されることが我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題であると考えます。オオクチバスは本来我が国に生息域を持たないものであり、年数が経っていることをもって、自然分布の中に取り込まれていると見ることは適切ではありません。また、全国では、電気ショック以外の手法でも効果的な駆除が行われている事例もあります。なお、電気ショックについては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
43	魚類	オオクチバス コクチバス ブルーギル	オオクチバス、コクチバス、ブルーギルは、『産業管理外来種』にすべきと思います。オオクチバスは日本に来て90年近くになりますから、『帰化』させても良いのではないのでしょうか。まず、これらは日本固有種と交雑する恐れがないからです。今やヤマトイワナの純血種はほとんど姿を消しています。『イワナ』という大きな括りでニッコウイワナの無知な放流が行われたため、元から居たヤマトイワナと交雑してしまいました。もう、遺伝子がなくなってしまうたら、後戻りはできません。環境省としては“遺伝子の保存”を最優先に考えてほしいです。それが出来ない手前、外来種を問題視することはナンセンスです。これらは『日本の固有種を食い尽くす』というレッテルを張られています、それはどこかの研究機関が調査・実験を行った結果なのでしょう。実地での経験では、そうは思えません。水の供給が用水や小川の池では、オイカワやハゼ系などと外来種が共生している池がたくさんあります。琵琶湖や雲ヶ浦など漁で生計を立てている方がいる水系では規制が必要だと思いますが、雨水を溜めただけの池は、固有種が居る可能性は低いでしょうから、これらの外来種が居ても問題ないと思います。各市町村で外来種が生息可能な池を決めて、環境省が管理したらいいのでしょうか。もしくは、諸外国のように内水面の釣りを完全ライセンス制にしても良いと思います。愛知県豊橋市では池の水を完全に干して外来魚駆除を行っていますが、この手法は賛成できません。固有種を保護しているという記事はありませんので、もし固有種が居た場合は見殺しということになります。もし保護して他の池に放流したとしても、それは『国内外来種』になります。同じ種類・水系でも場所によって微妙に違う変化をしている可能性があるからです。水を戻して他の川や池から放流しても、同じ『国内外来種』です。また、魚類だけでなく昆虫もいるため、それまで保護しないのであれば、とても危険な手法です。このやり方は外来種よりもヒドイことをしていると思います。環境省としても対策を取ってほしいです。ちなみに豊橋市の池は豊川用水を引いているため、ウキゴリ、チチフなどが生息している池が多いです。きちんと調査をしてください。最後に、この法制化以降、警察に捕まる釣り人が増えていると各所で耳にします。偏見のある報道により、外来種を釣る人＝犯罪者という誤った認識を持つ一般の方が居るようです。ゴミ問題などのマナーの問題はあるにしろ、釣り人も人権は守られるべきです		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。また、外来種による問題は遺伝的攪乱のみではなく、在来種の捕食や生態系そのものが改変されてしまうこと等の問題があります。オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
44	魚類	コクチバス オオクチバス	当初の審議会においての要検討の答申を無視し、多くのパブリックコメントを受けながら、政治的判断により導入されたが、結果的に、一部地方が条例によりリリース禁止の項目を設定したため、板挟みとなり捕獲した人間が望まなくても生物を殺すことを強要する状態になっている。また、それにより条例制定された地域においては、生き物を殺すことを望まない人は日本で物心ついた子供のころからの原風景のように30年以上続く貴重なレジャーをできず、結果的リリース禁止条例を守らないばかりが集まり、釣りを続け、法条例を軽視する傾向を助長している。対応についてご考慮いただきたい。		オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは法律に基づくものではなく、新たな法的規制をかけるものではありません。なお、外来生物法は遊漁自体やキャッチアンドリリースを禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。引き続き外来生物法の適切な執行に努めるとともに、遵守すべき法令事項等も含め普及啓発を推進します。	
45	魚類	オオクチバス	変更依頼 “緊急対策外来種”指定にある、オオクチバスを“産業管理外来種”適切な管理が必要な産業上重要な外来種になるようお願いします。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
46	魚類	オオクチバス	オオクチバスも産業関知外来種に分類されるべきではないか。	資料2-1でNo.53のニジマス、No.54のブラウントラウトが産業管理外来種とされているが、利用状況を見ると管理釣り場などでの利用や釣り人の経済効果などを考えるとオオクチバスも産業管理外来種となるのではないかとと思われる。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
47	魚類	オオクチバス	部分的「棲み分け」を含む防除を望む。 オオクチバスは20年以上前から、レジャーとしての釣り対象魚となっておりレジャーとしての国民の生活の楽しみを縮小させてしまう「種の根絶」には賛成できない。特に「まん延期」の水域においては、オオクチバスの釣りをレジャーとして楽しんでいる人たちがいる。このような国民の楽しみの一つを根絶させないためにも、「まん延期」の水域ではレジャーとして楽しんでいる人たちと話し合い、場所・ルールを決めて環境保全区域、レジャー区域といった「棲み分け」を含む防除を望む。		オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。	
48	魚類	オオクチバス	「緊急対策外来種」に指定されているオオクチバスについては経済効果があり、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」が適切と考えます。	添付する「河口湖町の遊漁税収入額」の他に地域宿泊施設、コンビニ等の経済効果を考慮すると産業上重要な外来種であると考えます。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
49	魚類	オオクチバス	緊急対策外来種のカテゴリーについては、裏づけデータをきちんと取り見直す必要があると考えます。	外来種被害防止行動計画(案)P10(28-33行目)、P26(28-32行目)で深泥池の例を述べていますが、2009年に捕獲された魚類の約90%がブルーギルであったと報告されています。つまりオオクチバスについては10%以下であり、緊急対策外来種のカテゴリーには該当しないと考えます。	「外来種被害防止行動計画(案)」のご指摘の箇所に示した事例は、全国で発生している外来魚問題の一部です。 オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。	
50	魚類	オオクチバス	外来種被害行動計画(案)(P94 29,30行目)では電気ショック一方により対象外来種を効果的に駆除するとありますが、電気ショック法においては、脊椎骨が壊れたり、ずれたりする等の解剖的影響、死卵率に関わる生殖機能影響が考えられ、外来生物はもとより在来魚にも悪影響を及ぼす駆除方法の改善を希望します。	電気ショックによる魚類の反応	電気ショックによっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
51	魚類	コクチバス オオクチバス	総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)リストに入っているが、適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)へ変更するのが適切である。 なぜならばコクチバス及びオオクチブラックバスは一部の水域で第5種共同漁業として認定されており、拡散防止の措置等を取るなどすれば適正に管理できる種である。又、産業管理外来種リストに掲載されているニジマス等と同じくらい身近な存在でもあり、地域の観光振興に大変貢献している。 すでに日本に定着しているオオクチバスを排除するのではなく資源として適正管理し、町、村おこしといった地方創生の一助となるような支援を行うべきである。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
52	魚類	コクチバス オオクチバス	僕は岩手県に住む21歳のバスプロです。 ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)を釣る大会に出場しています。いずれは釣りを職業にしていきたいと思っています。 一部の生物に対する意見ですが、果たしてブラックバスが日本の固有種に悪質な影響を与えているのでしょうか？ 僕が思う限りではブラックバスが固有種を減らし、以上なまでの増殖はしてないと思います。1番の原因は水質悪化などの環境汚染にあると思います。僕の住んでいる岩手県でもリース禁止の看板設置や、水を抜いての駆除などを行っているのを見たことがあります。それよりも先に無駄な工事などによる汚染や自然破壊を止めるべきで、元の状態に戻すような取り組みをして頂きたいと思います。		在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
53	魚類	オオクチバス	産業管理外来種とするのが望ましい。	産業管理外来種に属している「レイクトラウト」「ブラウントラウト」と比較してもその経済効果が圧倒的に大きい。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
54	魚類	オオクチバス	被害の深刻度より4を除外	人の生命・身体に被害を及ぼす可能性が皆無である。 琵琶湖固有のニゴロブナの減少はそもそもオオクチバスの影響は小さく、これをオオクチバスによる産業上の減益とすべきでない。 経済面においては、むしろ地域に利益をもたらす存在である。	人の生命・身体への被害のおそれはないものの、水産業への被害が確認されていることから、要件に合致しています。	
55	魚類	オオクチバス	資料1の2PIにあるNo.100 25 魚類 オオクチバス <i>Micropterus salmoides</i> は資料1-3Pの No.204 52レイクトラウト <i>Salvelinus namaycush</i> No.205 53 魚類 ニジマス <i>Oncorhynchus mykiss</i> No.206 54 魚類 ブラウトラウト <i>Salmo trutta</i> よりもはるかに経済効果も高く、すでに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律によって管理されており、産業管理外来種にすべきである。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
56	魚類	オオクチバス	①に関しては実質的なデータが公開されておらず、資料に乏しく、その影響を調べるほうが先である。少なくとも④に該当する根拠もなく、農林水産業等社会経済がその他の経済活動より上位にあるとは限らない。②～④に対する対策としてもNo.100 25 魚類 オオクチバス <i>Micropterus salmoides</i> の経済効果を利用する方が効果的である。⑤に関する現在行われている手法やそれに関することのできる業種について、公に公開すべきである。		オオクチバスによる在来種の影響や水産業への被害が報告されています。防除事例等については、付加情報(参考情報)で詳細は整理する予定です。	
57	魚類	オオクチバス	釣り愛好家にとって長年格好の対象魚として親しまれている本種は国民余暇、釣りレジャー産業の観点から見ても極めて重要といえることから今後も永続的に釣り対象魚として多くの国民が親しむことができる現在の環境を維持すべきと考えます。	『Basser』、『フライフィッシャー』ほか、現在国内にて発行される各種釣り書籍、釣り雑誌	ご意見として承ります。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
58	魚類	ブルーギル コクチバス オオクチバス	緊急対策外来種から、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」へのカテゴリ変更について。 平成17年3月 環境省資料「特定外来生物の指定対象等に係るパブリックコメントの意見の理由と対応の考え方」の中で、 海外の制度を見習うべき。指定をせず、アメリカなどの制度を見習って、バス釣りをライセンス制にし、釣り人から入漁料・税金をとるなどして、その資金を自然再生などの自然保護に回すべき。まずは、釣りに関する新制度やルール作りが必要。マナーの悪い一部の釣り人には指導していくようにすべき。 に対して、ご意見として承ります。 という回答があります。ブルーギル、コクチバス、オオクチバスは公式に北米より日本に持ち込まれ繁殖しました。近年の環境省の外来種リストにより、現時点の生態系を基準にして在来種＝善、外来種＝悪と単純に選り分ける風潮が生まれました。実際に滋賀では、主に子供を対象とした、地銀や教育委員会が賛同する外来種駆除イベントなどもあります。 私は、長い目で見れば生態系は揺れ動き、移り変わるものだと考えます。ご存知とは思いますがブルーギル、コクチバス、オオクチバスは、現状日本の環境に順応して生息できる魚類であり、他に代替のきかない、自然とふれあうことの素晴らしい楽しみを通して我々に理解させてくれる非常に珍しい習性をもつ生物です。実際に、アメリカでは戦争で深く心を病んでしまった元傭兵たちの、リハビリテーションのセラピーの一つとしても有効として使われているそうです。 単純に外来種＝悪、そして駆除 という対策は、ブルーギル、コクチバス、オオクチバスに関しては国民にとつて生産的ではないと考えます。一国民として、私は税金をそのような目的で使うことを望んでいません。大きな水域では、特定生物の完全な駆除は不可能です。政府として、責任をもって、上記に記載されているような商業価値のある魚として、ライセンス制の導入を検討していただき、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」へのカテゴリ変更を望みます。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 また、外来種問題について正しい理解が進むよう、普及啓発に努めます。	
59	魚類	コクチバス オオクチバス	今やかなり身近な魚となり、小学生のうちから、大人まで釣りを楽しみ子供も多い魚です。 外来種リストの中に、産業管理外来種のカテゴリが設定されていますが、現状バスフィッシングレジャーの市場の大きさを考えると産業管理外来種に分類しても良いのではないのでしょうか？ 現状管理をする所が決まっていな場所が多いので、被害の拡大があるようですが、漁協などできっちり遊漁料を設定、公表し、正しく徴収することで、適切な管理をしてゆくほうが良いのではないのでしょうか。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバス・コクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
60	魚類	オオクチバス	オオクチバスは適切な管理が必要な産業上重要な外来種に指定すべき	全国に分布が広がり、今や生態系等の問題では無い。 釣具の製造販売をしているが、タナゴや鮎釣りなど日本古来種の釣りはもうほとんど皆無になり、それがオオクチバス等が生態系を変えた理由は無い。水質、河川工事等、我々も時代に対応し、日本の古来種の釣りから環境の変化に対応した外来種をターゲットにした釣りへと変化した。今や日本のついでレジャーの代名詞でもあるオオクチバスをこれ以上規制すると、子供達が釣りを始められなくなる。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
61	魚類	オオクチバス	オオクチバスは適切な管理が必要な産業上重要な外来種に指定すべき	琵琶湖等職業漁師には色々と補助金の流れ、不透明な活動が行われているが、我々のようなオオクチバス釣り関連での会社を運営している物に、売上げ減少があった場合、漁師同様に保証があるのか？ オオクチバスは今や日本のレジャーを代表するゲームフィッシュであり今や多くの子供達がフナではなくバス釣りから始めている。 日本のレジャーがなくなる可能性大。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リスト、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
62	魚類	オオクチバス	オオクチバスは適切な管理が必要な産業上重要な外来種に指定すべき	国民にとって重要なレジャーのひとつである釣りにおいてすでにオオクチバスは大きな支持を得た魚類であり、入門的な魚類でもある。 又、オオクチバスにより生計を立てている人も多く国民のレジャー・生計も守りつつ管理すべきである。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
63	魚類	オオクチバス	明確で厳正な管理基準を設けることで、すでに産業上も根づいてしまっているオオクチバスを容認すべきだと考えます。	○ライセンス制の導入でトータルコストの一面を担い当事者意識を持たせる ○在来種の減少の下人をオオクチバスだけに負わせるのではなく、環境変化についても議論し、対策を講じることが必要	オオクチバスは特定外来生物に指定されており、その飼養等は規制されています。主務大臣の許可を受けて飼養等を行う場合は、同法に基づく基準を満たした施設での飼養等及び管理が必要です。 なお、在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
64	魚類	オオクチバス	オオクチバスは適切な管理が必要な産業上重要な外来種に指定すべき	子供達に大人の理由で公に持ち込まれた生物を、殺すような教育はや方針は間違っているのではないのか？ 今ほどの池や川にもオオクチバスは存在し、一番身近な魚となっている。産業としても、古来種がいなくなった今、非常に重要な外来種である。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発に努めます。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
65	魚類	オオクチバス	オオクチバスは適切な管理が必要な産業上重要な外来種に指定すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・固有種への影響は温暖化やむやみなる護岸工事など環境変化の方が大きいはず。 ・オオクチバスの食害のみでなく、鵜などの食害の方が圧倒的なはず。彼らの増加も環境変化にあるはず。 ・地域によっては大きな経済効果となりえる外来種だと思ふ。 ・オオクチバスにおいてはこの何十年の結果、研究をふまえ、上手に対応すれば固有種との共有は可能なはず、そして有益な利用もできるはず。 	<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。</p> <p>在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p>	
66	魚類	オオクチバス	オオクチバスを「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」への指定希望	<p>オオクチバスにかんしては、ゲームフィッシュとして国内レジャーに大きく貢献していると考えております。またこれに関わるレジャー産業としても多く、生計を立てている方も数多くいます。古来種減少が本当にオオクチバスが原因なのか(水質汚染、温暖化、気象の変化等が原因ではないのか?)しっかり調査いただき、判断願いたいと思います。</p> <p>また、釣場をしっかりと管理し、遊漁料徴収すれば、また新たな雇用も出来、近隣産業(商店等)も潤う形となるかと考えます。</p>	<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。</p> <p>在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p>	
67	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「総合的に対策が必要な外来種」ではなく、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」に指定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・オオクチバスは今や内水面における「身近で手軽な釣りの対象魚」として代表格と言える。それだけ全国的に生息域が広まり、釣具や釣場の産業が発展している今、この魚が駆除されて困る人間が多く存在する現実が無視されている。 ・オオクチバスの個体数が一時期に比べて減少傾向にある今、同魚が餌として食べることにより固有種の減少が極端に進むとはそもそも考え難い。 ・日本の内水面の生態系を脅かす魚であるならば、 ・外来種とはいえ、むやみに駆除してもそれ以上何も生まれぬ。 <p>オオクチバスは食欲が旺盛で、ルアー等の動くもの反応するという類稀なる性質があるのだから、その点を利用して「自然より簡単に釣れるオオクチバスの管理釣り場」を設けることで、子供達に釣り(ルアーフィッシングや餌釣り)を体験させられる場をつくることできる。そこで得られた利益は、違った形で自然環境に還元されるべき。</p>	<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。</p> <p>オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
68	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「適正なる管理の上産業上大変重要な外来種」の指定を強く求める。	・釣り業界にとって産業上大変重要な魚類である為、米国などのライセンス制度の導入を図り、これによる資金を適正に自然保護に活用することで共存が図れる様に努力すべきである。 ・行政間の意思疎通を図り魚に関わる全ての職種に温度差はあっても補助や助成の支援から阻害することなく速く施行するシステムを早急に構築し、世界に誇れる釣り釣が世界に誇れる環境でその評価を求めることが人も技術も自然環境の三位一体となる生業	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
69	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「適正な管理が必要な、産業上重要な外来種」に、指定すべきである。	競技力が高い面が多く、人間が持つ狩猟本能というべき部分が掻き立てられるゲームフィッシングと言える。そこから波及し経済的効果の期待として、現場(フィールド)への交通手段(電車、燃料等)、自らのケア(飲食などの外食産業等)、と次の産業へ繋がる部分。また環境整備も必要であり、海外アメリカなどの制度例を基に、ライセンス制という形で価値を求め、税金、入漁料等で環境を取り巻く整備資金の一部として進めるべきと考える。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
70	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「産業上重要な、適切な管理が必要な外来種」に指定するべき	外来種とはいえ、産業上重要な魚種になっていると思います。適切な管理を共存するべきではないでしょうか。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
71	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」に指定するべきだと思います。	バス釣りは初心者も釣り始めるのに最も適した釣りだと思います。 釣り大会等も多数開催されており、産業上重要な魚であり、管理状況下で、釣ができる様にして頂きたいと思っています。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは法律に基づくものではなく、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができます。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
72	魚類	オオクチバス	オオクチバスは、「適切な管理が必要な外来種」に指定すべき	オオクチバス釣り等で仕事や生計を立てている私達への保証等はどうなるのか？	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
73	魚類	オオクチバス	・在来種が減少している原因の1つとして、外来種の増加などがあげられるが、他に原因があるという事実にもっと視点を向けるべき。 ・鳥類も大切な生物だが、数を減らす事も考えるべき。	・鮎やヤマメ、マスなどと言った魚は人間が食して美味と感じるように他の動物も美味と感じている。 鳥類は特に保護の対照となっている事が多く、殺傷は難しい。しかしながら、鳥は美味な鮎などの魚を食べ放題である。そして重要な点は鳥はバスやブルーギルを減多に食べる事が無い。結果、在来種が多く減少する。 ・オオクチバス向けに販売しているアイテム1点につき、自然保護の面などの明目で税金を設けるべき。	在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
74	魚類	オオクチバス	外来種は、管理など(他の場所などに勝手に移動などはしてはいけない)決まりごとにするべきではないのか？ ブラックバスなどが、古来種を減少させている原因なのでしょうか？ (もし、外来種を全滅できたとしても、その後の対策はあるのか？)	ブラックバスが、古来種を食べ尽くしてしまう原因だけでは、ないような気がする。(魚の住んでいる本来の場所に、私たち人が工事などしているのは、原因にはならないのか？)	外来生物法では、オオクチバスだけでなく、日本の生態系等に被害を及ぼす外来生物を特定外来生物に指定し、その輸入・飼養等を規制するとともに、防除を推進しています。 在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
75	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」に指定すべき	オオクチバス釣り等で、仕事や生計を立てている人達への保障等はどうなのでしょう？	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
76	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」に指定すべき	魚釣り関連の仕事をしている私達はどうしたらいいのか？保証等あるのか？	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
77	魚類	オオクチバス	オオクチバスは適切な管理が必要な産業上重要な外来種に指定すべき	オオクチバスだけが生態系に被害を加えているのか？ 在来種が今の水質に適応できているのか？ オオクチバスと在来種の管理保護をきちんと出来ているか。 外来種を駆除するだけでは無理だと思う。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 本リストでは、オオクチバスだけでなく、わが国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
78	魚類	オオクチバス	オオクチバスは、「適切な管理が必要な外来種」に指定すべき	オオクチバス釣り等で仕事や生計を立てている私達の保証等はどのようなのでしょうか？	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
79	魚類	オオクチバス	オオクチバスは、「適切な管理が必要な外来種」に指定すべき	オオクチバス釣り等で仕事や生計を立てている私達の保証等はどうなるのでしょうか？	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
80	魚類	オオクチバス	バスフィッシングが自由に出来る環境を無くさないでほしい。適切な管理が必要な産業上重要な外来種に指定すべき	子供の頃からバスフィッシングを楽しんで来ました。小さな小供に釣りの楽しさを知ってもらうには、バスフィッシングは手軽に出来る釣りだと思います。それに、バスフィッシングが出来なくなると、釣り具屋、釣り関係の仕事に携わる人への打撃は計り知れないと思われる。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
81	魚類	オオクチバス	オオクチバスを適切な管理が必要な産業上重要な外来種に入れてほしい	バス釣り等で仕事や生計を立てる者としては、外来種とはいえ、ライセンス制にし、入漁料、税金などを徴収し、その資金を自然再生などの自然保護に回せばいいと思う。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
82	魚類	オオクチバス	オオクチバスを適切な管理が必要な産業上重要な外来種に入れてほしい	バス釣り等で仕事や生計を立てている私達にとって今や釣りを始めるきっかけになる魚であり、せめて管理されている状況下でも釣る事を可能にしてほしい	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
83	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「適切な管理が必要な、産業上重要な外来種」に指定すべき	釣りの大会や競技制のあるゲームフィッシュであり、経済的な観点からは、管理されたうえで共存するべきである。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
84	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」に指定すべき	オオクチバスは、釣り大会なども行われる競技制の高い魚であるため、趣味仕事などで多くの人が携わっています。もしバスフィッシングが出来なくなるとその人々たちへの打撃は計り知れないと思います。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
85	魚類	オオクチバス	①ニジマスやレイクトラウトと同じように「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に指定して、バス釣りの文化をなくさないで欲しい。	①バス釣りは近年では釣りを始めるきっかけになる釣りであり、商品数等でも各種ブランドが多く有り、重要な産業であると思います。又、バス釣り等でも資格や入漁料を取り、その資金を自然保護等に割り当てればよいと思います。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
86	魚類	オオクチバス	オオクチバスは「適切な管理が必要な、産業上重要な外来種」に指定するべきだと思います。	オオクチバスは釣り大会なども開かれるほど競技性の高い魚であり、また、我々はオオクチバス用釣具の生産を仕事としています。せめて管理された状況下であっても釣る事を可能にしてほしいと思います。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
87	魚類	オオクチバス	オオクチバス専用の池等を特定し、そこで保護すべきである。	バス釣りがレジャーとして全国に普及しており、それに関連する商品等の販売にも影響が大きいので死活問題にもなる。	オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。	
88	魚類	オオクチバス	No.100オオクチバスは総合対策外来種ではなく産業管理外来種に指定すべきです。	現在、釣り業界においてルアーフィッシングが占める割合は50%を超えていると思われませんが、これまで日本のルアーフィッシングを牽引してきた魚種はオオクチバスです。オオクチバスが居なくなれば、日本の釣具メーカーの発展、海も含めたルアーフィッシングがここまで発展してなく、これらからも釣り業界を引っ張っていく魚種です。今後オオクチバスの駆除が進み居なくなれば、オオクチバスのみにも携わって生活している人はもちろん、釣りメーカー、問屋、小売業の多くが潰れ、その被害は決して小さくはありませんので適切な管理が必要な産業上重要な外来種に指定し、管理すべきです。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
89	魚類	コクチバス オオクチバス	資料-1で、 99 魚類 コクチバス <i>Micropterus dolomieu</i> と、 100 魚類 オオクチバス <i>Micropterus salmoides</i> の緊急対策外来種への指定がありますが、産業管理外来種への変更が望ましいと思います。	オオクチバスの選定理由、④の人の生命、身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす とありますが、ブラックバスは人の生命、身体には被害は及ぼすことはないです。かつ、水産業の経済に影 響を及ぼすほど増えたのは昔のこと。 かつて、釣り人の間で、「最後の楽園」とされた秋田県八郎潟で は、今ではボート屋の経営が危うくなるほど「釣れない湖」として認知されております。 深泥池の例のように狭い水域では在来種を絶滅寸前まで追い込むこともあるやもしれません。 しかし、八郎潟、霞ヶ浦水系、裏磐梯湖沼群、猪苗代湖、琵琶湖など、広い水域では、毎週末のように湖を見 てる、我々釣り人にとっては、バスも居ますが、それ以上に在来種がいる現状を見ています。 100のコクチバスですが、資料2-1にあるよう、裏磐梯と猪苗代では定着し、釣魚として重要な観光資源となっ ております。 バスが釣れる、夏のシーズンは3.11ね震災原発事故以来、これまでバス釣りの方からも「漁業権魚種のヤマ メ、イワナが釣れるかもしれない漁法」として、協力金のように徴収してた、遊漁料も取れない現状で、バス釣 りのお客様のレンタルボート代、宿泊飲食代、第二のチェルノブイリとまで言われる、この地の観光PRIに非常 に有用な魚種です。 このように、芦ノ湖にバスが入ってから100年とかのこの国では、バス釣りが地域に非常に密着している地域も あり、一概に駆除対象とは言えないのが現状です。 最初増え始めたときに国が対応し、今回の緊急対策外来種指定なら分かりますが、原発事故以来、観光客 激減な福島のことも考えて下さい。 そんな理由から、オオクチバス、コクチバスは「産業管理外来種」への変更が望ましいと思います。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分 しているものではなく、産業又は公益的役割において重要 であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程 度の社会経済的効果が得られるというような代替性がない もので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階にお ける適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定し ています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた 施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に 定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布 の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策 外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバス・コクチバスは既に外来生物法に基づく特定 外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。 本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。 外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運 搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
90	魚類	オオクチバス	オオクチバスが「緊急対策外来魚」に指定されていますが 利用状況として富士五湖や管理釣り場でスポーツフィッシングに利用されているとありますので「産業管理外 来種」に入れることはできないでしょうか。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分 しているものではなく、産業又は公益的役割において重要 であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程 度の社会経済的効果が得られるというような代替性がない もので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階にお ける適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定し ています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた 施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に 定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布 の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策 外来種の中に位置付けているものです。	
91	魚類	オオクチバス	古来種の保存と考えれば駆除だが、ビジネスシーンとして考えた場合、非常に貢献度が高い。		本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態 系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定していま す。	
92	魚類	オオクチバス	オオクチバスは、緊急対策外来種とされていますが、参考文献『(1)バスフィッシング人口300万人及び市場 規模1,000億円の根拠について』(財)日本釣振興会(2005年1月)からも分かるのとおり、産業又は公益的役割 において重要であることから、産業管理外来種に分類されるべきと考えます。しかし、資料2(4ページから5 ページ)によると、次の①②③④に当てはまり、かつ⑤にも該当する生物が緊急対策外来種に分類されること となっております。対策優先度の要件として、オオクチバスは①②③④⑤のすべてに該当するとされています が、私は⑤には該当しないと考えます。外来種被害防止行動計画(案)には、防除手法として、「深い場所等で 産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除す る技術を開発します。」との記載がありますが、参考文献『水産工学』28巻2号(1992年3月)p.121-126 掲載論 文、山森邦夫「電気ショックに対する魚類の反応」を読んでみても明らかであるように、生態圏が重なりうる在来種 への悪影響が考えられる防除手法を採用すること自体がありません。そして、その理由から電気ショック 法による駆除を行うことが出来ないとすると、⑤は当てはまらないことにならないのかと考えます。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分 しているものではなく、産業又は公益的役割において重要 であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程 度の社会経済的効果が得られるというような代替性がない もので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階にお ける適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定し ています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた 施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に 定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布 の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策 外来種の中に位置付けているものです。 また、全国では、電気ショック以外の手法でも効果的な防 除が行われている事例もあります。なお、電気ショックに よっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受け る個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経 過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッ カーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確 認されています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
93	魚類	オオクチバス、コクチバス	当該2種は「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に分類されるべきである。現在、当該2種をターゲットとした釣り(疑似餌によるスポーツフィッシング)の経済効果は1000億円とも言われている。また「釣り用品の小売市場規模」の1/4がブラックバス釣りに関連するものであるという。琵琶湖・河口湖等有名な釣場の釣り客のほとんどはブラックバス釣りであり、これらが与える地域への経済効果は計り知れないものである。当該2種については「産業上重要である」と言えるのではないだろうか。また、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」にはマス類も分類されている。これらの魚種と当該2種が在来種に与える影響はほぼ変わらないように思われる。以上を考慮して再度適切な分類をされたいと思う。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
94	魚類	オオクチバス	総合対策外来種緊急対策外来種のカテゴリーから、産業管理外来種へカテゴリーを変更することを意見致します。さらに産業管理外来種の中では、絶滅危惧種・希少種への影響を考慮し、緊急に対策をすべく緊急管理外来種というカテゴリーの設置を意見致します。	我が国の生態系に被害を及ぼす最もおそれのある生物は人間であり、「外来種被害防止行動計画(案)」と連動しているこの「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)」は、生態系のためではなく人間の都合のため、であることを前提で、理由を2つ述べます。 ・理由1: まず私の立場を明確に示すまずと漁具を製造販売しているメーカーに勤務しております。漁具と言いましても多様に渡りますが、オオクチバスを主たる対象魚とした疑似餌(ルアー)のメーカーです。そのメーカーで勤務し、家族を養い、また国へ税金を納めている立場です。オオクチバスを取り巻く釣り産業は、釣り人口300万人、1000億円規模の産業(日本釣振興会 平成17年報告)であり、私以外にも同じような立場の人間が多くおります。オオクチバスは外来魚であり、水産漁業で生活を営む立場の人間との問題をはらみませんが、非常に有効な日本の資源として捉え、特定の地域では生態量を調整(駆除etc.)しつつも、国として保護・管理を推進することが国益になると考えるからです。 ・理由2: 現在、世界各国の漁具でも特に疑似餌(ルアー)の市場をみますと、疑似餌の歴史のあるヨーロッパ諸国をはじめ、オオクチバスの原産国であるアメリカなど海外製品があるなかでも、年々、日本企業の製品の輸出額が増加し世界市場で日本製品のシェアが伸びていく傾向です。これは日本国内での疑似餌(ルアー)の開発技術が各国に理解され認められているからこそであり、日本の誇るべき産業であると考えております。この繁栄にはオオクチバスがレジャー性の高い魚で日本国内で人気があり、それを楽しむために多くの国民が参加したことによる経済的な潤いがあったからです。また、公益財団法人日本釣振興会と一般社団法人日本釣り工業会が主体となっている「つり環境ビジョン」というプロジェクトがあり、プロジェクトに加盟している企業の漁具をユーザーが購入することで、購入金額の一部が「釣り場の清掃」「魚資源の放流」「釣り場の開放」に充てられるというものです。国民が快適にそして健康的に余暇を楽しめるため、そして日本の文化である釣りが継続的に栄えて行くためにも、弊社もこのプロジェクトに加わっております。オオクチバスの釣りを楽しむために、疑似餌(ルアー)をユーザーに購入して頂けることで、そのようなサイクルが可能となります。以上のように、オオクチバスは釣り産業を支える価値ある重要な資源と考えられるからです。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
95	魚類	オオクチバス	日本の釣り業界のルアー部門の総売上上の50%以上がオオクチバス用のルアーといわれ、現在釣り入門のとても大事な魚種である。日本古来の魚種は減る可能性は否定出来ないが、漁協によっては、入漁料という方式で生計をたてる所も多々ある。日本のレジャー産業においてオオクチバス産業は無視できない存在であり続けている。電気ショック漁は実際全ての生命体を無差別に殺傷している。	オオクチバス産業は大きな産業へと成長しており、生態数のコントロールという考え方で共存できる社会を目指してほしい。琵琶湖の電気ショックの駆除はボートで釣りをしているのを目撃したが、現実には在来種も即死している。水鳥やカメも浮いてきていた。とても卑劣で世界中で禁止された漁が日本で許されているのは日本人として疑問に思うし、生命のつつかいとしてあまりにも非人道的。	琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
96	魚類	オオクチバス	「外来種リスト」に対しまして。オオクチバスは「緊急対策外来種」が妥当ではなく、「産業管理外来種」が妥当と考えます。	<p>オオクチバスはすでに広域に生息している魚であり、肉食魚であることは周知の事実ですが、客観的に、在来種に及ぼす影響にクローズアップした「害魚」としての見解に偏り過ぎる傾向があると感じます。オオクチバスが釣り魚種として人気が高いことでの釣り人口の多さ、また、オオクチバス釣りに関わることを職業としている人が大勢いること考慮しますと、『産業価値の高い魚』としての一面も考慮するべきだと考えます。私も該当するのですが、オオクチバス釣りにまつわる釣り用品を製造、販売することで生計を立てている人がいます。</p> <p>私が働く会社は、釣具(ルアー)を企画し釣具販売店へ卸しておりますが、さらに生産工場、釣具販売店も同様に、オオクチバスを生活の糧としております。また、オオクチバス釣りに関わるネタを取り上げる出版社や映像の制作で生活をしている人もおります。</p> <p>直接魚を取ることで生計を立てる漁師さんと業務内容は違えど、オオクチバスがいるおかげで生活が成り立ち、オオクチバスならではの産業価値に支えられている人々がいることはまぎれもない事実です。</p> <p>オオクチバスの駆除活動がさらに推進され、オオクチバスの個体数が人為的に減らされるだけでなく、もし、駆除が一般の釣り人にも強制される(リリース禁止)地域がさらに広がることにも進展するようであれば、オオクチバス釣り人口の大幅な減少も予想され、上記の人々の生活をダイレクトに苦しめることとなります。</p> <p>さらに、オオクチバス釣りのメッカとされる釣り場の近隣では、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、飲食店、宿泊施設などが、オオクチバス釣りが目的でその場に訪れた人達による売上によって潤っていることは、同じ釣りをする人であれば、それらのお店に止まっている車の中に釣り竿が積まれていたり、店内にいるお客さんの出で立ちなどで容易に想像がつくものです。</p> <p>また、釣り場への距離が遠ければ高速道路を使って釣り場に向かう人も多くいるでしょう。</p> <p>東京都に住む私が、オオクチバス釣りでは関東屈指のメッカである霞ヶ浦に釣りに行く場合、高速代、ガソリン代、食事代だけでも、1日約1万円ほどの出費となります。もちろん、釣り場に近い人であれば交通費は低額で住みます。しかし、それでも移動の度にガソリンを炊き、釣り場の近隣で食事をし(もしくはコンビニエンスストアなどで購入をし)、釣り道具も購入します。</p> <p>こういった人が少数であれば経済効果として語れるほどではありませんが、オオクチバスは人気のある釣り魚種であることから(すなわち釣り人口の多い魚種であることから)、産業価値は非常に高い魚であると考えます。</p> <p>上記の理由から、オオクチバスを緊急対策外来種とすることには反対であり、ニジマスと同様の産業管理外来種が妥当であるとの意見を投じさせていただきます。</p>	<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	
97	魚類	オオクチバス、コクチバス	オオクチバス、コクチバスは総合対策外来種にカテゴリ区分されているが、適切な管理を必要とする産業管理外来種に区分されるべきではないか。	<p>ブラックバスは経済魚としての効果が大きく、釣りの愛好家は300万人、経済効果1000億円と言われている。オオクチバス、コクチバスが他の多くの外来生物と大きく違う点はこの有益性にある。この2魚種の存在によって生計を立てる、もしくは収入の大部分を得ている人は相当数にのぼると思われるため、産業または公益的に重要であると考えられる。</p> <p>参考文献『経済魚としてのブラックバスの活用研究』(平林、小林) http://nagano.ac.jp/sp/res/20130311-172119-8013.pdf</p>	<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	
98	魚類	オオクチバス	オオクチバス問題はとても深刻で、早急の対策が必要かと思えます。しかし、対策優先度の要件⑤で防除手法とありますが、これは在来種への影響はお考えでしょうか？オオクチバスの駆除=在来種の減少もしくは駆除になるのではないのでしょうか？電気ショック、薬、網等を使用することで、多少なりとも影響が出ると思えます。個人的には駆除というより、共存をしていく方向の考えの方が、良いのではないのでしょうか？	<p>ブラックバス=ルアーフィッシングだと思います。そのブラックバス排除してしまえば、ルアーフィッシングの大半が無くなってしまいます。これは、経済効果としてもかなりの打撃になると思います。そこで、個人的には、ブラックバス(外来種)と共存していくことを考えます。例を挙げると、岐阜県の大江川は遊漁料を払います。その遊漁料で生活をしている人もいれば、大江川周辺で生活する方(飲食店、コンビニ等)も釣り人によって生活出来ているのも正直な部分かと思えます。その方達の生活も考えての計画とは到底思えません。なんとか共存していく方向で考えるべきではないのでしょうか？</p>	<p>オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。</p> <p>全国では、電気ショック以外の手法でも効果的な防除が行われている事例もあります。なお、電気ショックによって、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
99	魚類	オオクチバス	ニジマスやブラウントラウトも外来魚と同じく魚食性が認められており、オオクチバスも同様のはずが駆除リストに抜粋される理由が明確ではありません。すでにオオクチバスもニジマス同様に日本の産業の一角を担っており、導入から半世紀が過ぎ釣り分化としても根付いております。マス類同様にオオクチバスも産業管理外来種の枠として選ばれてもよいと思います。既存種の保存や漁業関係者の保護が目的となっておりますが、駆除後のオオクチバスに関わる企業・釣り場従業員への対応の計画も具体案がありません。私も釣具業界で働く者として売り上げの半分近くを占める中で、一方的にオオクチバスが駆除されてしまっは路等に迷うほかございません。少なくとも納得できる計画や対応を示せないことは、従業者への暴挙ではないでしょうか。	他の魚種を食い尽くす魚ではない。もしオオクチバスが他魚種をどう猛に食い尽くす魚であれば、ワカサギが生息する湖ではワカサギの個体数が激減するはずですが、そのような話は聞いたことがありません。近隣の相模湖でもワカサギの釣果の変動はほとんどありません。すでに日本国内でのオオクチバスの生息は衰退期を迎えており、外来種問題が大きく取りざたされた混迷期のそれとは状況が異なっております。衰退期を迎えた魚種であり、今後は放流し繁殖の調整もないのであれば、事を荒立て駆除する必要すらもないのではないのでしょうか。 <相模湖におけるワカサギ釣果> 2014年11月：約400、2013年11月：約200、2009年11月：約300、2014年10月：約600、2013年10月：約170、2009年10月：約400	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
100	魚類	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバスが「総合的に対策が必要な外来種(総合的対策外来種)」の「緊急対策外来種」に指定されている事に関して、国民の一人として「バス釣り」(釣り場よっては上記4種類の魚種が釣り対象魚として混在する)を40年以上人生の拠所とって過言でない「趣味」としており、それを生きがいとして楽しんでおり、本法律が成立すると、趣味としての釣りに制約が生じ、心から楽しむ事ができなくなるのが懸念されるため、本法律に対し反対いたします。	国民の一人として、「趣味」の釣りに関して規制がかかるため。	本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、その輸入・飼養等が規制されています。また、外来生物法では遊漁等の行為を禁止しているものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
101	魚類	オオクチバス	ニジマス、ブラウントラウトなどが「産業管理外来種」に分類されていますが、バス業界の規模、釣り人口、フィールド近辺への経済効果を鑑みればオオクチバスがここにカテゴリズされていないのは疑問です。オオクチバスの増加により在来種が絶滅する危険があるのは承知しています。だからといって在来種を保護するためにオオクチバスを駆除するという考え方は短絡的ではないでしょうか。人間の手で持ち込まれたがためにただ生きてるだけで悪者扱いされて駆除されるオオクチバスもまた被害者だと思います。(外来種全般に言えることですが)確かに在来種を守るためにも駆除は必要です。しかし、駆除だけでなく共存など、別の道も模索していかなければならないと思います。そのためにもオオクチバスをただ悪者にするのではなく冒頭で述べた益魚としての一面もあることを考慮していただけないでしょうか。文脈にまともりがなく根拠も乏しいですが、私の意見として提出させて頂きます		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
102	魚類	オオクチバス	緊急対策外来種に選択されていることに納得できません！	私は、バスフィッシングをこよなく愛し、楽しむ、いちアングラーです。主に琵琶湖で枚ボートで釣りを楽しんでいます。高速道路を利用し、またガソリンを使い、毎週のように琵琶湖へ通う人は多いと思います。今は滋賀県の琵琶湖を例にとっていますが、「バスを駆除→バスが釣れない一人が来なくなる＝周辺地域の飲食店・コンビニ・おみやげ屋等の収入減少」それでいいんですか？市は、県は、そんな状況になっていいんですか？バスフィッシングはスポーツなんです。このことは、全国、国に対して同じです。生態系がくずれるからとか、そんな理由だけで駆除対象にするのは納得できません。	オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 また、このリストは生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
103	魚類	オオクチバス	全国各地でただやみくもに駆除するのではなく、新規に漁業権魚種認定される地域を各地に増やすべきだと考える。駆除する場、そうでない場をしっかりと分けることにより、今後の被害拡大に大きく影響すると考える。	駆除を続け、根絶できたとしても、新たにオオクチバス又はその他の外来生物を放流する者は必ず出てくると思う。そうなれば被害は拡大しつづけると思う。	オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等及び野外への放出等が規制されています。引き続き、外来生物法の適切な執行に努めるとともに、効果的・効率的な防除を推進します。	
104	魚類	オオクチバス	現在一部の地域の管理釣り場や山中湖などの様な環境を各地域に広げてもらいたい。駆除を否定するつもりはありませんが、スポーツフィッシングを楽しむ私からすればすみわけをしてもらいたい。	我々の様に休日に釣りを楽しみ余暇を過ごしている国民もいます。釣りは自然にふれあい青少年の育成にも繋がる素晴らしいレジャーだと思います。是非、完全に閉鎖、駆除ではなく、すみわけをしてもらいたい。	オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
105	魚類	オオクチバス	日本の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの中には確かに被害を及ぼすかもしれない種もあるかもしれませんが、ブラックバスもそうかもしれません。現在の外来種としてのブラックバスに関するデータは私としては疑問だらけです。駆除に関する漁獲量でのデータには全く根拠はないと思います。在来魚と外来魚の増減データも様々拝見しました。もっと継続的に年月をかけての調査も必要ではないでしょうか。池や川や湖の環境変化にも目を向けていただきたい。自然による環境変化、人為的環境変化、色々あるかと思えます。よく外来魚ブラックバスやブルーギルの影響で在来種が減少したと言われていますし、データや資料も拝見します。あたかも結論づけられた様に見えます。ブラックバスを知らない人が見れば完全にブラックバスは悪者しか見えません。非科学的データ、安易なデータではないでしょうか。因果関係を決定づけるのはまちがいでないでしょうか。在来魚の減少データとブラックバスの増加データを今一度しらべて欲しいです。無理な因果関係があります。他の外来種リストはさておき、ブラックバスの歴史は古い。過去もさかのぼれます。ブラックバスに関する条例がここ数年たくさんできました。これによってブラックバスが減少したとは言えない。被害を及ぼすおそれは確かにあるかもしれませんが、周辺の人、周囲の住民、ブラックバスの釣り人、他魚種の釣り人等に、今一度耳を傾けてはいただけないでしょうか。		在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
106	魚類	オオクチバス	バスを産業管理外来種に認定できないか検討してほしい。	バス釣りは、釣りの中でも愛好家が多く、適切な管理(異動放流禁止、遊漁券等)ができれば、経済効果を期待できると考えます。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
107	魚類	オオクチバス	外来種被害防止行動計画(案)p94の29～30行目の電気ショックー法がありますが、在来種にも影響が出ることがないか、確認し、公表するべきでは？	「水産工学」28巻2号のp121～126の電気ショックによる魚類への反応により、電気ショックーへの不信があるため。	電気ショックーによっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動態は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
108	魚類	オオクチバス	・オオクチバスの選定理由にⅠ、Ⅱが当てはまっているが、オオクチバスに対する知見はまだ不十分と思える。そのため、選定理由Ⅳにも当てはまり、慎重な対応が必要ではないかと考える。 ・オオクチバスは産業的な貢献もあるため、今後、食用への利用等も含めた釣りや食の両面での適切な管理を実施し、ニジマス等が分類される産業管理外来種への分類も考慮するべきである。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
109	魚類	オオクチバス	・オオクチバスの選定理由Ⅰ、Ⅱ、対策優先度の要件①～⑤について、他の魚類(主にブルーギル)との区別が曖昧ではないかと思われる。現に一定の止水域での調査(京都市深泥池)の際、捕獲された魚類の約90%がブルーギルであった結果から見ても外来魚をひとくりにみるのではなく、あくまでも魚種ごとの影響をもう一度調査すべきであると考え。	環境省「外来種被害防止行動計画(案)」パブリックコメント版26ページ28行目～32行目参照	「外来種被害防止行動計画(案)」のご指摘の箇所に示した事例は、全国で発生している外来魚問題の一部です。オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。	
110	魚類	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル	オオクチバスは捕食性が高いですが、全国各地に既存する魚を領している生業とした人達のいる場所では規制を厳しくして駆除活動を一旦とめてほしい。コクチバスはオオクチバスと違い、生息しにくいような場所で生息できますが、長野県野尻湖に生息しているコクチバスは2014年マイマイガの幼虫によりリンゴ果樹などの果を食いつぶしました。ですが、成虫となったマイマイガが湖上で溺れ、それを捕食していました。ブルーギルの食性は幅広いが、2014年問題となったデング熱の発生により、人体に影響がありましたが、ボウフラの時点でブルーギルが捕食することにより被害が収まったのではと思います。	現段階で絶滅危惧種を捕食する映像が注目されてませんし、年々減少しているとは言え、生活する人達からの水質やゴミも影響していると思います。コクチバスがマイマイガを捕食することにより被害が抑えられる場所が少なからず存在して、一概に駆除はしない方がよいと思う。ブルーギルは飼育、異動、放流は禁止されていますが、全て駆除するのではなく、ある程度の最低限により僅かに生かすつつ定期的に駆除すれば良いと思いました。	オオクチバス・コクチバス等による生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。オオクチバス・コクチバス等は既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。	
111	魚類	オオクチバス	オオクチバスが産業管理外来種でないことがおかしいとおもう。	現在の河川や湖沼における釣り人口、オオクチバスの釣り人口、子供から大人までの業界の規模、地域への経済効果から考え緊急対策外来種というのをおかしいと考える。100年近くオオクチバスは日本にいるが、とくにマスコミにて流されるニュース等は悪質である。外来＝悪がイメージである。事実、小規模な閉鎖エリアではそのようなことがおこってしまうが、メジャーフィールドと呼ばれるエリアではそうではない。事実、他魚種と共存している。ニジマス、ブラウントラウト等のように管理は必要であり十分管理していく方法はあると思う。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
112	魚類	オオクチバス、コクチバス	オオクチバス、コクチバスをまとめてバスと書きます。バスの緊急対策種の指定についてですが、参考資料1のp4～p5で5項目全てに該当することが分類される条件となっていますが、④の人の生命、身体や農林水産業等社会経済に甚大な被害とあるのですが、バスが生命や身体に被害を及ぼすのはありえないことだし、社会経済というならばバスを駆除することにより甚大な被害を受ける釣り業界はどうでもいいということなんですか。また⑤の予防手法の開発についてですが、資料によると電気ショック法で駆除を進めるとなっていますが、そんなにピンポイントでバスだけを駆除できるのでしょうか。少なからず在来種にも影響が出てくるのではないのでしょうか、適切な方法とは到底思えません。バスは緊急対策外来種には該当しないと思います。		本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。人の生命・身体への被害のおそれはないものの、水産業への被害が確認されていることから、要件に合致しています。また、全国では、電気ショック以外の手法でも効果的な駆除が行われている事例もあります。なお、電気ショックによっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
113	魚類	コクチバス、オオクチバス	魚類52レイクトラウト、53ニジマス、54ブラウントラウト、昆虫20セイヨウオオマルハナバチが産業上重要な外来種と選定されていますが、上記種のみが選定された理由は何でしょうか？産業上重要とみなされる条件は何なのでしょう？選定されていない種の中にも産業上重要な役割を果たしているもの、今後果たすものも多数あるのではないのでしょうか？駆除、排除だけではなく、新しい見方を検討し全ての種について新しい保護を考えるべきではないでしょうか？	外来種は意識的か又は無意識的かは別としても、人が媒介して持ち込んだもの。数が増えて邪魔になったからといって、一方的に駆除をするという考え方が自然保護の考えに沿っているとも思えません。ブラックバスの例を聞くと、かつては非常に経済効果の高い魚種で一つの産業ができあがっています。多くの人の生活もかかっています。既にある産業であればなおのこと、産業経済的価値を見直し、駆除よりも管理・保全に力注いでいけないのでしょうか？	オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。オオクチバス・コクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発に努めます。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
114	魚類	コクチバス、オオクチバス	選定の際の情報元、量についての疑問です。選定方法には専門家から提供された情報をもとにとありますが、一つの種の選定に際し、どこからどれだけの情報を得て選定がなされているのでしょうか？多方面からあらゆる情報を収集し、選定された結果なののでしょうか？駆除さすれば生態系・多様性は本当に守られるのでしょうか？他に影響を与える要因は皆無なののでしょうか？	もともと外来種は人が持ち込んだもの。増えて不要なので駆除をする。しかもそこに多額の税金を投じるとおなれば現地面での問題だけでなく、今後先何10年にもわたって、自然保護の観点からも、産業・経済的観点からも最善の策でなくてはならないと思います。駆除による効果及び損失、関連分野への影響など多岐にわたる調査の上での選定を求めます。	オオクチバス・コクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。また、在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発に努めます。	
115	魚類	オオクチバス	参考資料1の5ページ(3)産業又は公益的に重要で利用されているが代替性のないもの…適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)と記述があります。オオクチバスはすでに日本の観光および釣り産業において「代替性のないもの」であります。河口湖や芦ノ湖では流出を防ぐための管理が行われており、持ち出しに対する啓蒙活動も行われています。このことからオオクチバスを「特定外来種」から「産業管理外来種」へ変更することを希望します。昨年12月16日にある衆議院議員にオオクチバスの産業利用についてお聞きしたところ「大いに賛成」との意見でした。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
116	魚類	オオクチバス	総合対策外来種の緊急対策外来種に位置づけられているが、産業管理外来種に位置づけられるべき外来種であるとする。	対策優先度の要件の考え方①～⑤(参考資料1 p4～5)に問題がある。①～④の生態系・生物多様性保全上重要な地域・絶滅危惧種等の生息・生育・農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす。これに対しては移入した当初は影響が無かったとは言えないが、日本にオオクチバスが1925年に持ち込まれて今年で90年ということ考えれば、今後甚大な被害の可能性はあるとは考え難い。既に多くの湖で生態系の一部となり、在来種と共存している事は多くの農林水産業等の関係者は理解し、在来種の減少が別の外的・人的要因にあるということも分かっている。更に、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)」は在来種を護る目的のもとに作成されていることを考えれば⑤の「防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。」で、オオクチバスになされている電気ショッカーは適切だとは言いがたい。電気ショッカーが在来種に全く影響が無いとは言いがたい中で行っているのは事実で、本当の意味で在来種を護るのであれば安全な防除手法を別な形で再検討が必要である。以上の事からオオクチバスを緊急対策外来種に位置付けるべきではなく、オオクチバスが釣具業界に及ぼす経済効果と釣り人の釣り場周辺における経済効果を考えれば産業管理外来種に位置づけられるのが適切である。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
117	魚類	オオクチバス	オオクチバスがなぜ緊急対策外来種なのか？	オオクチバスは人体・生命に危険を及ぼす事がないのは明白でありそれに関わる愛好家・生業を営む人が大多数います。拡散防止は当然として、産業管理外来種に変更願います。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
118	魚類	オオクチバス	特定外来種に指定されていますが、報道などによる必要以上な悪いイメージが先行してはいないでしょうか？確かに魚食性が強く、固有種を食べることはありますが、食べつくしてしまうことはないと思います。既に定着し、釣り愛好家も多いうえ、殺すことを強要されることは非常に心苦しいです。駆除にて絶滅させるのではなく、棲み分け(ゾーニング)等の施策を要望いたします。	奈良県の津風呂湖や、布目ダムでは、古くからオオクチバスが生息しています(私自身確認しているのは25年前)が、現在はワカサギやヘラブナ、鯉などの、小型から大型の魚種が混生し、いずれもコンディションが良いです。余程、小さく閉鎖された水域以外で、オオクチバスが他の魚種を食べつくしてしまうということはないと思います。	オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。また、外来種問題について正しい理解が進むよう、普及啓発に努めます。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
119	魚類	オオクチバス	<p>今回の資料を見させて頂きましたが外来生物全体について議論されるべきだと思うのですがなぜかブラックバスだけが文中に数回出てきており、ブラックバスのみをターゲットにした物の様にしか感じられませんでした。ブラックバス自体は移入されてから数十年が経ちもはや日本の生態系の一部になっているのではないのでしょうか？確かに一部の心無い釣り人によりむやみに放流がされた事もありますがそれはごく一部の釣り人の行動であり、今から生態系に危害を及ぼす外来種に指定されるには根拠が薄いのではないかと考えます。</p> <p>生態系が崩れる要因は外来生物だけでは無いと考えますがいかがでしょうか？人間による環境破壊等による要因のほうが大きいと考えます。在来種の数が減ったことをよく外来種による捕食の影響というような報道等を見ますが本当にそれだけなのでしょうか？ブラックバスをはじめとするフィッシュイーターと呼ばれる魚類が在来種を大量に捕食したと仮定します。その場合、生態系のバランスが一時的には崩れるかも知れませんが、その後捕食対象が少ないことによってその外来種自体の数も減るのではないのでしょうか？それが自然の生態系ではないのでしょうか？数が減った在来種がその後増えないのは護岸工事等による繁殖場所の減少のほうが大問題だと考えます。また一部の公共団体においては現在も観光資源として活用されている事例もあります。</p> <p>以上の理由からブラックバスを我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに入ることについて強く反対します。</p> <p>※但し、今後移入される可能性がある外来種(ペットとして飼育していた外来種等)を飼育者の都合により放流する等の行為については反対しますし、規制をして頂きたいと考えます。</p>		<p>本リストでは、オオクチバスだけでなく、わが国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p>	
120	魚類	ブルーギル コクチバス オオクチバス	<p>通しNo.98-99-100(ブルーギル・コクチバス・オオクチバス)に関して。被害の深刻度について98-99では①②③、100では①②③④について、恣意的な見解が罷り通っていることへの意見。98-99-100においては⑤実効性・実効可能性についての部分的な疑義提起。</p>	<p>対策優先度①に関して、環境省自然環境局野生生物課が2004年に編集・発行した『ブラックバス・ブルーギルが在来生物群集及び生態系に与える影響と対策』では「ブラックバス・ブルーギルが進入・定着することで、本邦の湖沼生態系がどのような影響を受けているかについての知見はほとんどなかった」と記述しており、以降「埼玉県のため池で行われた実験によって、ブラックバスの捕食による影響が直接的あるいは間接的に他の生物群集へと波及することが検証された」とするのみである。つまり、①に掲げる甚大な被害を裏証する資料は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律制定時においても実効性が疑わしいものではない。</p> <p>また、2003年に実施された皇居外苑・牛が淵湖での外来種駆除事業(環境省実施)では、捕獲された魚種の約87%が在来種、約0.6%がブラックバスだったという報告があり、外来種被害防止行動計画(案)においては「池に生息する生物群集が国の天然記念物に指定されている深泥池(みぞろが池)(京都市)」において、1972年に8.3%だった外来魚率(生息する魚種の種数に対する外来種の率)が2009年には60.0%に達し、生息する在来魚は8種が絶滅し、15種から7種に個体数に占める割合でみると2009年には捕獲された魚種の約90%がブルーギルだったことが報告されています」と述べられるように、極めて狭い水域に限定した調査でも、調査地により結果に一貫した傾向は見られない。比較的、大型である外来種が視覚的に注目されたこと、また捕獲時に障害物によって阻害されない水域に群集する傾向のある外来種が主に捕獲されたことを示すのみで、環境の差異の考慮や潜水での目視などによる実態調査は一切実施されていないため、外来種の繁殖と魚種の変遷に関する因果関係は実証されていないことが推測される。よって、こでも①に掲げられる被害甚大と判断する材料は、当事者の主観的な見解以外のなものでもないということが、客観的に資料を検討した上で導かれる。</p> <p>これに伴い、②や③で述べられる被害も客観的に認められるものとはいえない。</p> <p>通しNo.100に充当される④については「農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす」という項目に適合しないといえる。むしろ、管理釣り場や遊漁による収益を得ている団体も存在し、今後はより広い水域での漁業種魚種認定や食料化によるさらなる経済的活用も可能だ。在来種減少の原因を外来種に転嫁する駆除一辺倒の方策は、自らの無業を棚に上げ乱獲を続けた漁業関係者や、開発という名の無計画な環境改変(改悪)を断行してきた行政の怠慢に他ならない。なお「人の生命・身体」に被害がないことは、当該魚種の性質や生態を考慮すれば言うまでもない。</p> <p>よって、①②③④についての成立要件は、環境省が提示する各種資料によって否定される。通しNo.98-99-100に関する「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれ」は、乱獲や無秩序な環境改変による在来種減少を無視した恣意的な見解だと、客観的に言わざるを得ない。</p> <p>また⑤に関し、一部で実行されている電気ショック法について、即刻禁止を求める。北米では漁法(electrofishing)としての採用例もあるが、その実施水域における魚類への悪影響が報告されているためである。具体的には、感電して筋肉が激しく痙攣した結果としての脊髄への損傷、エラや内部組織の出血、孵化前の卵における胚への悪影響などが報告されている。常識的に考えても、成魚を失神もしくは絶命させるほどの電流が、小型在来種やその稚魚、また食物連鎖の基底を成すプランクトン・節足動物などの小動物へ悪影響を及ぼさないと考えられない。よって、手法が開発されているとされる防除手段であっても、継続的に実施することで在来種をも含めた現存生態系の破壊につながる事が予見される。</p> <p>結論として、利権や主観に基づく外来種への近視眼的な対策は、保護したいとする在来種へも悪影響を与え、最終的に内水面の生物を死滅に追いやる結果をも導きかねない愚行だと断ぜざるを得ない。科学的調査に基づく腐威的外来種リストの見直しと、真に自然環境の回復を促す施策こそが、可及的速やかに行われるべき対策に違いない、と提言するものである。</p>	<p>在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p> <p>また、全国では、電気ショック以外的手法でも効果的な防除が行われている事例もあります。なお、電気ショックについては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
121	魚類	オオクチバス	<p>我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)の2頁に記載されています「総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)」の「緊急外来種」にある通しNo.100:オオクチバスについて意見させていただきます。</p> <p>参考資料1 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの概要(案)の4頁から5頁に記載しております「緊急対策外来種、重点対策外来種における対策の優先度の考え方」では①～⑤までの5項目を挙げられていますが、その中の④「人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす」について合致していないのではないかと思います。</p> <p>オオクチバスの国内への移入および拡散の歴史を辿ると、1925年に赤星鉄馬という実業家により芦ノ湖に、食用および釣り対象魚としての目的、かつ養殖が容易であるとの理由から、政府の許可の下に行われた試みとされています。1930年代になると、1931年に長崎県の白雲池、1932年に山梨県の山中湖、1935年に群馬県の田代湖、1936年に兵庫県の釜山貯水池へと、それぞれ試験放流されたとあります。その後、1945年からは進駐軍(在日米軍)による部分拡散(相模湖、津久井湖など)が行われたとされています。</p> <p>現状について、先ずは90年もの昔に試験放流された芦ノ湖の現状を踏まえると、在来種の生息は確認出来ており農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼしてはいないと考えます。スジエビやオイカワやフナといった在来種は確認されています。類確かに、ワカサギの放流などでもしており、在来種の「補充」を行わなければならない取組みに至った経緯を紐解けば、オオクチバスもその要因の一つなのかもしれません。しかしながら放流するワカサギの養殖といった観点からすれば農林水産業が継続的に行われているということにもなり、「農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす」との観点からは外れているものと思います。また、「人の生命・身体に対し甚大な被害を及ぼす」ということも先ずもって考えられない事象と思います。国内に持ち込まれ、1世紀を迎えようとしているオオクチバスはルアーフィッシングというレジャーとしての位置づけも確立しており、多くの愛好家などの余暇として心身のリフレッシュを促す大きな役割を果たしているものと思います。また、それによりもたらされる経済効果なるものも、大きなものかと思えますし、オオクチバスの魚種認定をしている湖では遊魚権の購入を義務付けられていることから、その地域の水産業(漁業組合)への経済的役割の観点からもプラスの要素であるのではないかと思います。</p> <p>繰々申し述べさせていただきましたが、以上のことから、④「人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす」について合致していないのではないかと理由とさせていただきます、私からの意見とさせていただきます。</p>		オオクチバスは水産魚種を捕食することによる水産業への被害が報告されているため、④の要件に合致すると考えます。	
122	魚類	オオクチバス	<p>ブラックバスは成長する為に周りの小さなブラックバスを食べて、他のブラックバスに餌を取られないように生活しています。</p> <p>なのでブラックバスが増殖し続ける事はありません。</p> <p>むしろ減少傾向にあります。</p> <p>それよりも、湖沼の護岸化、森林伐採による下流の水質悪化、その他の方を食い止めるべきだと私は思います。</p> <p>なので、ブラックバスだけを限定して駆除などをする前に、環境全体を見て考えた方が良くと思います。</p>		在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
123	魚類	オオクチバス	<p>対策優先度の要件:④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす。</p> <p>水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼすは、今や当てはまらない見解です。それにブルーギルが④の指定がないのは？です。</p> <p>水産業といっても衰退しきって殆ど漁獲高のない兼業漁業者が大半です。</p>	<p>オオクチバスが④に指定される理由は、漁獲高では生活が成り立たない漁業従事者に駆除の補助金を出すことが、目的になっています。(米の減反政策に対する補償金のようなものです)例えば、琵琶湖では漁業対象魚種の小鮎や瀬田シジミは、オオクチバスの影響を受けないので、フナやモロコ、タナゴの減少をオオクチバスの仕業としています。しかし1978年発行の「琵琶湖総合開発」では、ブルーギルは侵入種として記述はあるものの、オオクチバスの記述はなく、在来種の減少はブルーギルの仕業ととらえられています。</p> <p>琵琶湖にブルーギルが持ち込まれたのが、1964～65年当たりなので、オオクチバスよりも琵琶湖に対する影響はその個体数の多さからも長いと考えられる。しかし、琵琶湖総合開発が琵琶湖の生態系に与えた影響は不明としていることから、外来種に責任を転嫁しているようにも考えられ、それに対する漁業補償として駆除対策補助金があるのではないのか。</p> <p>学者の意見を無視して、時の小池百合子環境大臣のツルの一声で、オオクチバスを駆除対象の外来種と指定した経緯を反省して見直しをかけて頂きたい。</p>	<p>在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p> <p>なお、本リストは、法律に基づくものではなく、外来生物法に基づく特定外来生物の指定を見直すものではありません。</p> <p>ブルーギルについては対策優先度の要件等の記載を修正します。</p>	○

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
124	魚類	オオクチバス	<p>バスの問題についてなのですが、バスフィッシングが産業として成り立っていることは誰でもわかることなのですが、在来種を食べていることも事実です。どちらを優先させるのかといえば、在来種を保護していくことは人間の使命であると思います。ただ、バスフィッシング産業で生活をしている人がいることも事実。私の意見は、フィールドからすべてのバスを駆除するというのではなくバスフィッシングができるフィールドを設けることです。たとえば芦ノ湖、河口湖は現在もOKですが、それに加えて亀山湖、高滝湖、桧原湖、野尻湖、合川ダム湖、池原貯水池、七色貯水池、弥栄湖、早明浦ダム湖、白竜湖、芹川ダム湖などにもバスフィッシングが楽しめるフィールドに加えてはいいでしょうか。これらのフィールドに駆除をしたバスを運び入れ、その他のフィールドにはバスがないようにするというのはいかがでしょうか。駆除＝殺す、というよりも、バスフィッシング産業に携わっている人の生活を考えるとそれかいいのではと思います。また、バスフィッシングは釣りという趣味を存続させるために重要な役割を担っています。現代の若い世代は、ヘラ釣りやアユ釣りよりもバスフィッシングへの関心があります。これからの日本を支えていくそういった世代の人のためにも、生きがいの趣味、そのなかの釣り文化を支えるためのバスフィッシングは必要なものと考えます。</p>		<p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等及び野外への放流が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。</p>	
125	魚類	オオクチバス	<p>資料2-1..評価項目/原産地や分布/日本での分布/生息・生育環境など/利用状況/利用上の留意事項/備考/抽出根拠/ をふまえてオオクチバスに関しては駆除は、琵琶湖等の例を見ても、適度な間引きにせよ逆にならざるにオオクチバスの生育環境を良くしている状態です。それならば釣人から入漁料を徴収するか、オオクチバスに関する釣具に税金的な制度を設けて、その資金で生物の環境を改善しつつ、尚且つ新たな事業を生み出し雇用も増えるのでは？具体的には・・・内水面の漁協や環境保全団体と協力して減少している生物を増やす施設を作ったり、水辺の清掃をしたり、水辺の生物や植物が繁殖しやすいアシの剪定、水草の間引き等、湖の環境を整備する。下水処理の遅れている地域の整備(浄化槽の助成金、生分解しやすい洗剤に助成金、等)をする。駆除に対する助成金も一部釣人から徴収することを考慮してキャッチ & リリース禁止は撤廃して頂きたい。</p>		<p>在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。外来生物法は遊漁自体やキャッチアンドリリースを禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができます。引き続き外来生物法の適切な執行に努めるとともに、効果的・効率的な防除を推進します。</p>	
126	魚類	コクチバス、オオクチバス	<p>コクチバス及びオオクチバスが現状の生態系に大きな被害を及ぼしているとは考えづらい</p>	<p>コクチバス及びオオクチバスは、現在の生態系に溶け込んでいる状況であり、もしもこれを人為的に排除した場合、逆に他の生物の大繁殖の可能性が考えられる。人為的に現在の自然環境を変えることは、外来種以外の原因により生態系が大きく変化する要因となると考える。</p>	<p>外来種の影響により地域固有の生態系が改変されることが我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題であると考えます。オオクチバスは本来我が国に生息域を持たないものであり、年数が経っていることをもって、自然分布の中に取り込まれていると見ることは適切ではありません。在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p>	
127	魚類	コクチバス、オオクチバス	<p>生態系に対する甚大な被害を及ぼしているとは決していないことは明らかで、漁業に対する影響も人為的(故意)にブラックバスを原因とこじつけているとしか思えない。</p>	<p>霞ヶ浦水系を例にとれば、ワカサギやシラウオはほぼ毎年豊漁であると漁師から聞きます。在来種の数がかく減少しているのは釣り師として感じますが、その1番大きな原因は水質悪化と魚の産卵する場所の減少であると考えます。護岸工事による水生植物の減少による水質悪化と産卵床の減少及び意図的な低水位の維持による産卵床減少等によるものであり、コクチバス及びオオクチバスの原因とは考えにくく緊急対策外来種には該当しないと考える。また、琵琶湖においては多額の税金を使用して電気ショックによりオオクチバスの駆除を行っているようであるが、少なからず在来種の魚種にも大きく影響があり、電気ショックにより背骨の曲がった在来種も多数確認されている状況である。電気ショックにより特定の種のみを駆除することは不可能であること、琵琶湖の観光資源としてバス釣りが確立していることから、税金を使用して駆除することには矛盾を感じる。</p>	<p>在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
128	魚類	オオクチバス	奈良県上北山村・下北山村、両村は地場産業の少ない過疎の問題を抱える自治体でありますが、両村にまたがります池原ダム湖においては、オオクチバス(ブラックバス)が繁殖し、其れを釣るために訪れる推定3~4万人の釣り人が、都市と農村の交流・地域活性化に対する多大な経済的波及効果を上げております。このようなケースを踏まえ、地域の活性化や経済効果をもたらす有益魚として利用し、緊急対策外来種のリストより外すべきと考えます。	平成17年6月30日、奈良県議会意見書第8号「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行に関する意見書	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。	
129	魚類	コクチバス、オオクチバス	適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)へのブラックバスの追加	一部の生物多様性保全上重要な地域とされている地域を除いては、奈良県の上北山村、下北山村、徳島県、富士五湖や芦ノ湖などのように、ブラックバスを取り巻く産業は地域にとって重要な位置づけをされている。従って、一律に「総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)」に指定するのではなく、地域性を考慮して、地域のよっては産業管理外来種として指定すべきである。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
130	魚類	オオクチバス	オオクチバス(以下バス)が総合対策外来種の緊急対策外来種に選定されているが、ニジマスやブラウントラウトと同様に産業管理外来種に分類されるべきではないか。バスの経済効果についてはルアー(疑似餌)を使用したスポーツフィッシングによるものが大半を占めており、(財)日本釣振興会によると2002年のバス釣り人口は約300万人以上、バス釣り用品小売販売総額は約454億円とされ、釣り時のコンビニエンスストア、飲食店、民宿・旅館等、駐車場や公共交通機関、ガソリンスタンド、高速道路などの交通費等などの間接的なものまで含めれば1,000億円をはるかに超えているとされている。現在においては減少傾向ではあるものの、相当の経済効果があることは推測できる。また、村おこしにバス釣りを利用して成功した例もある(奈良県吉野郡下北山村)。生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大とされているが、日本に移入され90年が経とうとしている現在、小規模な池、沼においては影響があるものの、湖などにおいてはバスの捕食により在来種が絶滅したという報告は無いと思われる。絶滅危惧種等に甚大な被害を及ぼす可能性が高いとされているが、琵琶湖でニゴロフナ減少の原因はバスによる食害よりも水質汚染によるものであるという調査報告もあり、バスを根絶させても絶滅危惧種減少の問題解決にはならない。内水面においてバスに匹敵するような経済効果をもたらす魚種は見当たらず、適切な管理の下での有効活用が望ましい。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。	
131	魚類	コクチバス、オオクチバス	私は山梨県山中湖村にてオオクチバス/コクチバス専門の釣具店(センターフィールド)を個人経営で営んでおります。創業は平成13年3月で、平均年商は約7千万となっております。私以外にもオオクチバス/コクチバス専門でショップ経営を営んでいる業者も多く、いまや釣具業界において産業のひとつになっていることは間違いない事実だと思っております。また、釣具メーカーも当初オオクチバス釣りが盛んになる前は米国商品の輸入が主でしたが、現在では国内製の品質がよく、米国やヨーロッパなどで「日本製は品質もよく、よく釣れる」と好評で輸出も産業のひとつとなっております。しかしながら、外来生物防止法以降、全国的に再リリス禁止を条例とした都道府県も多く、釣り人の減少傾向。琵琶湖においては定置網や電気ショックを用いた駆除船などで駆除され、また技術も日進月歩進歩し今後はさらなる効果的な駆除がされることとなるでしょう。今後オオクチバス/コクチバスが駆除され釣れなくなってくると、もちろん釣り人も減少し、産業自体が間違いなく死滅することとなるでしょう。現に琵琶湖においては、電気ショック船や本格的なオオクチバス/ブルーギルを対象とした定置網による駆除前は、レンタルボート業者並びに、オオクチバスのフィッシングガイドサービス業者は平日でもかなりのアングラで賑わっておりましたが、現在は効果的な駆除により、オオクチバスが減少し、釣り人も現象、生業を辞めるといった業者も多くなってきたと聞いております。このたびの意見は当方側の一方的な意見にすぎませんが、必ず在来種/外来種の共存共栄、在来種を漁として営んでいた漁師達、我々オオクチバス/コクチバスを対象とした業者又は釣り人の共存共栄の方法があるはず。この度の意見内容では上記を証明するような文献等はございませんが、是非ともご検討いただきたくお願い申し上げます。		ご意見として承ります。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
132	魚類	オオクチバス	<p>私は、外来種指定のブラックバスを回収ボックスを設置して駆除したり電気ショックー漁法などには、反対です！</p> <p>ため池の場合、バスを駆除するのに水を抜くなどの方法をとられる場合がありますが、それは、結果、在来種にも影響を与えて居ます。それに水を抜いて、駆除しても、その池にバスの卵がついた。鳥が飛んできた。また、繁殖する可能性があります。これでは、いたちごっこです！なので、在来種まで巻き込んでの水抜き駆除は禁止または、届け出て、審査を受けて、判断されるべきです！</p> <p>また、バスを駆除してその場所に、ザリガニが大量発生した例もあります。そして、電気ショックー漁法は、県のルールで禁止されていませんか？在来種への影響を考えると、禁止したほうが良いかと…</p> <p>また、バスフィッシングの経済効果もかなりのものだと思います。</p> <p>河口湖のように地域活性に貢献しているのはブラックバスが主ではないですか？</p> <p>バスもニジマスのように放流する扱いを求む！</p> <p>奈良県議会も漁業種魚種認定あるいは経済特区等の策も認められるように強く要望します。バスが日本に入ってきて何十年も時が経っています。今、日本に生息するブラックバスは日本生まれの日本育ちなわけです！これは在来に含まれませんか？</p> <p>(その種が日本に入ってきて何年経ったら、在来種と認める) などの法律があるべきです。今の日本の生態系は、ブラックバスを含めて成り立っているのは、間違いないです</p> <p>このことからブラックバスを守る法律の制定を私は求めます。</p>		<p>本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。</p> <p>オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。</p>	
133	魚類	コクチバス、オオクチバス	<p>オオクチバス、コクチバスによる生態系や漁業への影響について、科学的調査が十分でないので、選定の基準が曖昧なので反対です。</p>		<p>オオクチバス・コクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。オオクチバス・コクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。</p>	
134	魚類	コクチバス、オオクチバス	<p>対策優先度の要件についてはコクチバスについては1から3、5、オオクチバスは1から5が該当していますが、1から3、5については共通意見です。</p> <p>1潜在的な影響、被害が甚大というのは非常に抽象的過ぎ、あらゆる生命体が含まれてしまう可能性があるのではないかと。</p> <p>2生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高いとありますが、そのような地域では特定外来種として駆除の対象とすれば良いと思いますが、それ以外の地域では特定外来種から外し、保全特区を設けるようにするべきだと思います。</p> <p>3絶滅危惧種を捕食したり、生育場所を奪う可能性はあるが、絶滅するまでの甚大な被害までは及ぼさないと考えます。</p> <p>4 100.25 オオクチバスについて人の生命、身体には上記の二種については被害は全く及ぼさないと考えますし、内水面漁業においても鮎、公魚などを捕食する場合もあるが、季節によって遊泳層などが重なる期間や、主食の餌となる時期は一時的な為、直接経済的な壊滅的被害は及ぼさないと考えます。</p> <p>5 防除手段が開発されている。とあるが、在来種を守りつつ外来種の魚類を駆除する方法はまだ試行錯誤の段階で一定の見込みがあるというのは適切ではないと思う。釣獲による捕獲だと琵琶湖、霞が浦、利根川、長良川など広大な面積のところでは到底、完全根絶にまで追い込むことは不可能であるし、網による捕獲も在来種を混獲してしまう、水抜きによる駆除も在来種に多大なる悪影響をもたらす。電気ショックによる捕獲も在来種と分けて電気を流すことは不可能であるし、電気を流されたことによる魚体への悪影響があるという報告もある。また水中で気絶状態から短時間で回復し網が入る前に逃げていく個体も多い(近畿大学農学部水産学科在学中 卒業研究の一環で大津漁協共同組合の手伝いとして電気ショックー船に乗船時、目視で確認)ので環境負荷が大きく完全にとりきることでない方法であると思います。また、適度に間引いてしまうことによって、逆に住みよい環境になってしまうので、日本国土から完全撲滅を100パーセントできる見込みのある方策で一斉に行わない限り試験的な試みはするべきではないと思います。</p>		<p>オオクチバス・コクチバスによる生態系等への影響が確認されており、水産魚種を捕食することによる水産業への被害が報告されているため、対策が必要です。オオクチバス・コクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。</p> <p>また、全国では、電気ショックー以外の手法でも効果的な防除が行われている事例もあります。なお、電気ショックーについては、ご意見のとおり、電気ショックーにより影響を受ける個体もありますが、不動態は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
135	魚類	コクテバス、オオクテバス	和名＝コクテバス 学名＝Micropterus dolomieu 及び和名＝オオクテバス 学名＝Micropterus salmoides は分布拡大期～まん延期であり、特にオオクテバスは全国 の湖沼、河川に広く分布するに至っており、緊急対策外来種として駆除しても根絶は不可能と思われる。また、この2種の魚類はスポーツフィッシングの対象魚として、わが国の釣り文化としても定着しており、関連産業の規模としても無視できない大きさになっている。従って、この2種の魚類については産業管理外来種とすべきと考える。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会的経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクテバス・コクテバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
136	魚類	コクテバス、オオクテバス	コクテバスについては利用状況の欄にスポーツフィッシングでの利用が明記されていないが、野尻湖、山中湖ではバスフィッシングの対象魚として認知されているので、明記を求めます。 山梨県南都留郡富士河口湖町 NBC日本バスクラブ 上記団体が主催する大会でもコクテバスは検量の対象となっております。 また、オオクテバス、コクテバス共にスポーツフィッシング対象魚と認知されており全国的に分布しているにも関わらず、特定外来生物に指定されていることに疑問を感じます。 確かに在来種の捕食はしますが、それは生物として至極当たり前のことで、それによって在来種が枯渇することはありません。ごく狭い閉鎖水域でしたら可能性はありますが、広い環境下ではそのようなことは考えずらいです。また、完全駆逐はほぼ不可能と思われる駆除に対して多額の税金が積み込まれていることにも疑問を感じます。それならば在来種を保全しつつオオクテバス、コクテバスを駆除ではなく、利用していく方が得策ではないでしょうか。 また、特定外来生物法の中にある移動の制限についても疑問を感じます。海外より日本の環境に悪影響のある生物の搬入を規制するというのは理解できます。またリストにあるものを規制するのではなく、輸入できる生物を決めそれ以外の生物は一切入れないことでも危険生物の輸入は抑えられると思います。 しかし、すでに定着しており、また経済的にも利用されている生物を駆除、規制の対象とするのは、いかがなことかと思えます。だからといって完全に放流や増殖などを解禁するべきだとは思いませんが、特定の地区(定着していない地域、保護対象の生物がいる水域)での規制や、許可なき増殖の規制などによって在来種との混生は可能であると思えます。駆除にかかる税金を在来種の住みやすい環境への保全工事費や外来生物の適正利用の方に使って頂きたいと思えます。		ご指摘を踏まえ、利用状況を次のとおり修正します。「・・・釣魚になっており、一部の湖でスポーツフィッシングに利用されている。」 また、外来種の影響により地域固有の生態系が改変されることが我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題であると考えます。オオクテバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要であるため、外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されているものです。	○
137	魚類	コクテバス、オオクテバス	選定理由のⅠ、対策優先度の①～④の根拠は何のデータベースから選定されているか？ 各タイプの水域の在来種の生態がオオクテバスだけに与えた影響を調査して数値で示されていますか？ もしかすると「推測と風評と結果論」ではないですよね。 閉ざされた野池、堀等と、河川、湖はまるで違います。 大抵は侵入した新種が爆発的に増えるピークをその水域が越えれば、食物連鎖のピラミッドが形成されます。自然淘汰です。 池、堀等の閉ざされた水域では器が無いので無理です。 私は江の川の川で長年魚を採取(釣り、漁)していますが、在来種が減少しているのは「護岸整備」による岸辺の変化(岩、砂利、砂、水草がコンクリートに変わり真っ直ぐとなり生態系底辺の小魚の産卵場が無くなる事)が最大の理由だと認識しています。 環境、生態系を破壊しているのは人間であり、オオクテバス等の外来種のせいにしてと思えます。 また、ある水域では「電気ショック」で外来種を駆逐しているみたいですが、在来種も電気ショックで脊髄、神経をやられています。 私も実際に魚を採取している結果論ですけど、国がやるのなら正しいデータベースで示されている本当の原因を追及して改善して頂けないかと思いい投稿致します。		オオクテバス・コクテバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。 外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。 また、全国では、電気ショック以外の手法でも効果的な駆除が行われている事例もあります。なお、電気ショックについては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
138	魚類	ブルーギル、コクチバス、オオクチバス	<p>防除手法について ブルーギル、コクチバス、オオクチバスが国内に繁殖して多くの月日が経過しております。これらの種が生態系に何らかの悪影響を与えてきたのは事実です。ですので、生息域から外への持ち出しを禁止するなどの今後の繁殖を防ぐのは賛成しております。</p> <p>が、根絶を目的とした防除手法が考えられているのであればそれには反対です。今後自然に数が減り絶滅していくのであれば、それは自然現象の一つとして、その種が絶滅した影響も他には出ないでしょう。納得ができます。</p> <p>意図的に絶滅を目的とした手法がとらると、その種は根絶し良いかもしれませんが、その生息域にいる他の種に必ず悪影響がでる事があるからです。ある生息域でオオクチバスを駆除したところ、アメリカザリガニが増殖し水生植物にまで影響がでた事がある記事を見ております。その生息域ごとで食物連鎖がなりたつていて、そこに手を加えることでその食物連鎖がぐずれ、別の悪影響がでるのです。</p> <p>ゆえに、すでに特定された外来種が食物連鎖の1つを担ってしまっている生息域に関しては防除手法の一つで意図的に根絶をする方法は好ましくないと考えます。爆発的に増えた種は、種が絶滅しないように一定数に数を減らしていくのです。</p> <p>上記の種のようなが外来種が増殖しないように、生息域を広げていかに手を尽くすことが大切なのではないのでしょうか？</p>		オオクチバス等による生態系等への影響が確認されており、時間をかけて減少させる方法では被害を防ぐことができない場合があります。ご指摘のように他種との関係も考慮する必要もあり、計画的かつ効果的・効率的な防除を推進していくことが重要と考えています。	
139	魚類	オオクチバス	<p>国が借金を抱えているなかで優先すべき課題ではないと考えます。駆除にかけてのお金に対し本来目的の効果が見込めてないのではないのでしょうか？ある程度定着した外来種に対して余計な人工的駆除による逆に在来種に対するダメージを増加させている例(例えば電気ショック)も多々見受けられるようです。また経済的観点からも一方的な排他ではなく共存共栄を見込むべき種もあるように考えます。ブラックバスなんかはその対象ではないのでしょうか？今一度全体的な再考をお願いしたいと思います。</p>		<p>外来種による生態系等への影響が確認されており、対策が必要ですが、</p> <p>なお、電気ショックによっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>	
140	魚類	コクチバス、オオクチバス	<p>「オオクチバス」「コクチバス」については、“産業管理外来種”の指定が適切と考える</p>	<p>上記2魚種は「ブラックバス」の名称で、本邦におけるルアーフィッシングを代表する魚種となっています。このため、下記のように多様な業界へ経済効果が波及しています。</p> <p>釣り用品業界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内市場におけるシェアの大きさ ・一般社団法人 日本釣り用品工業会2014年1月発行「釣用品の国内需要動向調査報告書」によれば、疑似餌(ルアー)の小売規模は296.2億円と釣り竿、リールに次いで3番目に大きく、他のカテゴリーを圧倒して上位の一角を占めています。それに対して生餌の小売規模が135.8億円と半分以下であることから、現在の日本の釣り用品業界においては、エサ釣りよりもルアーフィッシングの市場規模が大きいと推察されます。そして、その中で最も高いシェアを占める釣種は、ルアーフィッシングの代表格であるブラックバスと考えられます。 ・ルアーメーカーの世界展開 <p>ブラックバスは北米原産であり、アメリカ合衆国においてバスフィッシングは主要なレジャースポーツの1つとして認知されています。このため数多くの日本企業が進出し、ダイワ精工株式会社や株式会社シマノといった大手の総合釣具メーカーのみならず、中小のブラックバス用ルアーメーカーが数多く進出しています。近年ではこれがアメリカ合衆国にとどまらず、ヨーロッパやアジアの市場にも進出して高い評価を得ており、日本のバスフィッシングを起原とするルアーメーカーが、新たな世界企業に成長している現象があります。</p> <p>観光業界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客を呼び込めるポテンシャルを秘めた、世界的な観光レジャー資源 ・2009年7月に、遊覧船の琵琶湖で世界記録1位タイとなるオオクチバスが釣獲されました。これはバスフィッシングの本場であるアメリカ合衆国でも大々的に報道され、俄然日本のバスフィッシングへの注目度が高まりました。米国ではバスフィッシングが重要な観光レジャー産業として認知されており、テキサス州などでは州を挙げて世界記録級のブラックバスの育成を行っています。(「テキサス淡水産センター」など専門の施設も設立されています)アメリカのバスアングラーは大型のブラックバスを求めてメキシコなど海外を訪れる機会も多く、日本はこうした観光客の需要を取り込める余地が十分にあります。実際、琵琶湖には米国やヨーロッパからはもちろん、ロシア人、オーストラリア人、韓国人、中国人、台湾人、インドネシア人と言った多様な外国人アングラーが訪れ、ガイドフィッシングを受けています。 ・プロフィッシングガイド業の隆盛 <p>フィッシングガイド業は米国やニュージーランドなど、釣りを産業として振興している国ではよく見られる職業になっています。近年では日本においても、バスフィッシングのガイドで生計を立てるプロフィッシングガイドの数が増えており、例えば「琵琶湖遊漁船業協会」には59名のガイドが所属しています。(パートタイムのガイドを含めれば、その数は何倍にも上ると考えられます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方、特に僻地・山間部の重要観光資源 <p>ブラックバスの積極的な観光利用に関しては、河口湖や旧吉野川、早明浦ダム、池原・七色ダムなどいくつかのフィールドで行われており、地元宿泊客や観光関連施設の利用者を増やす観光資源として機能しています。特に僻地・山間部では他の産業が乏しい事もあり、地域経済における存在感が高くなっています。</p> <p>以上のように高い経済効果が認められることから、「オオクチバス」「コクチバス」については、“産業管理外来種”の指定が適切と考えます。</p>	<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
141	魚類	オオクチバス	オオクチバスが緊急対策外来種に分類されたことについて	私が釣りをするフィールドや管理されたフィールドでは在来種が減少したという感じはないです。フィールドの環境、状態によって生態系に与える影響は違うと思われます。また、バスフィッシング業界で生活している方、バスアングラの人口、バスフィッシングによるフィールド近隣への経済効果等を考えると、産業管理外来種に分類されるのではないのでしょうか。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。	
142	魚類	コクチバス、オオクチバス	今回は国民の意見を発言する機会として、パブリックコメントを募集して頂いてありがとうございます。私が発言させて頂きたいのは、コクチバス、オオクチバスについてです。リストには漁業権に対して、被害を与えてるとあります。確かにオオクチバスやコクチバスが漁業権に対して、悪影響になっている事も事実です。しかし、河口湖や高滝ダムなどでは、産業の一部となっています。このようにオオクチバスやコクチバスは、利用の方法によっては、有益な存在であり、そのモデルケースも出来上がっています。既にある命を殺してしまうのではなく、共存していく道があるのなら、ソレを今一度、検討して頂きたいのです。今回のリストにオオクチバス、コクチバスをリストアップする事は簡単ですが、産業として利用する事の出来る生物だと思いますので、どうか、ご検討の程をお願い致します。		オオクチバス・コクチバスによる生態系等への影響が確認されており、対策が必要です。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発に努めます。	
143	魚類	コクチバス、オオクチバス	オオクチバス、コクチバスの「緊急対策外来種」設定について、「産業管理外来種」への見直し	バスフィッシング愛好者は全国で300万人、地域で与える経済効果としては1000億円と言われている。(宿泊代、コンビニ等での買物、ガソリン代、ボート代、遊漁料、停泊代など) オオクチバスの産業への影響として琵琶湖に限って言えば、年間約80万人(滋賀県有名観光スポットの多賀神社の100万人に匹敵する)おり、地域経済へは1000億の内300億円もの金額が琵琶湖近隣に落ちており、大きな貢献をしていると考える。 また、コクチバスの産業への影響として、野尻湖においては、産業利用を開始してから遊漁料収入が200%以上増加し、ボート店の年間収入は2000万～2500万円など安定した観光資源としての地位を確立している。 このような産業へのメリットを多分に含んだオオクチバスとコクチバスにおいては、「産業管理外来種」として設定することが妥当であると考え、今回の見直し意見を提出させていただきます。 <参考資料> 経済魚としてのブラックバスの活用研究 野尻湖 著 長野大学 前川ゼミ 平林義男、小林貴樹 経済魚としての琵琶湖でのブラックバス 著 長野大学 前川ゼミ 平林義男、小林貴樹	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
144	魚類	オオクチバス	オオクチバスはニジマス同様に「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に指定するべきだと思います。	釣り具小売店に行く店頭在庫の約30～40%をオオクチバス関連商品が占めておりオオクチバスが駆除されると小売店やメーカーが廃業や売り上げダウンに陥るため。釣りはレジャー産業の中でも日本人にとって昔からポピュラーで、その中でもオオクチバス釣りは最も売り上げ比率の高い対象魚であり産業資源として有効に管理するべきと思います。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等及び野外への放流が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
145	魚類	コクチバス、オオクチバス	バスが「産業管理外来種」に分類されるべきだと思います。	「外来種リスト」には「産業管理外来種」というカテゴリも設定されています。これは、「産業又は、公益的役割において重要であり、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種」と定義されています。バス業界の規模、釣り人口、バスアングラ―によるフィールド近隣への経済効果などを考えれば、バスが「産業管理外来種」に分類されるべきと考えます。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
146	魚類	コクチバス、オオクチバス	オオクチバス／コクチバスの分類は、緊急対策外来種ではなく、適切な管理が必要な産業上重要な外来種、ではないでしょうか？	例えば、産業管理外来種の魚類No.53 ニジマスと、オオクチバス／コクチバスの差は「繁殖」と「経済産業」のみです。基本的な特性は、バス類もトラウト類も似ていると思いますが、「繁殖力」も「経済産業」も、トラウト類「一」に対し、バス類「◎」であるのはおかしいと考えます。また「経済産業」について、トラウト類もバス類も、漁業種が認められている地域もあること、釣り業界の中でもバス類やニジマス類の分野は規模はとて大きく、トーナメントなどは、町おこしとしても活用できるなど、有効利用することの経済メリットの方が大きく、それができる稀な種族です。産業管理外来種として、適切に管理しながら、経済効果を上げては如何でしょうか？	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
147	魚類	オオクチバス	滋賀県の琵琶湖漁業魚種別生産額の推移や琵琶湖漁業種別漁獲量を見ましてもオオクチバスの駆除が行われてからでも在来魚の漁獲量は上がっておりません。このことから今一度オオクチバスが在来魚に及ぼす影響をしっかりと調査する必要があると考えます。 外来種リスト2-1にはオオクチバスが経済利用○になっております。税金掛けて駆除するよりも産業管理外来種に指定し、経済利用に有効活用した方が良いと考えます。 釣具業界でもオオクチバスで生計をたてている方、メーカー様もいらっしゃいます。 オオクチバスが根絶となると釣具業界にも多大な損失が出ることは否定できません。 琵琶湖や他の湖でも河口湖や山中湖のように遊魚料を設けてその中から環境保全、在来魚の保護に充てて共存共栄の道を歩むのが良いのではないのでしょうか。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
148	魚類	コクチバス、オオクチバス	<p>コクチバス、オオクチバスが緊急対策外来種に区分されていることに疑問を感じます。外来種被害防止行動計画(案)の10ページと26ページに記載されているように、捕獲された魚類の90%はブルーギルだったという結果が出ています。</p> <p>ということは、残り10%にコクチバスやオオクチバス、その他が含まれるのですが、割合が非常に少なく、または、駆除する対象にはないと思われる。</p> <p>さらに、スポーツやレジャーとしてのバスフィッシングが、一産業として確立されている今、バスフィッシングによる集客や地域への経済効果は大変意味のあるものになっています(参考)奈良県の平成17年の意見書に「ブラックバス釣りは「過疎地域にはまれな新しい産業として定着し、地域の活性化や経済効果をもたらしている」と書かれています。http://www.pref.nara.jp/18926.htm</p> <p>徳島県旧吉野川でも、地域の活性化に一役買っているとのニュースがあります。http://www.topics.or.jp/…/129…/2010/11/2010_12904748537.html</p> <p>琵琶湖では電気ショッカーや回収ボックスによる駆除が行われていますが、琵琶湖のレジャーといえばまず「バスフィッシング」が上がると思います。年間80万人がバス釣りのために琵琶湖を訪れ、その経済効果は300億円と言われています。もし、バスが最終的にいなくなったら、この300億円に変わる収入源は滋賀県や琵琶湖にはないと思います。同様に、バス釣り人口の多い湖や河川では経済効果のある魚です。日本のバス釣り人口は300万人、経済効果は1000億円と言われています。そして、同じ水域で生息するブルーギルでなくバス釣りだけが人気がある事実により、バスが代替性のない魚種であることは明らかです。</p> <p>関東の四湖(芦ノ湖、河口湖、西湖、山中湖)では、漁業権が認められ放流されているように、地域の活性化や経済のためにも、地域漁協と連携して、適切な管理のもと扱われるべき魚種だと思われます。</p> <p>このような理由から、コクチバス、オオクチバスを緊急対策外来種から産業管理外来種に指定されることを希望します。</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>なお、「外来種被害防止行動計画(案)」のご指摘の箇所を示した事例は、全国で発生している外来魚問題の一部です。</p> <p>オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。</p>	
149	魚類	オオクチバス	<p>広域に分布しているからといって毒を有する外来種と同列扱うのはどうなのか？扱ひ人の生命・身体に甚大な影響はほとんど考えられず、当該魚種が創出している社会的経済価値は非常に高いと言える。産業管理外来種としてみなし特別区の制定・維持管理・共生を進めるべき。</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>また、オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。</p>	
150	魚類	オオクチバス	<p>当該魚種を基幹とする産業や雇用も多く、一定の地域では漁種認定され地域産業創出や強い結びつきがあるため、緊急対策外来種ではなく産業管理外来種として管理していくべき。</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	
151	魚類	オオクチバス	<p>対策優先度の要件④は、外した方が良い</p>	<p>人の生命、身体や農林水産業等社会経済に対して、釣りの対象として利益をもたらしているから。産業管理外来種に移すべき。</p>	<p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
152	魚類	オオクチバス	オオクチバスはブラウントラウト同様に「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に指定するべきだと思います。	オオクチバスは釣りという行為を通して大きな産業となっているため。私1人がオオクチバス釣りに使った金額は2008年から2014年の7年間で 釣り具代:2,710,113円 マイボートの燃料代:650,783円 マイボート維持費:2,553,390円 宿泊代:690,335円 大会参加費:1,289,682円 高速道路料金:967,880円 自動車燃料代:1,634,072円 合計:10,496,255円 領収書の提出可能です。 私と同じようなベースで釣りをしている人は大勢おり、レジャー産業の中でポピュラーで、それを生涯の仕事として携わる人も大勢おります。オオクチバスを駆除して職を消失するのではなく有効に管理しレジャー産業の有効資源として活用するべきだと思います。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
153	魚類	オオクチバス	オオクチバスはニジマス同様に「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に指定するべきだと思います。	オオクチバスを対象のメインとした産業が数多くあるからです。例としましては、 湖にあるレンタルボート店 オオクチバス釣り専門の職業ガイド オオクチバス専門管理釣り場 オオクチバス釣り専門のトーナメントプロ オオクチバス釣り専門のトーナメント団体 オオクチバス用専門釣り具小売店 オオクチバス用専門釣り具メーカー オオクチバス用釣り具製造工場 などオオクチバスには多くの産業が根付いており、駆除によって廃業になるのではなくレジャー産業の有効資源として適切に管理して頂きたいと思います。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
154	魚類	オオクチバス	産業用指定外来のリストにはニジマス、レイクトラウト、ブラウントラウトなどが含まれるが、ブラックバスもこちらに加えるべきではないでしょうか。 ブラックバスには大きな経済効果があると考えられます。 以前の環境省のバブリックコメント募集時にも10万件という環境省のバブコメ募集の中でも最多の応募があったにもかかわらず、それに経済効果がないと考えるのは、無理があるのではないのでしょうか。 実際、ニジマス・レイクトラウト、ブラウントラウトの釣り人口よりもブラックバスの釣り人口の方が圧倒的に多く、比較にならない程です。 ちなみに私も普段は釣りをしていますが、釣りをしても「本当にブラックバスの影響で在来種は減っているのか？」ということです。琵琶湖などの釣り場などで釣りをしていると、チアユ、八郎湯等のフィールドならワカサギ・ハヤなどブラックバスとは比較にならないくらい在来種が数多く生息しているのを見かけます。 ブラックバスが在来種を捕食することは事実ですが、果たしてそれが生態系を狂わすほどの影響があるのかというのは、頻繁に水の中を見ている私からすると甚だ疑問です。 上記にも述べましたがブラックバスが在来魚を捕食するのは事実ですし、大なり小なり害はあると思います。しかし、産業用指定外来のリストにはニジマス、レイクトラウト、ブラウントラウト等バスの経済効果の10分の1もない魚種が入っているにも関わらず、これにバスを加えないことは、正直経済的にデメリットが大きいと考えます。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
155	魚類	コクチバス、オオクチバス	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト、そして、総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)、④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす。⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。 オオクチバス・コクチバスは、こうした我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストとして記載されておりますが、一部に関して適切ではない、また、事実と異なる事もあると思えます。まず、農林水産業等社会経済に対してですが、私の仕事は、ルアーフィッシングを教える事です。まず、オオクチバス、コクチバスがいなければ、経済効果も何もありません。オオクチバス・コクチバスがいることで、ルアーフィッシングが盛んになり、ビジネスが生まれます。今の日本の発展国としての位置で言えば、ルアーフィッシングは、漁などの食べる為に釣るわけではなく、単純に自然との触れ合いのゲームフィッシングなのです。これは、コンピューター産業にも似ていると思っております。これは、見えない市場を作ったことが出来る生き物です。ルアーフィッシングは、日々進化しており、人々を魅きませつつ、そこで販売を始める、経済効果を生み出す。インターネットしかり、スマートフォンしかり、目に見えないように、実際は電波と言うモノを利用して、人々とのコミュニケーションやゲームなどの娯楽で楽しんでいます。オオクチバス・コクチバスのルアーフィッシングも同じです。決して、食べるわけでもないのに、そこに釣りに来るレジャーの方々の気持ちは、ゲーム、娯楽を楽しんでいます。そして、われわれ、ルアー釣りを教える立場としては、いかに、オオクチバスが面白いゲームフィッシングかということ伝えたい。アメリカでは、国枝銀の扱いで日々オオクチバスのゲームフィッシングが行われています。また、経済効果は、ボートを購入することで、大型ボートなら1000万円、牽引車なら700万円前後、さらに、交通費やガソリン代金なども含めると、釣り具以外にもかなりの経済効果という波及効果が広がっているのではないかと思います。次に、防除手法が開発されていると記載されておりますが、滋賀県等が行っている電気ショックによる駆除などですが、オオクチバスのみならず、必ず、その電気を与えた周辺生物にも影響があるのではないかと思います。例えば、人間が電気ショックを受けたらどうでしょう？神経細胞や脊髄その他、いろいろな箇所に細胞の破壊が起こると思えます。オオクチバスだけに効く方法という事でなく、その場所に居た、在来種を含め、いろいろな生物に影響が少なからずあると思っております。私としては、大きく反対ですが、もし、今後でも継続するとすれば、今一度、見直しを研究してみたいかかと思えます。 オオクチバス・コクチバス、それぞれ外来種リストにあがっておりますが、生態系に被害を及ぼす可能性があるということですが、まずは、私の意見からしますと、公共工事でも考えてみてはいかがかと思えます。昔は、野山があり、川があり、田舎の家の近くにもいろいろな生物がいたと思えます。ここ数年で、人間の利便性を計る為、川は護岸工事を施し、道路を作り、コンクリートの用水路まで出来ております。これによって、一気にその昔からいた生物までもが居なくなつて、姿を消したのも多しと思えます。湖によつては、外来種のオオクチバス、ニジマスその他、いろいろな生物が入ってきておりますが、一定期間を過ぎますと、必ず安定期が訪れます。これは、人間の手でどうこう出来るモノではなく、自然界がそのままであるために、種別に関して、食物連鎖のピラミッドのように、数が安定されます。決して、いなくなつてしまつた生物が多いとか、そういう事はなかったと思えます。逆に、今まで在来種とされているワカサギなどの川を遡上して卵を産む生き物などは、砂礫上のエリアが無くなり、各々の凍結防止の道路にまかされる。塩化カルシウムなどの入る水質環境による減少なども考えられると思えます。ただ、こういった水質の検査に関しては、人間の都合、つまり、道路が通っているは商売にならないなど、決して触れられないことでもあると思えます。今の現状では、ワカサギは人工投餌と人工孵化による数の維持固定でしか、湖の数を保てないと思えます。昔は、朝な夕なと漁で捕獲出来たと聞いております。人間の都合で、田畑を埋め、湖岸をコンクリート化、そこで生き物が少なくなる。いろいろな方々が気づいているとは思いますが、一度、考えなおしてみたいかかでしょう		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会的効果が見られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 電気ショックによつては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
156	魚類	オオクチバス	参考資料1(p4~p5) ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大 →生態系への影響については、小規模な湖沼を例に上げ在来生物の減少や絶滅があるとされているが、現在の日本では様々な水域にブラックバスが生息しているという事実を踏まえ、より多くの水域での調査を行い、調査結果を公表すべきだと考える。小規模な湖沼においては小魚や甲殻類が身を隠す場所が少なく、オオクチバスによる食害を受けやすいという調査結果もある。小規模な湖沼での調査結果と同じことが日本中の水域で起こるとは限らない。 ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い →より多くの生物が生息出来る環境を築くことで上記のような被害は起こらない。また、オオクチバスが必要な場所、必要では無い場所を定め、住み分けをしていくことも重要ではないだろうか。 ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす(対策の実効性、実行可能性) →オオクチバスが原因となり上記のような被害が起こるとは考えにくい。人の生命や身体に影響を及ぼすような危険性は全く無いものと考ええる。 ⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。 →駆除に関しては一定の効果はあるはずだが、日本中に広がったオオクチバスを完全に駆除するのは不可能である。また、オオクチバスの駆除により在来種も同時に少なからず影響を受ける。一匹一匹、オオクチバスのみを狙った効率の悪い駆除方法を用いない限り、在来種への影響無き駆除は出来ないはずである。 また、在来種への混入により他の水域へ放流された実績もことから、100%拡散を防ぐことは不可能である。 総合的に捉え、オオクチバスに関係する釣り業界の規模、釣り人口、釣り場周辺への経済効果を考えればオオクチバスは日本国民にとって有益な資源となり得るものである。財源の確保が困難とされる現在の日本において、貴重な税金を投入し、根絶不可能なオオクチバスの駆除を進めることが本国民にとって有益なものであろうか。 オオクチバスが必要な場所、必要で無い場所の住み分けを行い、経済効果に繋げるための次世代の施策としてオオクチバスを活用していくことが必要だと考える。実際に、オオクチバスによる経済効果を歓迎している自治体があるのも事実だ。 奈良県にある下北山村は過疎化が進み観光資源も乏しい地域であったが、オオクチバス釣り場として人気のある地元ダムには年間を通じて多くの釣り人が訪れ経済効果を生んでいるという。 以上のことから、これからは様々な活用方法を検討すべきだと考える。		本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。なお、④の要件について、人の生命・身体への影響は確認されていませんが、オオクチバスは水産魚種を捕食することによる水産業への被害が報告されています。 ご指摘のとおり、生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
157	魚類	オオクチバス	オオクチバスは産業管理外来種とすべきである	オオクチバスについては、生態系に大きな影響を与える一方で、釣りの対象魚としての人気があり、地域によっては釣堀、魚種認定の自然湖でのレジャー産業に大きく貢献している側面がある。緊急的な防除が必要な内水面がある一方で、必要でない場所も存在しており、適切な管理下において活用されるべき外来種である。特にオオクチバスは、内水面での人気魚種であり、釣りという産業において不可欠なものであり、経済活動上、大きく貢献するものである。一方、オオクチバスの全国的な防除は、費用的に完全根絶は不可能であり、経済活動上の利用が見込まれる地域と生態系を保護する水域との区別をしての管理を行うことが望ましい。ゆえに、オオクチバスは産業管理外来種として、防除と利用の両面を検討するのが望ましい。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
158	魚類	オオクチバス	恰好的として、スケープゴートとして、あるいは時期尚早に選定された感が否めない。	平成27年1月10日現在の、環境省による当種に関する特定外来生物の解説 (http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-07.html) における被害状況を見ても、その被害に関するデータは限定的あるいは示唆的なものであり、それらを基に一つの結論を出せる段階ではない。選定にあたって学識者を集めながら、学術的根拠の整わないまま法に関する事柄が決定されていくには遺憾の意を表するしかない。	ご意見として承ります。	
159	魚類	オオクチバス	総合対策外来種ではなく、産業管理外来種とすべき。現在日本における釣り産業において、オオクチバスは高い割合を占め釣り具店も専門店などが多く存在し、生計を立てる人も数多い。琵琶湖などでの在来種または淡水域漁業への影響は否定はできないが釣り具の購入やガソリン代、食事や衣類など、 疲弊がすすむ地方経済には決して無視できない規模の経済効果となっているはずである。ただし、生域の拡大を望むものではなく、遊漁料の徴収制度などを含めた管理を行っていく事で、共存を計る事ができないか提案したい。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
160	魚類	オオクチバス	ブラックバスは「緊急対策外来種」になっていますが、ブラックバス釣り業界の経済的規模や地域への経済的な貢献度(入漁料やレンタルボート店の収入など)を考えると、ニジマスやブラウトラウト(産業管理外来種)と同等、もしくはそれ以上の経済的効果があるため、ブラックバスの分類は「産業管理外来種」が適当だと思います。ブラックバスの駆除を進める方向ではなく、棲み分けをこれ以上に徹底し、ブラックバス生息フィールドでは釣り人から入漁料やボート代などを徴収し利益とし、管理を継続していくのがいいと考えます。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
161	魚類	オオクチバス	<p>資料2-1の9ページにある「総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)」の中で「緊急対策外来種」にオオクチバスがリストされていることに意見がある。</p> <p>まず、緊急対策外来種の定義にある①～④の項目に全て当てはまらないので、オオクチバスはレイクトラウト、ニジマス、フナトラウトと同様に産業管理外来種にカテゴライズされるべきと考える。</p> <p>「①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大」これについて別資料の外来種被害防止行動計画(案)でも深泥池(みぞろが池<京都市>)において、1972年に8.3%だった外来魚率(生息する魚類の種数に対する外来種の率)が2000年には60.0%に達し、生息する在来魚は8種が絶滅し、15種から7種に激減した…等という弱い資料しか挙げていない。たった一箇所の池のデータを元に、それが全ての湖川で起こっているような記述をしていることにも疑問を感じる。より多くの湖川で長い期間、調査を行わなければ①に該当するか否かの判断は難しい。が、そういった調査はしているのだろうか!?</p> <p>「②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い」→生物多様性保全上重要な地域というか、オオクチバスはもはや全国各地に分布を広げている。その各地で『被害』をもたらしているのでは無く、多くの地域で『経済効果』をもたらしている。奈良県が地方自治法第99条の規定により「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行に関する意見書を提出していることから明らかである。</p> <p>「③絶滅危惧種の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い」→2010年、オオクチバスも生息している山梨県の西湖にてクニマスが発見され、絶滅したとされている種の生存が確認された。しかも、奇跡的に一尾捕獲されたわけではなく、日々恒常的にクニマスは捕獲されていた。絶滅危惧種の生息に甚大な被害をもたらす可能性が高い魚が沢山いる湖に、絶滅危惧どころか絶滅したとされる魚が普通に生息していた…この事実がありながら、絶滅危惧種の生息・生育に甚大な被害を及ぼす“可能性が高い”というのは、疑問を感じざるをえない。</p> <p>「④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす」→オオクチバスに襲われて人が死んだ、又は大怪我をしたという話はない。加えてオオクチバスが直接的な原因で(一重要)水産業に甚大な被害を及ぼしたこともない。オオクチバスが在来種を食い荒らし、水産業に被害をもたらした例として、琵琶湖のニゴロブナを引き合いに出す事が多いが、この事も単純にニゴロブナの漁獲高減少のグラフしか出していない資料が多い。水質悪化、コン(水生植物)の減少等を無視して、オオクチバスだけのせいにするのは何故なのか? 直接的な原因をオオクチバスのせいにしていないだけではないのか!?</p> <p>最後に、オオクチバスのゲームフィッシングがもたらす地域への経済効果はトラウトと同様、もしくはそれよりも大きな効果をもたらすものである。オオクチバスがいることによって生計を立てる者が全国に何千万人という。それを無視して緊急対策外来種にカテゴライズしているのは安易極まりないし、絶対に許されるものではないと考える。</p>		<p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>「外来種被害防止行動計画(案)」のご指摘の箇所に示した事例は、全国で発生している外来魚問題の一部です。オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。</p> <p>オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。</p> <p>なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。</p> <p>在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p>	
162	魚類	コクチバス、オオクチバス	<p>コクチバスとオオクチバスを「総合的に対策が必要な外来種」から「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」に変更が妥当と考えます。</p> <p>リスト選定基準として「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」には漁業、養殖業に配慮し、尚且つ管理が可能との判断によるものと理解します。またレイクトラウト、ニジマス、フナトラウトは我々釣り人にとっては人気のある対象魚であり漁業、養殖業の皆様が産業として成り立つためには釣り人の存在はなくてはならないものです。これらと同時にコクチバス、オオクチバスも釣り対象種として人気があり一部の湖沼では地域産業にとって必要とされる存在になっております。</p> <p>外来種問題を扱った論文の多くは生物学的に論じたものはありますがそのほとんどは問題解決を目指したものではありません。今までの環境省による外来種問題への方法では問題解決には程遠く無限ともいえるお金を浪費しているにすぎません。</p> <p>しかし社会的な経済、地域環境などを基準とした論文では問題解決を目指すため外来種の有効利用をもとに適正管理をすべき、との結論になるのが自然の流れのようです。</p> <p>ほぼ利用者のいないブルーギルやチャネルキャットフィッシュでは無理ですが上記2種では利用者の理解が得られる方法によって適正管理が可能と考えます。</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	
163	魚類	オオクチバス	<p>経済魚として観光資源になってたりバスで生活する方々も多数居ます。</p> <p>バスを緊急対策外来魚のカテゴリーから産業管理外来魚にするべきです。</p> <p>駆除方法も在来種に悪影響の有る電気ショックでは無く、在来種を増やす取り組み他の駆除方法も考えるべきです。</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>また、全国では、電気ショック以外の手法でも効果的な駆除が行われている事例もあります。なお、電気ショックによっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
164	魚類	オオクチバス	対策優先度の要件「④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす」には該当するとは思えない。オオクチバスが人の生命・身体に被害を与えた話は聞いたことがないし、可能性があるとも思えない。また社会経済に対して甚大な被害を及ぼすよりも釣り具や交通、入漁量、ホテル、コンビニ等への経済効果には貢献している。 また、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に指定すべきである。		オオクチバスは水産魚種を捕食することによる水産業への被害が報告されているため、④の要件に合致すると考えます。 産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
165	魚類	コクチバス、オオクチバス	この魚は、現在釣りというレジャー産業において、道具またこの釣りに付随する、サービス業や観光業者の生活がかかっている魚であり、また釣りという遊びを通し、青少年の健全な教育においてもはや欠かせない魚であると思います。 もちろん、在来種を守る為に本来いない場所への密放流は取り締まらなければいけません。今後の産業への増大な影響を考えると、この魚においては、同資料1のニジマスと同じ「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」への登録にするのが最善であると思います。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
166	魚類	オオクチバス	緊急対策外来種から、産業管理外来種への変更を要望します。 オオクチバスは釣り業界だけではなく地域に大きな経済効果をもたらしています。経済的に活用している地域がある限り、絶滅は不可能です。産業管理外来種への変更はさらなる経済効果を生み出すことは確実です。また、オオクチバスが生態系へ与えているダメージの評価もやり直す必要があります。例えば、オオクチバスがいなくなるとアメリカザリガニの天敵はいなくなり、稲作や漁業に深刻なダメージを与えることは火を見るより明らかです。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 また、防除について、ご指摘のように他種との関係も考慮する必要もあり、計画的かつ効果的・効率的な防除を推進していくことが重要と考えています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
167	魚類	オオクチバス	<p>オオクチバスが日本に移入されてからおよそ100年が経過し、すでに多くの河川湖沼で生態系に組み込まれ、安定期に入ってきています。在来固有種に食害の影響は0ではありませんが、国内の固有種とも共存できる場所が多く存在しています。</p> <p>国内には魚種認定され、オオクチバスが放流できる湖沼が4つ(芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖)ありますが、これらの湖では生態系に取り込まれていると思われる。</p> <p>逆に、山中湖においては、2014年に4回4つの放流を行っています。オオクチバスの資源量はここ数年減少の一途を辿っています。これらは釣り大会の釣果からも見てとれます。(参考事例 JBNBC 山中湖プロシリーズ2014年結果 第1戦 参加26名 捕獲数 11匹、第2戦 参加29名 捕獲数 4匹、第3戦 参加29名 捕獲数 15匹、第4戦 参加28名 捕獲数 52匹)第4戦の釣果が良いように見えますが、放流直後の大会であったためです。それ以外では、1匹も釣れないことが珍しくありません。大会に出ている方は、釣りの技術は一般レベルでも上位相当になりますが、それらの方が釣ろうとしても釣れない状況です。駆除するどころか、魚種認定している湖ですら絶滅危惧種と比べてよい状態に陥っています。他の水生生物はワカサギも豊富にあり、食害の影響は少なく見えます。近年はオオクチバスよりもニゴイの増加が気になっています。</p> <p>移入当初からフィッシュイーターであるためのイメージが大きく、莽猛な行動からも生存力が高いと誤解を受けていますが、実際にはそれほど高い魚ではありません。生態系に取り込まれたと思われる現在では、ゾーニングに基づく管理の必要はあるものの、不必要に制限を設けるものではありません。</p> <p>経済的な観点からも、魚種認定されている湖では、釣り人が多く訪れ、産業の乏しい山間部では重要な観光資源となっています。同様の取り組みを各自治体が行うことで、経済的なメリットも多く発生します。前述の山中湖では、オオクチバスが減少し、釣り人の来場が減り、入漁料、レンタルボートなどの収入が減ってきています。</p> <p>特定外来生物として完全駆除を目指すのではなく、資源として管理しながら活用すべきです。</p> <p>以上のことから対策優先度の要件①、③、④については該当しないもの、もしくは影響が軽微であるものといえます。また、選考理由のⅠの生態系に対する影響も事実上見られなくなっており、Ⅱについても生態系にある程度取り込まれている場所が多いことから、認められません。</p>		<p>外来種の影響により地域固有の生態系が改変されることが我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題であると考えます。オオクチバスは本来我が国に生息域を持たないものであり、年数が経っていることをもって、自然分布の中に取り込まれていると見ることは適切ではありません。また、ご指摘のように他種との関係も考慮する必要もあり、計画的かつ効果的・効率的な防除を推進していくことが重要と考えています。</p>	
168	魚類	オオクチバス	<p>在来魚種の減少等を一概にオオクチバスが原因とするのは違います。主に水質悪化により以前とは環境が変わり、それに対応出来ない魚種が減少するオオクチバスが在来魚種を捕食する事は当然ですが、在来のフィッシュイーター(鯉、鯰、ザリガニ等、多種に渡る在来魚種等)もいます。</p> <p>小さな止水域はオオクチバスが食物連鎖の上位に位置する為、在来魚種の減少がオオクチバスの存在が原因である事は否めませんが、河川、大規模な池、ダム湖にあってはオオクチバスが食物連鎖の上位にあっても生態系にそれほど影響はないです。またオオクチバスは鯉や鯰に比べ癖がな食物としての価値もあります。</p> <p>一部の地域では電気ショックによる駆除と称して、在来魚種等にも多大な悪影響がある行為が行われていますが、これも在来魚種等の減少に起因しています。</p>		<p>在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p> <p>なお、電気ショッカーによっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>	
169	魚類	オオクチバス	<p>僕は関東でブラックバス(以降バスと表記)の釣りをしている人間です。年間でも、交通費、遊魚料、道具代と趣味とはいえ、かなりのお金をそこに費やし、時には琵琶湖や九州、秋田まで遠征に出かける事もあります。釣りをしなければ、そうして毎年定期的に地方に行く事も無く、関東でも千葉や茨城などに行く事も無いでしょう。世間の車離れがささやかれる中で、釣り人にとっては車も大切な道具の1つ。そう言った意味で、たかたか趣味ではありますが、僕個人の生活においては、経済とも結びつく物であります。そして、その経済において、同じ様に外国から来ているニジマスやブラウントラウトが、経済的に有益であるという理由で「産業管理外来種」になっている事を今知り、それならブラックバスがその対象にならないのはなぜなのか？不思議に思いました。釣り人や、釣具屋、そう言う所で調べれば直ぐに解る事ですが、先に上げた2つのマス類とバスの経済的効果の差は大きくあります。それは釣具屋を占める面積でも解ります。</p> <p>マス類は、魚を管理して釣りをしている事が多いため、計算しやすかったり、資料、漁協の意見等が伝わりやすいのかもしれませんが、実際各地のレンタルボートでバスの釣り人が地方に落とすお金の金額もかなりあります。そう言った所から、マス類に「産業管理外来種」が適応されるのであれば、バスも間違いなくそれに値する生き物でありますし、これからもっと有益に付き合っていく魚だと思えます。簡単な意見ではありますが、よろしくお願いたします。</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
170	魚類	オオクチバス	オオクチバスはニジマス同様に「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に指定するべきだと思います。	○社はオオクチバス専門メーカーで年商は2014年10月決算で8億7000万円です。対象魚の構成比はオオクチバスが約99% スズキが約1%です。従業員は社員が8人 パートが4人おります。○社にとってオオクチバスは会社を維持するために絶対に欠かれない存在であり、もし国をあげて駆除となった場合、会社を存続させることは困難と思います。オオクチバスは非常に有益な産業資源であり駆除するのではなく、適切に管理して頂きたいと思っています。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。	
171	魚類	オオクチバス	自分が住んでいる場所は長野県の下諏訪町です。近くには諏訪湖があります。息子と良く釣りに行きます。諏訪湖はルアー禁止なのでブラックバスの釣りはすることは出来ません。おもにマナを釣って居るのですが夏に岸際に7~8匹マナの死骸をみつけることがあります。後で調べてわかったのが諏訪湖遊漁で外来魚駆除のために電気ショック船を使って在来種も関係なくショックを与え浮いてきた魚で外来種だけを救い上げるといやり方をしているとのことでした。それも釣りをしてた日の前日に近所に住んでいる方に確認したら電気ショック船による駆除が行われたという話でした。諏訪湖は水温が高い時期になると湖の底が無酸素状態になります。その時期に電気ショック船での駆除活動が行われていたのですが魚はショックを受けたあと一度浮く魚も居ればそのまま泳いで行く魚も居ます。ショック状態で沈んで行った魚はそのままヘロが溜まっている無酸素状態の底まで落ちて行き呼吸が出来ずに死んでしまいます。これはあくまでも推測しかありません。資料などはありません。ただ目の前に見たあのマナの大量の死骸、浮いて死んでいるのではなく岸から見える範囲でそれも底で死んでいました。そしてその前日に同じ場所でも電気ショック船による駆除が行われていたことを考えると無関係とは思えないです。組合はブラックバスの駆除の為に国から援助を頂いていると聞きました。その援助金を在来種を殺してしまうことのために使用することは釣り人として納得が出来ないのでコメントを送らせて頂きました。完全に止水ではない諏訪湖でどれだけ人数をかけても時間をかけてもお金をかけてもブラックバスの駆除は不可能だと思います。ブラックバスが長く生存している地域でブラックバスの責任で在来種が絶滅した場所はないと思われず。規模が小さな場所ではあり得る話ですが、自然界ではそのままにしておいても生態系の安定という現象があります。段をしなければ強いものだけが増えることになり、結果強いものが食べる餌もなくなり絶滅するわけです。その現象に流れて行く段階で人間が減らして行くという手を加えたことにより数が減ったとは思えません。みみずでマナを釣って居るのですが外道で釣れてしまう外来種の数はむしろ年を重ねるごとに増えて行きます。推測ですが外来種たちも自分たちの個体数が減らないように産卵を何度も分けて行うとか知恵を使っているのではないかとと思うほどです。これもあくまでも推測の話ですが数は間違いない増えていきます。さらに子供の前でもその外来種が釣れてしまえば湖のルールのために組合の前にある外来種を回収するボックスに入れなさいといけません。子供になんで殺さないといけないの?と聞かれ答えができません。組合で決まっていることだよと答えても「なんで?」と言いつ返されてしまいます。つまり子供でも釣れた魚を人間の都合で殺してしまうことはおかしいと思うわけです。外来種のために在来種が減ってしまうから殺すんだよ。と言う意見もありますがそれも実験をしてみた結果ではないですし、今の諏訪湖では外来種も殺しているけど在来種も殺している状況です。親として子供に納得させてあげられる答えを作りたいのです。最初にも述べましたがただ1人の釣り好きの親父の意見で自分の自己満足のための意見かも知れませんが、それでもかまいません。外来種を駆除するという名目で在来種が殺されてしまえば減ってしまうのをまた外来種の責任にされることもおかしいと思いますし、何より命あるものを根拠もなく殺してしまうこともおかしいことです。環境省なら良い目で実験して行くことも可能かと思いますが、外来種がこれだけの量を食べってしまったため在来種がこれだけ減ってしまったという決定的な結果があれば納得せざるを得ませんがそうでないならまだ外来種を悪と決めるのは一度止めて頂き、一度入った外来種が駆除不可と決定出来る状況であれば無駄に殺すのではなく共存出来る方向でお願いしたいです。大きな湖で外来種が一度入ってしまえば完全駆除は100パーセント出来ないと断言しても良いでしょう。減らすことは出来るかと言えばそれも困難だと思います。でしたら共存するのが一番良い方法ではないかと自分は考えています。		外来種による生態系等への影響が確認されており、対策が必要です。 なお、電気ショック船によっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショック船を使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発に努めます。	
172	魚類	オオクチバス	「オオクチバス」はカテゴリ「総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)」でなく、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」にカテゴリすべきである。	オオクチバスは山梨県河口湖などにおいて非常に重要な観光資源となっている。これらを駆除してしまった場合、それらの地域に多大な経済損失を与える可能性がある。また、通しNO.205ニジマスなどと同様に、釣り堀も存在するため、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」にカテゴリすべきと考えられる。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
173	魚類	オオクチバス	選定理由の「④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し、甚大な被害を及ぼす」には大きな疑問を感じます。 「メジャーフィールド」と呼ばれるバス釣りの盛んな地域では、(熊本県内では江津湖など)近隣の釣具屋や、ルアーショップにお金を落とすことで、潤っている地域もあります。そのような事実が全国的にありながら、「社会経済に甚大な被害を与える」という選定理由は、疑問を感じます。	長野大学 前川ゼミでは、2013年に「野尻湖における経済魚としての活用研究」という題名で発表を行っています。 この発表の中では、オオクチバスの原産国であるアメリカや、長野県・野尻湖を例に挙げて、議論が進められていますが、私が驚いたのが、オオクチバスがもたらす経済効果です。釣用品小売市場2246億円のうち、バス用品小売販売総額は約450億円といわれ、約1/4を占めている事が判明しています。また、野尻湖では1995年にバスフィッシングを解禁して以来、バブル崩壊以降、低迷していた経済を回復したという事例もあります。 これは、野尻湖における一例ですが、これだけの経済効果を与えながら、「農林水産行等社会経済に対し、甚大な被害を及ぼす」とは言い難いと考えます。	オオクチバスは水産魚種を捕食することによる水産業への被害が報告されているため、④の要件に合致すると考えます。	
174	魚類	オオクチバス	緊急対策外来種と位置付け、特別飼養施設の廃止ならびに許可の取り消しを前提とした議論をすべきである。	特定外来生物に指定され、全国的に問題となっている魚種にも関わらず、一部湖沼において、外来生物法における飼養等の特別許可が継続しているのは問題と考える。	オオクチバスは緊急対策外来種に区分しています。飼養等許可については、外来生物法に基づき適切に運用、指導していきます。	
175	魚類	コクチバス、オオクチバス	「生態系被害が大きい」となっています。それは専門家達の報告によるものですが、専門家の中には在来種減少の原因として人間の手による開発整備や汚染により、在来種に適さない環境になった由、との報告もあります。 (参考:東京海洋大学名誉教授・水口憲哉著「魔魚狩り」-この中では95%が環境破壊による、とあります。) (参考:山梨大学教授・池田清彦による琵琶湖外来魚意見書(日釣振)でも、琵琶湖での各生態の推移からの理由を示しています。) (参考:淀太我 & 井口恵一朗報告「バス問題の経緯と背景」水研センター研報、第12号P10-24(H16)でも、1970年から80年代までに実施された食性調査では、有用魚種への食害を立証するに至らなかった。とあります) 実際に私の周りでも、護岸工事で便利 & 綺麗になった河川、主手、池にブラックバスは居なくても(水深浅いので分かります)、いく種類かの在来種はいなくなり鯉を見かけるくらいです。本当に、生態系被害の原因としてオオクチバス & コクチバスの指定が必要でしょうか？ また、今の環境下で定着したバスを排除したら、それこそ「現在の生態系」が狂うのではないのでしょうか・・・ 現在の状況でバスを排除した時の生態系への影響 & 長期的な在来種復活計画等、専門家による十分な検討やシミュレーションを示してほしいと思います。私は専門家ではありませんが、現在の生態系を壊さず道を探してほしいと思います。すでにバスがいて、さまざまな楽しみを人間に与えてくれているのだから。 自然は自然の中で時間をかけて変化を取り入れ対応する力を備えています。またここで短慮な人間の介入によって、更なるダメージを自然が受けていくことに強い不安 & 危機感を感じています。		生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。 なお、本リストは外来生物法に基づくものではありませんが、オオクチバス・コクチバスは既に同法に基づく特定外来生物に指定されているところです。	
176	魚類	コクチバス、オオクチバス、レイクラウト、レイボートラウト、ブラウントラウト	本案は、外来種について、新たに産業管理外来種というカテゴリーを設け、そこにニジマス等を分類している。 水産庁の釣り担当官によれば、「産業管理外来種」というカテゴリーができた経緯は、外来種問題の基本認識として、外来種の中でも、例えば牧草やセイヨウオオマルハナバチ、魚ではニジマスなど、従来より産業利用されている種もあることから、そのような産業又は公益的役割において重要な外来種の位置付けを明確にするとの観点があったと承知しています。 参照: http://www.furainozaesshi.com/%E3%81%82%E3%81%95%E5%B7%9D%E6%97%A5%E8%A8%98/%E7%92%B0%E5%A2%83%E7%9C%81%E5%A4%96%E6%9D%A5%E7%A8%AE%E3%83%91%E3%83%96%E3%82%B3%E3%83%A1%E1F%BC%8811%E7%B7%A0%E3%82%81%E5%88%7%E3%82%8A%EF%BC%89%EF%BD%9C%E3%80%88%E7%84%A3%E6%A5%AD%E7%AE%A1/ ところで、日本における釣り産業では、オオクチバス及びコクチバスのマーケットはニジマス等が占める重要性に比してより巨大である。また、各地の湖沼では、ホテル・ボート店等、主としてオオクチバス及びコクチバスを狙う釣り人が収入源となる人口もまた、ニジマス等の比ではない。 かような観点からすれば、オオクチバス及びコクチバスはニジマス等にも増して公益性が存在するのであり、これらを産業管理外来種に区分することは当然であると思われる。 現今の内水面が基本的に漁協を中心とする(それも従前当該地域に生息していなかった魚種の放流によって成立している事情に鑑みれば(ワカサギ、ヘラブナ、琵琶湖産アユ等が代表例であろう)、特定の希少な固有種が生息する地域を除いて、オオクチバスによる生態系の影響を云々する実益がどの程度存在するかは不明である。河口湖・芦ノ湖のような例に鑑みれば、オオクチバス及びコクチバスを産業管理外来種と位置付けることが望ましいと思われる。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
177	魚類	コクチバス、オオクチバス	コクチバスの対策優先度の要件は①、②、③、⑤ オオクチバスの対策優先度の要件は①、②、③、④、⑤とされているが、以下の点から当てはまらないと見做します。 ①、③:コクチバスの代表的な生息地である、長野県 野尻湖、福島県 桧原湖は共にワカサギ釣りでも有名な湖であり、コクチバスが釣れ出してから同湖で生態系が破壊されたニュースは聞いていないし今でもコクチバス以外の魚種も釣れている事から、甚大な被害が出ているとは言えない。また、オオクチバスでは芦ノ湖を始め、山中湖などでは魚種認定されており、放流しているがワカサギ釣り、ニジマス(ヒメマス)釣りと共生できており、やはり生態系が破壊されてもいなく、甚大な被害も出ていない。 ⑤:この項目は評価項目に入れる事自体がおかしい。「防除手法が開発されている…」と言う事は、開発されていなければ、どんなに被害が出ていても外来種リストには載らない事になるからである。 また、釣り業界のイベントである、釣り博のここ10数年でのバス釣り関係が占める割合からもバス業界の規模、すなわち釣り人口が大きい事が言え、バスアングラが釣り場近隣への経済効果などを考えれば、むしろ、ニジマス等と同じ「産業管理外来種」に分類し、分布が拡大しない様にすべきである。		オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。オオクチバス・コクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。また、対策優先度の要件は、総合対策種の中のカテゴリの細分の要件として設けており、本リストの選定基準ではありません。	
178	魚類	コクチバス、オオクチバス	対策優先度①②③④に該当することが理由による、「総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)、緊急対策外来種」への指定は不適切であるため反対致します。 「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に指定することが妥当と考えます。	・①②③に該当することに関して、「特定外来生物被害防止法」の施行時より今日に至るまで、根拠とならう「公平かつ公正な十分な調査」が実施されていない。一部の閉鎖的水域(伊豆沼・内沼・深泥池)や環境破壊との因果関係の調査が棚上げされたまま、外大魚被害のみが問題視される琵琶湖、日本古来の生態系や在来種など元々存在しない人造湖や溜池等の調査結果は、正当な根拠に値しない。 ・④への該当については、生命・身体への被害は言うまでもなく、社会経済についても「産業管理外来種」に分類される、ニジマス、プラウトラウトと比較しても業界の商圏規模、愛好者人口、釣りに伴う周辺自治体への経済効果はそれを遥かに上回るものであり、緊急対策外来種による駆除の推進によって受ける業界への打撃は、甚大なものになることが考えられる。 ※参考出展 「環境問題のウソ」(池田清彦・著)第3章 外来種問題のウソとホント以下抜粋～ ブラックバスが日本に移入されて以来80年経つが、ブラックバスにより滅ぼされた日本の在来種は一種もない。もちろん、人間に健康被害を与えているわけでもない。それどころか、ブラックバスは釣り業界にかなりの経済効果をもたらしている。ブラックバスを特定外来種に指定して駆除の対象とすることで、釣り業界に与える経済的打撃と駆除に費やす税金というダブル・デメリットの見返りの大義名分は日本の生態系を守るためだという。 中略～外来魚も生物だから日本の生態系に入ってきてても、生産者が消費者が分解者のどれかであることに変わりはなく、ひっしつ循環を阻害することはないはずだ。生態系の機能を阻害するのは人間による環境破壊である。	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるという十分な代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。また、オオクチバス・コクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。	
179	魚類	オオクチバス	該当魚種については、確かに外来種としての定着段階はまん延期にあるものの、むしろ、であるが故に、対策優先度は低いと思われる。	現実的に日本全国に現状生息している該当魚種を根絶するには、多大な費用が掛かることは自明である上に、該当魚種を対象とした遊漁(釣り)は、既に我が国の釣り愛好家の少なからぬ地位を占め、それを対象とした釣り具、貸船、その他釣り場周辺地域に貢献する経済効果は、無視できないものとなっている。勿論我が国固有種の棲む水系への無分別な放流は慎むべきではあるが、現在生息し、安定期をむかえていると思われる富士五湖や琵琶湖を含めた我が国の様々な水域については、駆除に多大な国税を費やし、琵琶湖で行われている電気ショック法など、結果的に固有種へも影響を及ぼすような徹底駆除の原理主義に陥ることなく、固有種とも棲み分けが進み、安定期をむかえた湖の実情や経済効果を踏まえた上での有効活用をむしろ目指すべきだと考える。	オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要であるとともに、全国では、電気ショッカー以外の手法でも効果的な防除が行われている事例もあります。こうしたことから要件に合致するものと考えます。 なお、電気ショッカーによっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
180	魚類	オオクチバス	オオクチバスの緊急対策外来種の分類について。 武庫川市民学会誌 Vol.2, No.2, pp.62-66 (2014)より。 関西学院高等部生物教諭 富永浩史氏の論文によると「2011年から2014年にかけて、武庫川下流域の淡水魚の生息状況を調査したところ、28種を確認した。」とあります。 調査地点は次のように区切られています。「潮止堰下流側を最下流地点とし、最上流地点の観光ダム下流側までに、主な落差工の下流側および支流の合流点付近を基準として、No.1～15の15地点を設定した」。この15地点の内、オオクチバスが確認されたのは2地点とありました。 また、2000年に名光通信社から発行されている「近畿の川バス釣り場99」という書籍があります。これによると、先述の資料の調査地点のうち3地点がオオクチバスが釣れるポイントとして紹介されています。しかし富永浩史氏の調査では、この内の2地点ではオオクチバスが確認されておりません。 2000年から10年を経た調査でこのような結果となっていることから、少なくとも武庫川ではオオクチバスが優勢種として定着しなかった可能性が考えられます。 オオクチバスが移植されて10年以上が経過した水域では、同様の傾向が見られる場所も散見されるため、積極的に防除する場合はその水域ごとの生息状況を明示した上で行われるのが適切だと思われれます。		外来種の防除については地域によって生息状況や被害状況に応じて行われるべきものと考えます。 本リストの付加情報では、生態的特性としての生息・生育環境や、全国レベルでの分布等を示しています。	
181	魚類	オオクチバス	現在オオクチバスの対しての駆除を日本各地で行っていますが、その駆除の主な理由として在来種の保全や生態系の保全となっておりますが、在来種が減少している一番の原因は多くが、産卵場、生息場の激減(河川や湖沼の護岸整備)や、農業等による水質汚染によるものである。 オオクチバスが全く影響がないとはいえないが、種が生き残っていくに一番大事である「産卵場、生息場」が減少すれば、それは生物にとって一番大打撃となる。琵琶湖で例をあげると、昔は全域に群生していたヨシ群が現在ではほとんどなくなり、よってその場を産卵場または生息場としていた固有種が絶滅する勢いで減少していった。琵琶湖では現在オオクチバスを駆除するための電気ショッカーや産卵場に集まったオオクチバスの一斉駆除等を行政の一貫として行っているが、それら駆除によって外来種の根絶はまず不可能である。多額の税金を投じて行っているが、その対策は全くといって無意味に等しい。自然環境(産卵場や生息場)の美化や保全、改善に努めてたほうが賢明であると思われる。 またオオクチバスはその食用以外に、遊漁としての価値が高いため、そのため「資源」としての利用をすることにシフトすべきである。現在、オオクチバスとする遊漁目的での経済効果は計り知れないものがあり、日本全土でその数値は明確に定まっている。 根絶が無理であるなら、いかに共有し、共存していくかを、行政として進むべきかを今一度検討していただきたい。		オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	
182	魚類	オオクチバス	①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大である。 ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす。 とあるが、琵琶湖での漁獲量は一定水準を保っており(参考:平成23年(2011年)3月30日策定 滋賀県資源管理指針)オオクチバスの影響がないことは明白である。つまり、生態系への被害および農林水産業等社会経済に対して被害はない。 ⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。 とあるが、行動計画書にも記載されている電気ショッカーは在来種の生命も脅かすという致命的な欠陥があり(参考文献後述)先進国ではまず調査以外に用いられておらず、その調査ですら慎重な運用を求められている。また、底引き網は在来種をも捕獲するという致命的な欠陥がある。したがって⑤も成立せず、オオクチバスは緊急対策外来種ではなく産業管理外来種にすべきである。 オオクチバスが日本に定着してすでに90年経つのにいわずに在来種は絶滅していない。生物多様性とは、常に一定数を保つことではないはずだ。気候変動や人間の社会活動などにより、常に個体数は変化し続けている。このような駆除に税金を投入して、「駆除のための駆除」「名目だけの環境保護のための殺傷行為」「生物多様性を都合良く利用した自然破壊」は一刻も早くやめるべきである。 参考文献: ・平成23年(2011年)3月30日策定 滋賀県資源管理指針 http://www.jfa.maff.go.jp/form/pdf/19shiga110330.pdf ・『水産工学』28巻2号(1992年3月) p.121-126 掲載論文、山森邦夫「電気ショックに対する魚類の反応」 ・Steven R. Dalbey, Thomas E. McMahon & Wade Fredenberg (1996) Effect of Electrofishing Pulse Shape and Electrofishing-Induced Spinal Injury on Long-Term Growth and Survival of Wild Rainbow Trout, North American Journal of Fisheries Management, 16:3,560-569		オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。 また、全国では、電気ショッカー以外の手法でも効果的な防除が行われている事例もあります。なお、電気ショッカーによっては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動態は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
183	魚類	オオクチバス	<p>当魚が、ここに分類される理由の不明。</p> <p>同じ外来種で、肉食魚であるニジマスやブラウントラウトが産業管理外来種のリストにある中で、なぜ当魚がここに分類されていないかが理解できません。</p> <p>というのも、オオクチバスはそれを釣る娯楽が盛んで、日本全国には釣りを楽しむ場所も多々存在しています。釣りメーカー、レンタルポイント店などを始め、この魚の人気で生計を立ててらっしゃる方も多くおられます。また、琵琶湖などでは釣り人も多く、付近のガソリンスタンド、飲食店、宿泊施設などへの経済効果も計りれません。オオクチバスがそれだけの経済効果のある魚だということを考えると、まずはそこを論議していただいた上で、産業管理外来種への移行をした方が付近の住民の方の生活も潤うのではないのでしょうか？もしくは、県が入漁料という形で徴収すれば財源確保にも繋がるのではないかと思います。</p> <p>駆除ではなく、存在する魚をどう活用していくかに議論を持っていくべきであると思います</p>		<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	
184	魚類	コクチバス、オオクチバス	<p>オオクチバス、コクチバスは「緊急対策外来種」ではなく、「産業管理外来種」に指定すべき</p>	<p>ニジマス・ブラウントラウトが「産業管理外来種」に指定されているのであれば、よい釣り人口が多く、市場規模及び経済効果が大きいオオクチバス及びコクチバスは「産業管理外来種」に指定すべきと考える。</p>	<p>産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>	
185	魚類	オオクチバス	<p>対策優先度の要件①②③④の記載を削除。オオクチバスは一部の恣意的報道及び、作爲的報道により危害を及ぼす象徴として営利活動のため利用され、その結果、生物多様性への影響が大きいと一般に誤解されている。本リストには被害の深刻度として①②③④が示されているが、生物多様性の保全を真摯に進めるリストであるべきにもかかわらず、単に税金を使用する大義名分として非現実的評価を官吏が示したと解釈されることはあってはならない。すなわち、我が国でオオクチバスは個体数が自然的に減少している現状において、定着の有無、捕食の有無及び、個体の大小は、実際の我が国の湖沼の今の実態から、生態系への影響が特に甚大とは言えず、潜在的なという責任回避の表現も妥当で無い(①、②)。絶滅危惧種等の生息・生育には人為的に祭り上げられた悪意者オオクチバスがヒトの関心を得やすいが、生態系ではない環境変化を無視した場合の仮定に過ぎず、生態系の保全という大義を軽んじた記載は官吏の文書として不当である(③)。また、水産業等社会経済に甚大な被害を及ぼすとあるが、オオクチバスの個体数の自然的減少、駆除地域では当該水産業者が税金により駆除目的以外の用途で税金を使用している事実及び、それが罰せられない事実がある(多数の漁協の受給金不正使用が新聞報道されている事実)。このように駆除により本質的環境破壊により、また、在来種水産物の需要の低下により減じた収入をオオクチバス駆除という名目で税金により漁業関係者に収入を与えてきた。一方、オオクチバスを産業利用して発展的、本質的であり、かつ、税金に頼らない環境保全が可能という報道があるにもかかわらず、目的外用途を黙認したまま税金を使用すること推奨すること、食料として生命を維持するために移入した生命をその手で税金を消費していることは、官吏としてすべきことが先にあると受け取られてしまう記載である(④)。したがって、オオクチバスの被害の深刻度として、①②③④の全てを削除すべきである</p>		<p>本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。オオクチバスによる生態系等への影響は確認されており、対策が必要です。</p> <p>在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p>	
186	魚類	オオクチバス	<p>備考欄の記載の削除。実際の各湖沼ではオオクチバスの個体数は自然的に減少している。極一時的、特に、移入直後の調査をもってオオクチバスが在来種と置き換わっているという記載は極めて危険である。生物多様性を保全する文書においてこの記載は本来の意義を失わせるため削除が必要。</p>		<p>過去のある時点で置き換わった状態になったことは事実と考えますが、現状ではブルーギル等別の種が優先する等、その状態が維持されていないことも認識しており、ご指摘の箇所については「在来種を駆逐するなど」と修正します。</p>	○

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
187	魚類	オオクチバス	対策優先度4Iについてですが、現在の日本はバス業界に関わっている人口、バス釣り人口などをふまえると社会経済に被害を及ぼすどころかむしろ地域経済に大きく貢献していると思います。具体的には釣り人がつり場で食事をするレストランなどのお店、宿泊をするつり場の近くのホテルなどは十分に恩恵を受けていると思います。また、釣りをする際に管理する漁協に入漁料も払っています。またバス釣りを通して街や村お越しを行っている地域も有ります。そういった現状が有るにもかかわらず「緊急対策外来種」に分類されている点に到底納得出来ません。もしそのまま確定した場合、将来的にバス業界で働く人の生活を奪うことにもなると思います。そういった点も踏まえて分類の変更を求めます。		オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は遊漁自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生体の運搬等を伴わない遊漁等は行うことができるものです。	
188	魚類	タイリクバラタナゴ	タイリクバラタナゴのカテゴリは「重点対策外来種」となっているが、在来種ニッポンバラタナゴの生息域に侵入した場合、ニッポンバラタナゴと容易に交雑してしまう。このため、「緊急対策外来種」として販売や飼育を禁止してほしい。このままでは、九州の一部などわずかに生息する在来のニッポンバラタナゴとの交雑が進み、純系のニッポンバラタナゴが天然絶滅する。		交雑種ではニッポンバラタナゴ及びタイリクバラタナゴとの識別が非常に困難であり、対策優先度の要件⑤に照らして判断し「重点対策外来種」としています。 なお、本リストは法律に基づくものではなく、法的な規制をかけるものではありません。	
189	魚類	オオクチバス	オオクチバスは適切に管理すればレジャー産業を中心に有効活用可能な魚です。よって「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」に分類すべきと思います。		産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるという新たな代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く遊漁の対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。	
190	魚類	オオクチバス	対策優先度の要件で、④人の人命に身体に対して甚大な被害は一切ない。また、オオクチバスは釣りというレジャー産業が大変充実しており、その産業を生業としている人も多く、これ以上の規制強化は農林水産業以上に国民に対して甚大な被害を生む。国内の河川で在来種に被害をもたらす魚種は多く、実際にガーや大型になる正に人間の生活すら脅かすような鑑賞目的の魚種が飼えなくなり放流され、繁殖している事実を環境省並びに農林水産省は調査把握しているのでしょうか？危険度で言うならガー等に比べればオオクチバスは危険性が大変少ない魚種である。⑤一部地域で電気ショック等で駆除を行っているが効果が少なく、在来種を保護する目的でありながら、電気ショックは著しく在来種へも影響があり、駆除を目的としているが在来種も人間の手によって同時に駆除されている。	左記の事から対策優先度の要件で、オオクチバスは④と⑤には該当しない。	オオクチバスは水産魚種を捕食することによる水産業への被害が報告されているため、④の要件に合致すると考えます。 また、全国では、電気ショック以外の手法でも効果的な駆除が行われている事例もあります。なお、電気ショックについては、ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。 なお、オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは、新たな法的規制をかけるものではありません。	
191	魚類	カダヤシ	特定外来種より除外し、産業管理外来種等、別種の扱いとした方が良い	昨年東京都代々木公園等で発生した Dengue 熱等、蚊を媒体とする流行病が発生する可能性がある。代々木の Dengue 熱の際は公園内の池の水の抜くのに加え大量の殺虫剤散布という対応をしたが、それでは周辺環境へのダメージが大きい。カダヤシを活用してボウフラの発生を抑えるという手段も視野に入れておくのが望ましい。そもそも、そうした疫病の蔓延を防ぐために移入された種であり、過去の活用実績も高い。年々熱帯化が進む日本において今後も Dengue 熱のような疫病が発生しないという保証はなく、対策の一環としてカダヤシ活用は視野に入れておくのが賢明である。国民の健康生活こそ、最も優先されるべき事項であろう。	本リスト及び産業管理外来種等のカテゴリは外来生物法に基づくものではありません。カダヤシによってはメダカ類との競合等の被害が確認されており、特定外来生物に指定されているものです。	
192	魚類	オオタナゴ	釣り愛好家にとって長年格好の対象魚として親しまれている本種は国民余暇、釣りレジャー産業の観点から見ても極めて重要といえることから今後も永続的に釣り対象魚として多くの国民が親しむことのできる現在の環境を維持すべきと考えます。	『月刊つり人』ほか、現在国内にて発行される各種釣り書籍、釣り雑誌	ご意見として承ります。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
193	魚類	オオタナゴ	重点対策外来種とするのが妥当と考える。	現在の分布は限定的であるが、在来のタナゴ類への影響が大きく、全国への分布拡大する前に対策を講じる必要があると考える。	現状では被害実態が必ずしも明確ではないことから、現状では総合対策外来種としています。	
194	魚類	オオタナゴ	オオタナゴのカテゴリは「その他の総合対策外来種」となっているが、他の水域に拡散し定着した場合の在来種への影響が極めて大きいと想定されることから、「重点対策外来種」以上のカテゴリとして対策を重点的にとってほしい。新しい水域に侵入し定着して問題になる前に拡散を防がないことには意味がない。		現状では被害実態が必ずしも明確ではないことから、現状では総合対策外来種としています。	
195	魚類	コクレン	対策優先度が低い。	アメリカ合衆国におけるような被害事例が出ていない今であれば、当種への対策は十分効果的なものが打ち易い状況にあると思われる。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	
196	魚類	ハクレン	選定理由にⅢを追加 対策優先種としての検討が必要である	限定分布ではあるかもしれないが、個体数が非常に多い。 利根川、江戸川、中川、荒川、霞ヶ浦及びその水系には相当数の個体数が生息している。 米国ではアジアナカエブと呼ばれ、五大湖への流入が懸念される外来種の代表格として問題視されている種。 この種は植物性プランクトンを食しており生態系に関する被害は認識していないが、人体に被害を与える可能性が存在する。 群れを成して表層付近を遊泳しており、且つ、船舶等の通過時に驚き水面上に跳躍するという性質を有する為、航行船舶に衝突しダメージを与えるケースがある。平均で50cm前後、大型のものでは70～80cmにも成長する種であるため、船舶及び、場合によっては乗員に衝突した場合に大きなダメージを与える。 過去に国内においても、小型船が衝突し死亡事故となった事例がある。よって、選定理由にはⅢを加えるのが望ましい。 また、個体数が多く個体が大きいため、排水門に多数の死魚が溜まり排水門の稼働に悪影響を及ぼす場合がある。	ご指摘のようなハクレンの経済的被害の事例については事実関係が把握できる資料がありませんでしたので、原案のままさせていただきます。	
197	魚類	ハクレン	対策優先度が低い。	アメリカ合衆国におけるような被害事例が出ていない今であれば、当種への対策は十分効果的なものが打ち易い状況にあると思われる。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	
198	魚類	ソードテール	Xiphophorus属の中には、他にも国内で観賞魚流通が多量にあるものがあり、ソードテールとして流通する個体は、同属他種との交雑が由来から品種改良されてきたとされる。サザンブラティフィッシュ Xiphophorus maculatus の飼育経験を例にすると、ソードテールと飼育下では体格を除いて極めて近く、2ヵ月程度、水温12～13℃でも、越冬可能であり、国内への影響は変わらないと可能性が高く、Xiphophorus属全体に対し注意喚起した方が被害防止になると思われる。		国内及び海外での被害に関する知見があるものについてのみ掲載しました。	
199	魚類	ソードテール	このように一つ一つの観賞魚種を選定しているには限界がありません。放流という行為自体に注意を促していかなければ、根本的な問題の解決にならないのではないのでしょうか。水産放流に対して観賞魚ばかりが多く問題視されているようで、愛好家として不公平感を禁じえません。特に南西諸島、小笠原に対してはすべての熱帯、亜熱帯域の観賞魚が定着の可能性のある訳ですから、流通しているすべての種が対象になります。根幹的な対策として、放流という行為の原則禁止を国として発信するのが妥当と考えます。		ご指摘のとおり、個別の種によらずとも、注意を呼びかけるべきことから、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」においても、外来種による被害の防止のための基本的な考え方を整理しており、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」を呼びかけています。	
200	魚類	パールダニオ	このように一つ一つの観賞魚種を選定しているには限界がありません。放流という行為自体に注意を促していかなければ、根本的な問題の解決にならないのではないのでしょうか。水産放流に対して観賞魚ばかりが多く問題視されているようで、愛好家として不公平感を禁じえません。特に南西諸島、小笠原に対してはすべての熱帯、亜熱帯域の観賞魚が定着の可能性のある訳ですから、流通しているすべての種が対象になります。根幹的な対策として、放流という行為の原則禁止を国として発信するのが妥当と考えます。		ご指摘のとおり、個別の種によらずとも、注意を呼びかけるべきことから、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」においても、外来種による被害の防止のための基本的な考え方を整理しており、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」を呼びかけています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
201	魚類	ゼブラダニオ	このように一つ一つの観賞魚種を選定しては際限がありません。放流という行為自体に注意を促していかなければ、根本的な問題の解決にならないのではないのでしょうか。水産放流に対して観賞魚ばかりが多く問題視されているようで、愛好家として不公平感を禁じえません。特に南西諸島、小笠原に対してはすべての熱帯、亜熱帯域の観賞魚が定着の可能性がある訳ですから、流通しているすべての種が対象になります。根幹的な対策として、放流という行為の原則禁止を国として発信するのが妥当と考えます。		ご指摘のとおり、個別の種によらずとも、注意を呼びかけるべきことから、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」においても、外来種による被害の防止のための基本的な考え方を整理しており、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」を呼びかけています。	
202	魚類	アカヒレ	このように一つ一つの観賞魚種を選定しては際限がありません。放流という行為自体に注意を促していかなければ、根本的な問題の解決にならないのではないのでしょうか。水産放流に対して観賞魚ばかりが多く問題視されているようで、愛好家として不公平感を禁じえません。特に南西諸島、小笠原に対してはすべての熱帯、亜熱帯域の観賞魚が定着の可能性がある訳ですから、流通しているすべての種が対象になります。根幹的な対策として、放流という行為の原則禁止を国として発信するのが妥当と考えます。		ご指摘のとおり、個別の種によらずとも、注意を呼びかけるべきことから、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」においても、外来種による被害の防止のための基本的な考え方を整理しており、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」を呼びかけています。	
203	魚類	レイクトラウト	重点対策外来種とするのが妥当と考える。	適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)としてリストに入っているが、極一部を除き、釣り用の養殖に限られ、産業又は公益的役割において重要とは考えられない。	レイクトラウトについては、利用状況に鑑み、まずはこうした産業段階での管理徹底を呼びかけるものとして産業管理外来種に整理をしています。もちろん、被害が発生している地域やそのおそれがある地域での防除等の対策は必要であると考えます。	
204	魚類	ニジマス	釣り愛好家にとって長年格好の対象魚として親しまれている本種は国民余暇、釣りレジャー産業の観点から見ても極めて重要といえることから今後も永続的に釣り対象魚として多くの国民が親しむことができる現在の環境を維持すべきと考えます。	『ノースアングラーズ』、『フライフィッシャー』、『月刊つり人』ほか、現在国内にて発行される各種釣り書籍、釣り雑誌	ご意見として承ります。	
205	魚類	ニジマス	ニジマスについては長い期間に渡り日本国内の水域へ定着し、それぞれの地域に根づいて、経済的にも漁業を含めて利用され、広く人々に親しまれている。現時点ですでに適切な管理の元に利用されているので、今回の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において、あえて産業管理外来種に分類する必要はない。産業管理外来種に分類するのであれば、漁業・養殖業への影響を最小限にする配慮を行動指針に明記するべきである。		ニジマスについては、利用状況に鑑み、まずはこうした産業段階での管理徹底を呼びかけるものとして産業管理外来種に整理をしています。もちろん、被害が発生している地域やそのおそれがある地域での防除等の対策は必要であると考えます。そのうえで利用上の留意事項を記載しており、ご意見の趣旨に沿った対応と考えています。	
206	魚類	ニジマス	重点対策外来種とするのが妥当と考える。	適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)としてリストに入っているが、釣り用として各地の自然水域への放流が行われており、管理されている種とは言えない。生態系被害が大きく、在来のサケ科魚類との競争ならびに駆逐が顕著であり、自然水域への放流が行われている以上、産業管理外来種とするのは不適切と考える。	ニジマスについては、利用状況に鑑み、まずはこうした産業段階での管理徹底を呼びかけるものとして産業管理外来種に整理をしています。もちろん、被害が発生している地域やそのおそれがある地域での防除等の対策は必要であると考えます。	
207	魚類	ブラウントラウト	釣り愛好家にとって長年格好の対象魚として親しまれている本種は国民余暇、釣りレジャー産業の観点から見ても極めて重要といえることから今後も永続的に釣り対象魚として多くの国民が親しむことができる現在の環境を維持すべきと考えます。	『ノースアングラーズ』、『フライフィッシャー』、『月刊つり人』ほか、現在国内にて発行される各種釣り書籍、釣り雑誌	ご意見として承ります。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
208	魚類	ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウト	ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトは産業管理外来種ではなく、総合対策外来種として扱うべきである。	これらの外来サケ科魚類は産業的に利用されており、特にニジマスは養殖業において広く使われ、食材としても普及していることから、現状で代替的なものが無く、当面は産業利用の継続が必要な種であることは間違いない。しかし、北海道において野外での定着と他の在来サケ科魚類への影響が知られており(吉安, 1996; Taniguchi et al., 2000; 森田ほか, 2003)。そうした地域では、すでに野外での対策を取るべき総合対策外来種であると考えられます。ブラウントラウトとレイクトラウトにおいては、産業的な利用が非常に限定的であり、他の魚種との代替の利用ができないと考えられません。また、ブラウントラウトはすでに北海道だけでなく本州の岐阜県などでも野外で定着し(石崎ほか, 2012)、生態系への影響が顕在化していること(鷹見ほか, 2002; 三沢ほか, 2001; 中田ほか, 2006; 長谷川ほか, 2007等)、さらに釣り目的の意図的放流が分布拡大の大きな要因とされるため(鷹見・青山, 1999; 日本生態学会, 2002)、明らかに産業管理外来種の定義に合わず、総合対策外来種とすべき種と考えられまし、その上でさらに特定外来生物としての規制も必要です。	ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトについては、利用状況に鑑み、まずはこうした産業段階での管理徹底を呼びかけるものとして産業管理外来種に整理をしています。もちろん、被害が発生している地域やそのおそれがある地域での防除等の対策は必要であると考えます。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	
209	魚類	ブラウントラウト	緊急対策外来種とするのが妥当と考える。	適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)としてリストに入っているが、極一部を除き、釣り用の養殖に限られ、産業又は公益的役割において重要とは考えられない。各地で管理釣り場からの逸出が確認され、釣り団体等により自然水域への放流が行われており、管理されている種とは言えない。強い魚食性を有し、生態系被害が大きく、在来のサケ科魚類との競争ならびに駆逐が顕著であることから、特定外来生物に指定すべき。	ブラウントラウトについては、利用状況に鑑み、まずはこうした産業段階での管理徹底を呼びかけるものとして産業管理外来種に整理をしています。もちろん、被害が発生している地域やそのおそれがある地域での防除等の対策は必要であると考えます。特定外来生物への指定は別途外来生物法に基づき検討するものです。	
210	魚類	琵琶湖・淀川水系のハス	評価項目において他種の捕食、という最も直接的に生態系に被害をおよぼす魚種であるにもかかわらず、利用状況、利用上の注意事項に明らかな空白欄があるのはいったいどのような理由によるものでしょうか。比較的詳細に書かれている観賞用種に対して、非常に不可解なことです。是非ご返答いただきたいと存じます。		利用実態がある種類について、利用状況及び利用上の留意事項を記載しています。ハスについては、少量漁獲等されているものの限定的であるため記載していません。	
211	魚類	東北地方などのモツゴ	モツゴがシナイモツゴの生息地に侵入し置き換わる事例は、東北地方のほかに長野県でも確認されている(向井ほか2013『見えない脅威“国内外来魚”』第4章)。長野県(もしくは関東地方)を追加すべき。		ご意見を踏まえ、「長野県、関東地方」を「問題となっている地域」に追加します。	○
212	魚類	琵琶湖・淀川以外のハス、東北地方などのモツゴ	琵琶湖・淀川以外のハス、東北地方などのモツゴについてはすでに長い期間に渡り日本国内の水域へ定着し、それぞれの地域に根づいて、経済的にも漁業を含めて利用され、広く人々に親しまれていることから、「国内由来の外来種」という定着認識は誤っている。よって総合的に対策が必要な外来種とは認められない。リストから外すべきである。		我が国に自然分布域を有しているが、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種が生態系等に係る被害を及ぼすものを「国内由来の外来種」として選定しています。琵琶湖・淀川以外のハス、東北地方などのモツゴはこうしたものに合致するため選定されているものです。	
213	魚類	コイ	外来コイ(Cyprinus carpio)の選定を検討いただきたい。コイは、水質だけでなく、在来生物や生態系へ甚大な影響を及ぼすことから、IUCNワースト100にも選定されている。わが国には、在来のコイ、大陸由来のコイ、さらにそれらの雑種が生息しているが、外来コイの生態系影響について、下記のような報告・研究例がある。無秩序な放流を防止し、総合的な管理が最も必要な種である。	Matsuzaki SS, Usio N, Takamura N & Washitani I (2009) Contrasting impacts of invasive engineers on freshwater ecosystems: an experiment and meta-analysis. <i>Oecologia</i> 158: 673-686. Matsuzaki SS, Usio N, Takamura N & Washitani I (2007) Effects of common carp on nutrient dynamics and littoral community composition: roles of excretion and bioturbation. <i>Fundamental and Applied Limnology</i> (旧誌名: <i>Archiv für Hydrobiologie</i>): 168(1) pp. 27-38 宮崎佑介、松崎慎一郎、角谷拓、関崎悠一郎、齋谷いづみ (2010) 岩手県一関市のため池群においてコイが水草に与えていた影響 - 保全生態学研究 15:291-295 Atobe, T., Osada, Y., Takeda, H., Kuroe, M. and Miyashita, T. (2014) Habitat connectivity and resident shared predators determine the impact of invasive bullfrogs on native frogs in farm ponds. <i>Proceedings of the Royal Society B</i> 281: 20132621. 松崎慎一郎 (2013) : 湖沼におけるコイの水質や生物群集に与える生態的影響(日本魚類学会自然保護委員会編(向井貴彦・鬼倉徳雄・淀 太我・瀬能 宏)『見えない脅威“国内外来魚”』どう守る地域の生物多様性)、分担執筆、東海大学出版会 松崎慎一郎 (2010) 放流コイ、実は大陸産だった! 沈水植物を減らし、生態系も変化 - 自然保護, No. 514: pp.25	ご指摘のように交雑による影響はあり、特に一部在来のコイが残っている琵琶湖等の地域では対策の必要性はあると考えてますが、全国に分布するコイの多くが交雑種であることからその判別が困難であり、現時点ではリスト掲載による効果が見込めないことなどから総合的に判断し、非掲載としています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
214	魚類	コイ	近年のDNA解析により、国内のコイについては以下の3点が明らかになっています。 1) かつて日本には、我が国固有の在来系統のコイが広く分布していたが、現在の自然水域では、外国から導入したものに由来する系統が、生息するコイの大半を占めていること(出典1) 2) 琵琶湖の深部で捕獲されるコイからは、在来系統のミトコンドリアDNAハプロタイプが例外的に高頻度に検出されること(出典2) 3) 琵琶湖の深部以外の自然水域では、導入系統と在来系統の交雑が進んでいること(学会発表1) これらの情報をふまえて、滋賀県のレッドデータブック2005年版ではコイの在来系統(本の中では「野生型」)が希少種としてリストアップされています。 大陸に由来する導入系統のコイは、この琵琶湖にからうじて残存している日本在来系統のコイの存続を、少なくとも交雑により脅かすものであることから(琵琶湖以外では、純粋に近い在来集団は、交雑によって消滅したと考えられる)、 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載すべきだと考えます。	出典1: Mabuchi et al. (2008) Mitochondrial DNA analysis reveals cryptic large-scale invasion of non-native genotypes of common carp <i>Cyprinus caprio</i> in Japan. <i>Molecular Ecology</i> 17: 796-809 出典2: 馬淵ほか (2010) 琵琶湖におけるコイの日本在来 mtDNA ハプロタイプの分布. <i>魚類学雑誌</i> 57: 1-12 学会発表1: 「日本在来コイのレフュージアとしての琵琶湖」2013年度 日本魚類学会年会. 宮崎観光ホテル. 2013年10月4日(要旨集36ページ). 馬淵ほか	ご指摘のように交雑による影響はあり、特に一部在来コイが残っている琵琶湖等の地域では対策の必要性はあると考えてますが、全国に分布するコイの多くが交雑種であることからその判別が困難であり、現時点ではリスト掲載による効果が見込めないことなどから総合的に判断し、非掲載としています。	
215	魚類	コイ	その他の総合対策外来種に「コイ」を加えるべきである。	中国原産のコイは雑食性であり、魚体の大きさもあいまって生態系の頂点に位置している内水面が多い。主に、産卵期の他魚の卵を一網打尽に捕食してしまうため他魚の生息数に大きなダメージを与えている。	特に一部在来コイが残っている琵琶湖等の地域では対策の必要性はあると考えてますが、全国に分布するコイの多くが交雑種であることからその判別が困難であり、現時点ではリスト掲載による効果が見込めないことなどから総合的に判断し、非掲載としています。	
216	魚類	コイ	対策優先度が低い。	36年に渡る私的観察に基づけば、国内由来の外来種としてのコイがもたらしている生態系への被害は、ブルーギルやオオクチバスによるものよりもよほど顕著である。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	
217	魚類	コイ(飼育型)	緊急対策外来種とするのが妥当と考える。	雑食性で、生態系被害の大きい種である。 各地で大量に放流され、イシガイ科二枚貝類を含む淡水産貝類をはじめとする底生生物ならびに、水生植物群に多大な被害を与えている。在来型との交雑の問題もある。	特に一部在来コイが残っている琵琶湖等の地域では対策の必要性はあると考えてますが、全国に分布するコイの多くが交雑種であることからその判別が困難であり、現時点ではリスト掲載による効果が見込めないことなどから総合的に判断し、非掲載としています。	
218	魚類	カムルチー コウライギギ	カムルチー (<i>Channa argus</i>) とコウライギギ (<i>Pseudobagrus fulvidraco</i>) の選定を検討いただきたい。カムルチーは古くから移入されている種であり、すでに広域に定着している。カムルチーは要注意外来生物であったが、今回の選定から外されているが、その根拠が不明瞭である。カムルチーの魚類へ影響は、Miyake and Miyashita (2011) でも報告されているが、科学的データが不足しており定量的な影響が把握できていない。そのような評価が行われず、リストから除外されるのは適切ではない。 またコウライギギについては、最近、霞ヶ浦流域で侵入が確認された(荒山ら2012)。すでに特定外来生物に指定され大きな影響を及ぼしているチャネルキャットフィッシュと同様に、本種が増加した場合、在来種に影響を及ぼす可能性がある。また水系を通じて分布を拡大する可能性もある。	Miyake, M. & Miyashita, T. (2011) Identification of alien predators that should not be removed for controlling invasive crayfish threatening endangered odonates. <i>Aquatic Conservation: Marine and Freshwater Ecosystems</i> , 21: 292-298. 荒山和則、松崎慎一郎、増子勝男、萩原富司、諸澤崇裕、加納光樹、渡辺勝敏 (2012) 霞ヶ浦における外来種コウライギギ(ナマズ目ギギ科)の採集記録と定着のおそれ. <i>魚類学雑誌</i> 59(2): 141-146	カムルチーについては侵入後長期間経っている一方で明確な被害の報告がないため非掲載としています。なお、非掲載としたものについて全く問題にならないものと決定したのではなく、種によらず、外来種の被害を防止するための基本的な考え方は別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」において基本的な考え方を整理しているところであり、「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害予防三原則を呼びかけていきます。 コウライギギについては、ご意見を踏まえ、選定理由はIVとして総合対策外来種に掲載することを検討します。	○

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
219	魚類	カムルチー、タイワンドジョウ、コウタイ、タイリクスズキ	現在、要注意外来生物としてリストアップされているカムルチー、タイワンドジョウ、コウタイ、タイリクスズキは総合対策外来種としてリストに掲載するべきである。	<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)」においては、これまで要注意外来生物としてリストアップされていたカムルチー、タイワンドジョウ、コウタイ、タイリクスズキの4種が、魚類のリストに含まれていません。</p> <p>カムルチーなどのタイワンドジョウ科については、日本への導入年代が古く、在来生態系への影響事例が報告されていますが、現在でも雷魚という呼称で釣魚として利用されています。要注意外来生物リストを無くし、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)」においてもカムルチー等を除外することは、希少な在来生物の生息地である溜池への釣り目的の放流を助長する恐れがあり、外来生物駆除の活動において雷魚釣り愛好家とのトラブルに発展することも考えられます。「外来種被害防止行動計画(案)」においては、外来種対策における普及啓発・教育の推進を重要なこととして位置付けていますが、こうした要注意外来生物のリストからの除外は、「これらの魚種が生態系に一切影響が無いと環境省が判断している」と曲解されるおそれがあり、普及啓発や教育における負の影響が懸念されることから、リストに掲載するべきものと考えられます。</p> <p>タイリクスズキに関しては、国内で養殖に用いられており、逸出した個体と在来のスズキの交配、在来スズキの競争的排除の事例も知られているため(自然環境研究センター、2008)、リストから除外するべき理由がありません。</p> <p>これらの要注意外来生物については、理由を示さずにリストから除外することは、無秩序な利用・放流を許容、あるいは促進することになりかねず、生物多様性の保全において悪影響を及ぼすものと考えられます。</p>	カムルチー、タイワンドジョウ、コウタイは、侵入後長期間が経過しているものの、被害に関する具体的な知見が得られなかったことから、非掲載としています。タイリクスズキについては、実態に係る精査が必要なため、原案のとおりとします。これらの種について、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 <p>なお、非掲載としたものが全く問題がないということではありません。外来種全般に対する考え方については、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」において整理しているところであり、「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害予防三原則を呼びかけていきます。</p>	
220	魚類	カムルチー	総合対策外来種とするのが妥当と考える。	生態系被害が大きく、要注意外来生物に選定されている種がリストに入っていないのは大きな問題である。緊急性は高くないと考えるが、愛好団体も多く、駆除に際しトラブルとなる事も多い種でもある。	カムルチー、タイワンドジョウ、コウタイは、侵入後長期間が経過しているものの、被害に関する具体的な知見が得られなかったことから、非掲載としています。なお、非掲載としたものが全く問題がないということではありません。外来種全般に対する考え方については、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」において整理しているところであり、「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害予防三原則を呼びかけていきます。	
221	魚類	チョウザメ類、タイリクスズキ、ヨーロッパウナギ	適切な管理が必要な産業上重要な外来種として「チョウザメ類」、「タイリクスズキ」、「ヨーロッパウナギ」など追加を希望	<p>「チョウザメ類」、「タイリクスズキ」、「ヨーロッパウナギ」いずれも水産上の魚種として導入、あるいは混入して導入され、部分定着や放逐がみられる。事業者への注意を促す意味でも追加検討を望む。また、ヨーロッパウナギに関しては資源保護の観点からも重要であり、今後の産業動向によっては、東南アジア等からの稚ウナギ移入が考えられるため「外国産ウナギ類」とするべきかもしれない。</p> <p>資料： 水野晃秀. 2009: 奈良川(愛媛県鬼北町)支流から採集されたチョウザメ科魚類. 南予生物, 5, 39-42. 横川浩治. 1994: 中国産スズキおよび、いわゆる“ホンスズキ”の形態的、遺伝的特徴. 第26回 南西海ブロック内海漁業研究会報告, 5, 47-71. 宇井晋介. 1998: 急速に広がるタイリクスズキの分布域. マリンバビリオン, 27(4), 2. 広田祐二・池田正人・瀬戸熊卓見・望月賢二. 1999: 中国産スズキ科魚類の一種タイリクスズキの関東沿岸における初記録. 千葉中央博物館自然誌研究報告, 5(2), 103-108. 岡村明浩・張雲・山田祥朗・宇藤朋子・三河直美・堀江則行・田中悟・元信堯. 2001: 判別関数式におけるニホンウナギとヨーロッパウナギの識別. Nippon Suisan Gakkaishi, 67(6), 1056-1060.</p>	チョウザメ類及びヨーロッパウナギについては、定着状況がよく分かっていないこと、また、被害に関する具体的な知見が得られなかったことから、非掲載としています。タイリクスズキについては、実態に係る精査が必要なため、原案のとおりとします。これらの種について、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	
222	魚類	ヨコシマドンコ	「定着予防外来種」あるいは「重点対策外来種」にヨコシマドンコ Microptercopus swinhonisの追加を希望します。	<p>本種は中国大陸原産で、釣り餌用生きエビなどに混入して日本へ侵入し、愛知県の梅田川では定着した経緯がある(現在の状況は不明)。また、和歌山県内でも活きた個体が放逐されていたこともあり、今後も監視が必要と考える。</p> <p>資料： 荒尾一樹・加納光樹・横尾俊博. 2010: 愛知県の梅田川中流域における外来魚ヨコシマドンコ(ドンコ科)の季節的出現と食性. 日本生物地理学会誌, 65, 43-49. 吉郷英範. 2011: 広島県瀬野川水域で採集されたカワリヌマエビ属の形態と釣り餌用エビ類に混入していた魚類. 比叢科学, 239, 9-29. 平嶋健太郎. 2006: 釣り餌用生きエビに混入する外来魚. 南紀生物, 48(1), 1-5.</p>	被害に関する具体的な知見が得られなかったことから、非掲載としています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
223	魚類	ゲンゴロウブナ、ワタカ、ギギ、カネヒラ、オヤニラミ	国内由来の外来種の総合対策外来種として原産地以外のゲンゴロウブナ、ワタカ、ギギ、カネヒラ、オヤニラミをリストに掲載するべきである。	<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)」において、国内由来の外来種として、魚類の場合はハスとモツゴがリストアップされていますが、国内由来の外来種として人為的に分布を拡大している淡水魚は、さらに多くのものが知られています(松沢・瀬能, 2008; 日本魚類学会自然保護委員会, 2013)。生態系への影響についての知見が不十分な種が多いものの、琵琶湖水系原産のゲンゴロウブナは釣り目的で全国に放流されることで在来のフナ属と交雑しています(大原, 2001)。同じく琵琶湖水系原産のワタカは日本産淡水魚では他に見られない草食性の魚類でありながら全国に広がっており(環境省自然環境局生物多様性センター, 2010)、水生植物相への影響が十分に考えられます。これら2種は、在来生態系への影響の程度(被害の深刻度)は甚大ではないかもしれませんが、分布の広がり(被害規模)が著しく、「外来種被害防止行動計画(案)」における対策の必要性の評価の考え方に従えば、侵略的外来種としての対策を必要とするものになると考えられます。</p> <p>ギギとカネヒラも琵琶湖産アユの放流などに混入することで分布を拡大しており、ギギの場合は、絶滅危惧種で国の天然記念物である東海地方固有のネコギギの生息する河川で分布を広げ(徳原・原, 2002)、また九州西部ではアリアケギバ子生息地への影響が懸念されています(Mizoiri et al., 1997)。カネヒラも各地域の絶滅危惧種であるタナゴ類の生息地に分布を拡大し、それらの絶滅危惧種と競合している可能性があります。特に、宮城県では産卵母貝をめぐる競争によって絶滅危惧IA類のゼニタナゴを減少させていることも知られています。したがって、これらは絶滅危惧種の存続に影響するために「外来種被害防止行動計画(案)」における考え方に従えば「被害の深刻度」が高く、総合対策種とするべきものと考えられます。</p> <p>オヤニラミは京都府以西に在来の淡水魚ですが、滋賀県、岐阜県、愛知県、東京都などに定着し、増加していることが知られています(松沢・瀬能, 2008)。そのため、滋賀県と愛知県では条例で放流を規制しており(日本魚類学会自然保護委員会, 2013)、岐阜県美濃加茂市では自治体が研究者と協力して駆除を行っています(岐阜新聞2013年11月24日付「美濃加茂の川に放流?」「オヤニラミ」絶滅危惧種繁殖 在来魚脅かす)。オヤニラミの国内移植による生態影響についての研究は進んでいませんが、東海地方における移入先はホトケドジョウやネコギギ、東京都ではジズカケハゼ関東固有種(ムサンノジズカケハゼ)の生息地であり、「被害の深刻度」が高いと考えられます。いずれの地域でも現在の定着は河川の支流等に限定されており、「外来種被害防止行動計画(案)」に従うならば、早期対策を行うべき段階と考えられます。</p> <p>こうした明らかに影響のある国内外来種については、適切にリストアップし、各地域の自治体による対策を促すことが極めて重要です。</p>	<p>ギギ、オヤニラミについては、ご意見をふまえ、掲載することとします。</p> <p>ゲンゴロウブナについては、交雑は確認されているものの、その判別が困難であり、現時点ではリスト掲載による効果が見込めないことなどから総合的に判断し、非掲載としています。</p> <p>ワタカについては、侵入地での植物相の変化等の被害の実態が不明であるため、非掲載としています。</p> <p>カネヒラについては、実態に係る精査が必要のため、原案のとおりとします。</p> <p>これらの種について、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	○
224	魚類	ゲンゴロウブナ	適切な管理が必要な産業上重要な外来種として「琵琶湖淀川水系以外のゲンゴロウブナ」追加を希望	<p>「琵琶湖淀川水系以外のゲンゴロウブナ」は、いわゆる「へらぶな」として全国に移植されている。公然と国内外来種の移植が行われている事実に対し、一定の正しい認識を今後も維持するために追加検討が望まれる。</p>	<p>ゲンゴロウブナについては、交雑は確認されているものの、現時点ではリスト掲載による効果などから総合的に判断し、非掲載としています。</p> <p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	
225	魚類	ゲンゴロウブナ	自然分布域以外のゲンゴロウブナを重要対策外来種とすべき。	<p>全国各地で釣り対象種として放流がなされ、管理水域のみならず、自然水域への放流ならびに逸出が見られる。</p> <p>高密度に生息し、生態系への影響も大きい事から、関係団体への指導ならびに防除を進めるべき。</p>	<p>ゲンゴロウブナについては、交雑は確認されているものの、その判別が困難であり、現時点ではリスト掲載による効果が見込めないことなどから総合的に判断し、非掲載としています。</p> <p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	
226	魚類	ギギ	ネコギギ分布域における緊急対策外来種とすべき	<p>高次捕食者であり、ネコギギの生息域への侵入による競争が見られ、影響によるネコギギの減少が顕著である。</p>	<p>掲載することとします。</p>	○
227	魚類	オヤニラミ	その他の総合対策外来種として「九州、四国、中国地方以外のオヤニラミ」を国内由来の外来種として追加を希望する。	<p>「九州、四国、中国地方以外のオヤニラミ」は、既に関東はじめ各地で定着しつつあり、一方で原産地では危機的状況は改善されていない。また、本種は主に落下昆虫や水中の甲殻類などを摂餌する肉食性魚類であり、卵の保護も行うため、移植先での生態系に大きな影響を及ぼすと考えられる。</p> <p>また放流は違法に個人ベースで行われており、希少淡水魚の観賞魚としての違法流通に対しても注意喚起の意味があると考ええる。</p> <p>資料:土井浩, 2008:和歌山県初記録のオヤニラミ。紀州生物, 37, 7.</p>	<p>掲載することとします。</p>	○
228	魚類	オヤニラミ	自然分布域以外のオヤニラミを緊急対策外来種とすべき。	<p>高次捕食者であり、業者ならびにマニアによる意図的な放流により各地で定着し、生態系へ大きな影響を及ぼしている。</p>	<p>掲載することとします。</p>	○

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
229	魚類	コイ ゲンゴロウ ブナ アユ イワナ	コイ、ゲンゴロウブナ、アユ、イワナは産業上有用な種であり、そのため広範囲において放流が行われてきた。その結果上記の種そのものによる、遺伝子攪乱や在来種への影響は無視できない状況であると思われる。また放流される種苗に混ざり別種の混入も懸念されている。最近では種苗産地に注意を向けた放流も行われているが、まだ対策が進んでいない放流も行われている。国内外来種に対する認知も一般には進んでいないといいたい。そのため注意喚起の意味も含め掲載種にするのが妥当ではないかと考える。		コイについては、特に一部在来のコイが残っている琵琶湖等の地域では対策の必要性はあると考えていますが、全国に分布するコイの多くが交雑種であることからその判別が困難であり、現時点ではリスト掲載による効果が見込めないことなどから総合的に判断し、非掲載としています。ゲンゴロウブナについても、交雑は確認されているものの、その判別が困難であり、現時点ではリスト掲載による効果が見込めないことなどから総合的に判断し、非掲載としています。アユについては、交雑はするものの遺伝的攪乱のおそれはないこと等から非掲載としています。また、イワナは被害に関する具体的な知見が得られなかったことから、非掲載としています。	
230	魚類	アユ	適切な管理が必要な産業上重要な外来種として「北海道噴火湾周辺以外のアユ」追加を希望	「北海道噴火湾周辺以外のアユ」は、本州からの移植経緯が明らかであり、今後の産業利用等を考慮すれば自然分布の個体群と区別しておくべきと考える	アユについては、交雑はするものの遺伝的攪乱のおそれはないこと等から非掲載としています。	
231	魚類	ホンモロコ	琵琶湖以外のホンモロコを、総合対策外来種または産業管理外来種としてリストに掲載するべきである。	ホンモロコは琵琶湖固有の淡水魚であり、琵琶湖における漁獲量の減少などから絶滅危惧IA類として環境省の第4次レッドリストに掲載されています。その一方で、水田での養殖が可能な食味の良い高級淡水魚として、休耕田の有効利用にホンモロコの養殖が進められている地域もあります。しかし、ホンモロコは琵琶湖以外の地域に移殖された場合、在来の同属他種と交雑することが知られており(Sakai et al. 2011; Kakioka et al. 2012)、長野県の諏訪湖固有種だったスワモロコの絶滅はホンモロコの移殖による交雑もしくは競合が原因とされています(環境省, 2003)。同属の近縁種がいない地域においても、在来のコイ科魚類との競合が生じる可能性があり、安易な野外への放流は国内由来の外来種として問題を生じさせる可能性があります。「外来種被害防止行動計画(案)」においても、国内由来の外来種としての影響事例として挙げられています(P.54 L5-7)。すでにスワモロコの絶滅を引き起こした可能性があるものの、現状において流出防止等の管理を適切に行うことで一部地域における利用を図るとするならば、産業管理外来種とすべきものと考えられます。少なくとも、現状で何ら対策の必要ない種ではなく、総合対策外来種として琵琶湖以外の地域での防除等を進めるか、あるいは産業管理外来種として適正管理を進めるべきものであると考えられます。	ホンモロコについては、ご指摘のとおり、一方で絶滅危惧IA類としてレッドリストに掲載されていること等の状況から本リスト掲載による混乱等も懸念されることも踏まえて検討を行い、現時点では、非掲載としています。しかしながら、ご指摘のとおり生態系への被害のおそれが指摘されていることから、別途策定している「外来種被害防止行動計画」において事例として記載し、問題への理解を深め、注意喚起を呼びかけているところです。	
232	魚類	ホンモロコ	自然分布域以外のホンモロコを産業管理外来種とすべき。	各地で養殖が試みられるが、逸出した場合、近縁種との競争ならびに交雑が懸念される事から、産業管理外来種とし、適正な管理を求める。	ホンモロコについては、ご指摘のとおり、一方で絶滅危惧IA類としてレッドリストに掲載されていること等の状況から本リスト掲載による混乱等も懸念されることも踏まえて検討を行い、現時点では、非掲載としています。しかしながら、ご指摘のとおり生態系への被害のおそれが指摘されていることから、別途策定している「外来種被害防止行動計画」において事例として記載し、問題への理解を深め、注意喚起を呼びかけているところです。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
233	魚類	ビワヨシノボリ、オウミヨシノボリ	その他の総合対策外来種として「琵琶湖・淀川とその周辺水域以外のビワヨシノボリ・オウミヨシノボリ」を国内由来の外来種として追加を希望する。	<p>「琵琶湖・淀川とその周辺水域以外のビワヨシノボリ・オウミヨシノボリ」は、最近まで十分な分類学的研究が進まず、「トウヨシノボリ」という範疇に収められていた地域個体群、あるいは天然分布の制限された地域固有種で、アユやゲンゴロウブナなどに混入して全国に移植されている恐れがある。ビワヨシノボリに関しては生態的に琵琶湖に依存した生活を送るため、移植先での定着は容易ではないと考えるが、オウミヨシノボリに関しては、定着や、移植先の近縁種との競合、交雑などが非常に危惧されている。</p> <p>資料：玉田一晃、1993：紀伊半島南部におけるヨシノボリ4型およびカワヨシノボリの分布追補(Ⅱ)ならびに上湯川で採れたヨシノボリ橙色型について。南紀生物、35(1)、30-40。 辻本始・向井貴彦・幸田正典、2003：トウヨシノボリ橙色型、縞縞型、およびビワヨシノボリ(仮称)の各型間での交配実験。関西自然保護機構会誌、25(1)、17-22。 萩原清司、2003：三陸沿岸中部から得られた淡水・汽水性魚類。横須賀市博物館研究報告(自然)、50、33-41。 松田隆喜、2003：福井県嶺北地方におけるため池の魚類とその教材化。福井陸 水生物会報、10、39-47。 高橋弘明・渋谷雅紀、2006：愛媛県で採集されたビワヨシノボリ(仮称)とトウヨシノボリ縞縞型。南予生物、14、65-70。 花崎勝司、2008：大阪府泉州地域における河川魚類。南紀生物、50(1)、144-151。 辻本始、2008：西日本に生息する止水域を好む3種のヨシノボリについて—紹介と観察—。ポテジャコ、13、7-15。 向井貴彦・平嶋健太郎・古橋芽・古田莉奈・淀太我・中西尚文、2012：三重県鈴鹿市南部のため池群におけるヨシノボリ類の分布と種間交雑。日本生物地理学会会報、67、15-27。</p>	ビワヨシノボリ・オウミヨシノボリについては生態系等への影響が明らかでないこと等から、非掲載としています。	
234	魚類	シマヒレヨシノボリ	その他の総合対策外来種として「瀬戸内東部、兵庫県円山川水系 周辺以外のシマヒレヨシノボリ」を国内由来の外来種として追加を希望する。	<p>「瀬戸内東部、兵庫県円山川水系周辺以外のシマヒレヨシノボリ」は、少なくともこれら地域で地理的に隔離された個体群であり、種として認識されている。しかし近年までの分類学的混乱により、適切な保全策が成されていない。現在は、他魚種に混入した本種自体の移植や、これら本種生息地への近縁種の移植が認められ、危機的状況にある。今後この状態を放置すれば、人為的移植による交雑や置き換わりが起こりうるため、十分な観察と確認が必要と思われる。</p> <p>資料：鈴木寿之、1996：兵庫県円山川で採集されたトウヨシノボリの1新型。兵庫陸水生物、47、1-9。 杉浦正義、1996：駿府城お堀の水性動物調査。ざこ、13、6-7。 坂井隆彦・金川直幸・小林正明、1998：鯉ヶ池の魚類と生息環境—1996~1997年の状態—。ざこ、14、15-37。 辻本始・向井貴彦・幸田正典、2003：トウヨシノボリ橙色型、縞縞型、およびビワヨシノボリ(仮称)の各型間での交配実験。関西自然保護機構会誌、25(1)、17-22。 高橋弘明・渋谷雅紀、2006：愛媛県で採集されたビワヨシノボリ(仮称)とトウヨシノボリ縞縞型。南予生物、14、65-70。 辻本始、2008：西日本に生息する止水域を好む3種のヨシノボリについて—紹介と観察—。ポテジャコ、13、7-15。 Ohara, K., M. Hotta, D. Takahashi, T. Asahida, H. Ida and T. Umino. 2009. Use of microsatellite DNA and otolith Sr:Ca ratios to infer genetic relationship and migration history of four morphotype of Rhinogobius sp. OR. I.R. 56, 373-379. Tsunagawa, T., T. Suzuki and T. Arai. 2010. Migratory history of Rhinogobius sp. OR morphotype "Shimahire" as revealed by otolith Sr:Ca ratios. I.R. 57, 10-15。 鈴木寿之・向井貴彦、2010：シマヒレヨシノボリとトウカイヨシノボリ：池沼性ヨシノボリ類の特徴と生息状況。魚類学雑誌、57(2)、176-179。 平嶋健太郎、2011：紀ノ川および有田川流域におけるシマヒレヨシノボリの分布。南紀生物、53(1)、47-50。 向井貴彦・平嶋健太郎・古橋芽・古田莉奈・淀太我・中西尚文、2012：三重県鈴鹿市南部のため池群におけるヨシノボリ類の分布と種間交雑。日本生物地理学会会報、67、15-27。 平嶋健太郎・中村和矢、2014：シマヒレヨシノボリの水槽内産卵および成長にともなう外部形態の変化。魚類学雑誌、61(2)、53-58。 平嶋健太郎、2014：紀伊半島におけるシマヒレヨシノボリの地理的分布。和歌山県立自然博物館館報、32、印刷中。</p>	シマヒレヨシノボリについては、生態系等への影響が明らかでないこと等から、非掲載としています。	
235	魚類	トウカイヨシノボリ	その他の総合対策外来種として「濃尾・東海平野以外のトウカイヨシノボリ」を国内由来の外来種として追加を希望する。	<p>「濃尾・東海平野以外のトウカイヨシノボリ」は、少なくともこれら地域で地理的に隔離された個体群であり、種として認識されている。しかし近年までの分類学的混乱により、適切な保全策がなされないまま、他魚種に混入した本種自体の移植や、これら本種生息地への近縁種の移植が認められ、現在は危機的状況にある。今後この状態を放置すれば、人為的移植による交雑や置き換わりが起こりうるため、十分な観察と確認が必要と思われる。</p> <p>資料：鈴木寿之・坂本勝一、2005：岐阜県と愛知県で採集されたトウカイヨシノボリ(新称)。日本生物地理学会会報、60、13-20。 辻本始、2008：西日本に生息する止水域を好む3種のヨシノボリについて—紹介と観察—。ポテジャコ、13、7-15。 鈴木寿之・向井貴彦、2010：シマヒレヨシノボリとトウカイヨシノボリ：池沼性ヨシノボリ類の特徴と生息状況。魚類学雑誌、57(2)、176-179。 Tsunagawa, T., T. Suzuki and T. Arai. 2010. Otolith Sr:Ca ratios of freshwater goby Rhinogobius sp. TO indicating absence of sea migrating traits. I.R. 57, 319-322。 向井貴彦・平嶋健太郎・古橋芽・古田莉奈・淀太我・中西尚文、2012：三重県鈴鹿市南部のため池群におけるヨシノボリ類の分布と種間交雑。日本生物地理学会会報、67、15-27。</p>	生態系等への影響が明らかでないこと等から、非掲載としています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
236	魚類	ビワヒガイ	自然分布域以外のビワヒガイを重点対策外来種とするのが妥当と考える。	カワヒガイの生息域に侵入し、産卵母貝ならびに生息環境をめぐる競争により、ビワヒガイへの置き換わりが見られる。	具体的な被害事例が得られなかったことから、非掲載としています。	
237	昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ	古来種との交配の危険性で、そもその種が失われる可能性の危険について。 A: 困る人が居ないので交配しても良いと思う。 例: 猪と豚の交配で略70%がイノブタであるように。		在来種との交雑による生態系への被害を防止する必要があります。	
238	その他の無脊椎動物	ホンビノスガイ	資料1では、ホンビノスガイが総合対策外来種(その他の総合対策外来種)に分類されているが、以下の理由により産業管理外来種にすることが適当である。 総合対策外来種に適合しない理由 1 東京湾三番瀬では再生産が行われ、定着が確認され、東京湾三番瀬で漁業権種として漁獲出荷されており、ホンビノスガイの資源量が増加する一方でアサリなどの既存資源が減少するなどの多種との競合は確認されていない。 2 したがって、一方的な防除等を前提とする総合対策外来種には該当せず、水産資源として適性利用を図るべきである。 3 また、総合対策種とした場合、ホンビノスガイが生態系に悪影響を与えている種であると位置づけられると、風評被害により地元漁業に悪影響を与える虞があることから総合対策種とすべきではない。 産業管理外来種に適合する理由 産業管理外来種では 1 ①産業または公益的役割において重要、②代替性がない、③利用にあたっては適切な管理を行うことが重要である外来種としている。 2 東京湾三番瀬で漁業権対象種として船橋市、市川市行徳、南行徳が漁獲出荷しており、漁獲量も約1千トン(漁獲金額約1億円)と地元では非常に重要な水産資源となっている。 3 青潮によりアサリなど貝類資源が死亡し資源が低迷している中で、ホンビノスガイは青潮に対する耐性が強く、非常に重要な地域水産資源となっており、代替性は無い。 4 ホンビノスガイの分布は東京湾中北部に限られていることから、他地域での放流用種苗を出荷しないなど、利用にあたっては適切な管理を行うことが適当であると考え。 5 1～3の現況から産業管理外来種に該当すると考える。		ホンビノスガイについては、放流や養殖を行っているものでなく、定着しているものを漁獲している東京湾の利用状況に鑑み、産業における適切な管理ではなく、新たな拡散や新たな地域への導入(非意図的なものを含む)を防ぐことを重視しています。また、ホンビノスガイはバラスト水が経路となる可能性もあり、目的を持って意図的な導入をしている他の産業管理外来種とも性格も異なると考えており、これらのことから、総合対策外来種に区分することが適当と考えています。 また、ホンビノスガイの選定理由はIVとしています。競合については、樋渡・木幡(2005)において、影響の程度の調査が必要であるとされており、その可能性が指摘されています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。一方的な防除でなく、普及啓発や拡散防止等の対策を総合的に行っていくべきものとして総合対策外来種に選定をしています。	
239	その他の無脊椎動物	ホンビノスガイ	資料2-1では、評価項目の生態的被害(競合)において、「〇競合により、在来生物を駆逐、または特定の在来種の存続を脅かす等の可能性が指摘されている。もしくは、一定程度の部分的な被害が報告、確認されている。」としているが、そのような事実は確認されておらず、「競合により、在来生物を駆逐、または特定の在来種の存続を脅かす等の情報が無い、または、そのような可能性の検討がなされていない。」に分類することが適当である。		競合については、樋渡・木幡(2005)において、影響の程度の調査が必要であるとされており、その可能性が指摘されています。それらを踏まえ、専門家の意見も伺ったうえで、選定しているものです。	
240	その他の無脊椎動物	ホンビノスガイ	現在、東京湾北部海域(通称三番瀬)では、東京湾の環境悪化特に貧酸素水塊(青潮)により、従来から漁獲されているアサリ・バカガイが以上に減少しているなか、このホンビノスガイが漁師の生活の糧になっている。外来種扱いは風評被害等になりかねず東京湾の漁師が生き残るためには問題である。 また、知ってから10年以上(当漁協で漁獲してから8年以上)経過しその間何ら問題も起こっておらず、他の二枚貝や日本の環境生態系に影響を及ぼさない貝類であることは、現場を始め周辺・関係部門ではわかっていることから、指定について、再度検討をお願いしたい。 なお、ホンビノスガイもほかの二枚貝同様東京湾の水質環境改善(浄化作用)に寄与していると思っている。	現在、東京湾北部海域(通称三番瀬)では、新名物として、同貝を売り出している事は、環境省の皆様も、マスコミやメディア等を通じてご承知しているところと存じます。 改めて、インターネット等で検索して頂き、環境省としても、その価値を評価して頂ければと思います。	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定していません。ホンビノスガイについては、今後新たな場所への導入や分布の拡大により、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、選定理由IVとして掲載しているものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
241	その他の	ホンビノスガイ	「ホンビノスガイ」を「産業管理外来種」とすることについては、知見の集積が必要とされている種であり、利用においては逸出等の防止のための適切な管理に課題があるものの、本種は地域の重要な漁業資源であるとともに、すでに江戸前の新たな水産物として東京湾沿岸及び周辺地域に浸透しつつある。 については、同種を「総合対策外来種」としてリストを公表するに際しては、地域振興に資する漁業生産や流通販売に影響が及ぶことのないように、配慮するべきと考える。	「ホンビノスガイ」は、平成年代に入り東京湾奥において生息が確認され、近年では年間漁獲量が700トン以上に達している。 そのため、県では自然繁殖した資源を有効利用するとの観点に立ち、平成25年9月の漁業権一斉切替時に「ホンビノスガイ」を新たに第1種共同漁業権魚種として追加し、現在は関係漁協による漁業権管理の下で漁業が行われている。 また、関連業界と関係市など自治体では、「ホンビノスガイ」を地域の特産物とすべく販売促進PRや加工品の開発などを行ってきた。 このように「ホンビノスガイ」は、既に広く販売流通されている実態がある中で、本リスト(案)において、防除・排除しなければならぬ生物のカテゴリである「総合対策外来種」に含まれることにより、食品としてのイメージが悪くなり、漁業生産に影響が出ることも想定され、仮に活員流通に規制がかかるような事態に発展すれば、現場において大きな混乱が生じることが懸念されるため。	ホンビノスガイについては、放流や養殖を行っているものでなく、定着しているものを漁獲している東京湾の利用状況に鑑み、産業における適切な管理ではなく、新たな拡散や新たな地域への導入(非意図的なものを含む)を防ぐことを重視しています。また、ホンビノスガイはバラスト水が経路となる可能性もあり、目的を持って意図的な導入をしている他の産業管理外来種とも性格も異なると考えており、これらのことから、総合対策外来種に区分することが適当と考えられています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。普及啓発や拡散防止等の対策を総合的に行っていくべきものとして総合対策外来種に選定しています。 ご意見の趣旨を踏まえ、付加情報(参考情報)の整備や普及啓発をおこなってまいります。	
242	その他の無脊椎動物	はまぐり	稚貝放流し何処に行ってるか確認し、誰が食べてるか認識して下さい。(喜んでる姿を見たほうがいい)		ハマグリは本リストの掲載種としていませんが、ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	
243	その他の無脊椎動物	あさり	これは困りますが対応が難しい。		ご意見として承ります。	
244	その他の無脊椎動物	ニホンザリガニ	30年前に1度みただけなので、アメリカザリガニ、ウチダザリガニというのがもともと本来のザリガニではないだろうか？ 論議自体に疑問がある。		アメリカザリガニ、ウチダザリガニは外来種です。	
245	植物	-	主要な外来牧草のリスト掲載にあたっては、緑化利用に起因する被害と、牧草栽培に起因する被害をできるかぎり区別し、牧草栽培による成体リスクを正当に評価することを強く要望する。さらに、この140年間の農作物としての貢献度と今後の変わらぬ重要性を十分考慮し、リスク面のみを強調するのではなく、外来牧草のベネフィットとのバランスが適切に取られるよう要望する。		本リストでは産業管理外来種のカテゴリを設けているほか、利用状況や利用上の留意事項等を記載しており、リスク面のみを強調しているのではなく、適切な行動を呼びかけるものです。 リスクについては付加情報に記載しておりますが、更なる充実に関する意見については今後の検討の参考にさせていただきます。	
246	植物	-	外来牧草は、我が国の自給粗飼料生産、すなわち畜産業成立の要となる農作物である。現在、農林水産省は粗飼料自給率を高める制作を立てており、今回の外来牧草のリスト掲載の方向性と矛盾する。一方で、今回のリスト作成・公表は、環境省と農林水産省が行うものでも関わらず、外来牧草のリスト掲載については、農林水産省との間で十分に意見調整されていないように見受けられる。そのため農林水産省、特に生産局畜産振興課と十分に意見調整が行われることを強く要望する。		本リストは環境省と農林水産省が作成・公表するものであり、農林水産省と意見調整を行っています。	
247	植物	-	牧草を栽培する生産者に対し、外来牧草のリスト掲載について周知が進んでいないと感ぜられる。この問題に関する主務省である環境省と生産者間でコミュニケーションや意見聴取などが欠如しているのではないかと危惧される。これらの生産者は、外来牧草管理の主体であり、将来的にその対策コストの増加分を負担する可能性が高い。主要な外来牧草のリスト掲載にあたり、生産現場での混乱が強く懸念されるため、生産者とのコミュニケーションを十分にとり、意見調整が実施されることを強く要望する。		本リストの作成にあたっては、関係事業団体への説明会、意見交換会及び意見聴取等を行いながら作成してきたものですが、ご意見の趣旨を踏まえ、付加情報(参考情報)の充実や普及啓発を実施してまいります。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
248	植物	-	緑化植物に関しては、3省庁の調査検討(平成17、18年度)に調査対象種として45種を選定したはずである。調査対象種45種と本リスト掲載種とは異なっており調査・検討の経過がわかりにくい。リストアップしていない緑化植物は、生物多様性保全上重要な地域に使用しても良いと言った解釈が危惧される。本リストの緑化植物はどのようにリストアップしたのかを明確に説明し、リスト漏れの緑化植物を「継続的な観察が必要な種」として掲載するほか、今後どのように扱うのか付加情報として示すようにして頂きたい。	平成17年度外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱い方針検討調査報告書(環境省など)	掲載種の選定の流れについては、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト作成の基本方針」等に記載しているとおりで、ご指摘のとおり、個別の種によらずとも、注意を呼びかけるべきことから、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」においても、外来種による被害の防止のための基本的な考え方を整理しており、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」を呼びかけていきます。また、本リストは見直しをすることとしています。	
249	植物	-	カテゴリについて「定着を予防する外来種(定着予防種)」→「未侵入または侵入したが未定着の外来種」として頂きたい	名称がわかりにくいので、わかりやすい名称にして頂きたい	カテゴリは重点を置く対策の方向性により区分しており、それに沿った名称としていることから、原案のとおりとします。	
250	植物	-	「評価を行ったものの掲載種(案)としなかった種」についてその理由を補足するとともに「継続的な観察が必要な種」として公表してはどうか?	「検討対象にしたが掲載しなかった種」はつまり「情報不足なので引き続き情報収集に努める」もしくは「今後の推移を見守る必要がある」種であると考え。利用されている種も多いので、しっかりリストアップして今後の情報提供・研究の継続を呼びかけた方がよいと考える。	一般的なわかりやすさの観点から、最終的なリストは掲載種になったもののみを表示することとしていますが、検討の経緯としては会議資料として公表します。また、今後のリストの見直しにも資するよう、情報収集等に努めます。	
251	植物	-	カテゴリについて掲載種のうち、「利用状況」が「観賞用」「園芸用」と記載のある種は「逸出防止種(定着予防外来種)」もしくは「産業管理外来種」とするべきである	リスト掲載種は「防除等の対象となる」と明確に方針が示されている以上、園芸店などでの販売はどうするのか等の指針も必要となる。利用状況が「観賞用」となっており、産業利用のうち主に園芸・造園・観賞用として利用されている種が多く掲載されているので、分けた方がわかりやすい(自宅の庭で育てることは問題にならない、等)。産業管理できない場合は用いない、自然条件下へは逸出しないようにする、等対応が必要な状況を明確に記載すべきである。造園・観賞用の植物の逸出は半自然地域の在来種のハビタットに影響を与えている可能性を否定できない	観賞用の植物等については、個人等で利用されている場合も多く、産業上の管理と異なるため、総合対策外来種に区分して利用する場合は利用上の留意事項を示しており、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」とともに呼びかけていきます。	
252	植物	-	「特に問題となる地域や環境」の名称 →「対応の検討が必要な地域・環境」として頂きたい	リストには一般の方々が普通に目にする植物がたくさん掲載されている。実効性を高めるためには、広く分布をしており一般的に見られるようになった植物は「産業管理外来種」として逸出管理をしっかりするのか、地域によっては問題となる種として「問題となる地域や環境」の記載をするか、どちらかにすることが必要である	特に植物は必ずしも全ての地域や環境で同じような問題を起こすわけではないことから、「特に問題となる地域や環境」を示しており、「対応の検討が必要な地域・環境」とするとその他の地域での対応が必要でないとの誤解が生じるおそれがあるため原案のままとします。	
253	植物	-	「特に問題となる地域や環境」に「自然度の高い地域」を加えて頂きたい	資料2-2の「重要地域」項目にあたると思われるが、リスト(資料-1)への掲載がないと周知できないと考える。リストには一般の方々普通に目にする植物がたくさん掲載されている。実効性を高めるためには地域区分の記載が必須である。	特に問題となる地域や環境は種ごとに必要な記載をしています。	
254	植物	シュッコ ンルビナス、 ツルニチ ニチソウ、 外来ノアサ ガオ類、 モミジハ ルガオ、 ムシトリナ デシコ、 セイヨウカ ラナシナ (カラシ ナ)、 コウリンタ ンポポ、 フランスギ ク	おもな利用状況が「観賞用」であり、園芸用として一般的に多く利用されている種はカテゴリをまとめて「逸出防止種(定着予防外来種)」もしくは「産業管理外来種」、もしくは「継続的な観察が必要な種」のようにして対応を明確化して頂きたい。被害があるようならば産業管理種にすべきだと考える。	園芸用・観賞用に多用されている種である。リスト掲載種は「防除等の対象となる」と明確に方針が示されている以上、掲載するからには園芸店などでの販売はどうするのか等の指針も必要となる(行動計画に園芸用植物に対する対応はほとんど言及されていない)。利用状況が「観賞用」である掲載種は、産業利用のうち主に園芸・造園・観賞用として利用されている種が多いので、同じカテゴリとした方がわかりやすい(自宅の庭で育てることは問題にならない、等)。管理できない場合は用いない、自然条件下へは逸出しないようにする、等対応が必要な状況を明確に記載すべきである。造園・観賞用の植物の逸出は半自然地域の在来種のハビタットに影響を与えている可能性を否定できない	観賞用の植物等については、個人等で利用されている場合も多く、総合対策外来種に区分して利用する場合は利用上の留意事項を示しており、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」とともに呼びかけていきます。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
255	植物	イタチハギ	リストから除外していただきたい。	現在養蜂業・緑化業での利用が浸透しており、業界に与えるダメージが大きい。	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありませんが、正しい理解が進むよう、普及啓発をおこなってまいります。	
256	植物	イタチハギ (クロバナエンジュ)	重点対策種 → 産業管理外来種 にするべきである(掲載前に対応が必要)	リストへの掲載を反対するものではないが、「治山技術基準の緑化植物」、「市場単価の主体種子」として掲載されているため、この対応を済ませてから「対策種」へのカテゴリ変更をするべきである。 (出典：平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編、(社)日本治山治水協会、土木施工単価、(財)経済調査会、土木コスト情報、(財)建設物価調査会 など)	現時点の利用は多くないと認識しており、原案のままとします。	
257	植物	イタチハギ (クロバナエンジュ)	利用状況の「緑化植物として～」の文章は次のように書き換えて頂きたい → 「1990年代を中心に、広く斜面緑化用植物として使用されてきたが、要注意外来生物リストへの掲載、道路土工指針一切土工斜面安定工指針(平成21年度版)の主な植物より削除などにより、使用が減少した。一部の指針類には掲載され、なお少量が使用されている。」	「平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編」(社)日本治山治水協会、「土木施工単価」(財)経済調査会、「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
258	植物	イタチハギ (クロバナエンジュ)	以下の情報を追加して頂きたい。 → 「治山技術基準の緑化植物の一覧に掲載されている。 ・市場単価の主体種子として掲載されている。」	以下に掲載されており、明記が必要である。 「平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編」(社)日本治山治水協会、「土木施工単価」(財)経済調査会、「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
259	植物	シナダレス ズメガヤ (ウィーピング ングラグラス)	以下の情報を追加して頂きたい。 → 「土木工事の技術基準や市場単価には掲載されておらず、現在は公共事業では利用されていない。」	以下に掲載されており、明記が必要である。 「土木施工単価」(財)経済調査会、「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
			日本の生物の多様性の保存と持続的な利用のために、関係者の皆様方が、多大の労力を割いて3年に渡り検討を重ねて来られたことに経緯を表します。ところで、私は、大学で農学を専攻したこと、NHK勤務時代の1989.03.20放送、NHK特集「地球汚染」2～海は密やかに警告する～を企画・制作したこともあり、今回の「外来種被害防止行動計画(案)」及び「外来種リスト」のパブリックコメント・意見募集には大変関心があり、私見と質問、ご提案をさせていただきます。特に、No.83シユロガヤツリは、私たちが今、研究している「水郷文明都市」紅藻の栽培作物の有力候補です。以下のことを踏まえれば、「重点対策外来種」のリストから除外することに相応しい、外来種であると考えます。 まずはじめに、外来種の、特に植物は、日本における都市開発や人口の密集化による富栄養化と、環境異変を緩和する環境保全技術が追いつかないために、その富栄養化状態・環境に適した植物が、異常に発生していることを認識する必要があります。 そして、その被害を改善するために、今回の行動が計画されていると考えます。しかし、被害が深刻化しているために過度な規制がかけられようとしている事を大いに危惧します。「外来種被害防止行動計画」にリストされている「ホテイアオイ」などは最早、外来種でなく、完全に帰化した植物です。おそらく、永久に排除出来ないでしょう。また、琵琶湖をオオバナミズキンバイは、大学の学生さんたちが取り組んでも敢え無く矢が尽きています。アオコの繁殖は、人間の生命をも脅かす存在であることを、そしてそれは、マンメイド・人為的な過失であることを認識する必要があります。従って、今や、先進国・途上国を問わず深刻化している環境汚染は、我々日本国民にとって、最重要課題です。ですから、外来種被害を抑え、従来の生物環境を保全することが重要であることは理解できますが、植物学的立場からすれば、外来植物調査が行われた1943年の時点に遡って、在来種と外来種を区分けして、一律に外来種の排除を前提にすることは、根本的な問題解決にはならないと考えます。			

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
260	植物	シュロガヤツリ	<p>確かにシュロガヤツリは、関東地方以南に分布していますが、それは、日本古来の植物を駆逐して分布域を獲得したものではありません。日本の風土が、シュロガヤツリにフィットしているだけだと考えるのが妥当です。</p> <p>小笠原では既存のシダ類を押しつけ、繁茂したことで水中生物・魚に影響があるととの記述がありますが、水質の汚染状況など科学的データがありません。また、小笠原に現存するシュロガヤツリが、人為的に島に持ち込まれた記録があるのでしょうか。それがない限り、外来種と判断するのは軽率であり科学的でないと考えます。</p> <p>「外来種被害防止行動計画」の添付図「生物多様性国家戦略2012～2020」の図5を見るとシュロガヤツリは、定着段階と防除の困難度では最高レベルになっていますが、現在のシュロガヤツリは緊急に排除するような状況ではないと判断します。つまり、定着の段階での評価は、極めて不自然です。国家的予算を割いて、被害の拡散を防ぐ植物ではないと考えます。</p> <p>選定理由に異議があります</p> <p>Ⅱ、生物多様性の保全上重要な地域で問題になっている、又はその可能性が高い。について、被害例は小笠原のデータと思われませんが、シュロガヤツリは熱帯圏に生息圏をもつものであり、それをもって本州・四国・九州での危険性を評価すべきではない。</p> <p>Ⅳ生態系被害のうち競合または改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高い。について、シュロガヤツリが観賞用の植物として南方から移入された時期が、明確ではないが、多分100年のオーダーで昔前に茶室等の飾りに移入されたと考えられます。現在の繁殖状況からすると、爆発的な勢力拡大力を持った植物とは考えられません。本行動計画は、予防的な視点も加味するとこの配慮がありますが、「熱ものに懲りて膾を吹く」の諺りを禁じ得ません。</p> <p>対策の優先度について、被害の深刻度として①②③が掲載されていますが、これまでの生息・分布状況からすると①②③に相当するような具体的な事例が、関東以南で多数あるか、例えば新聞記事になるような事例がなければ受入れがたい記述です。</p> <p>特に問題となる地域や環境として「暖地の池・沼や湿地」と表記されていますが、日本古来の植物は、富栄養化した水質に対応できずに、増殖・繁茂していません。また、池・沼や湿地でシュロガヤツリが在来種に比べてかわっているケースは殆ど事例がありません。つまりシュロガヤツリは在来種の分布を脅かすような特性を備えていません。事例があれば、例示して欲しい。</p> <p>経済・産業と利用の欄には○印があります。通称破れ傘とよばれるシュロガヤツリは、生花の素材として利用されてきました。こうした従来の経済性に加えて、縣和一博士らの研究により、シュロガヤツリは、水質浄化の優良な作物としての存在感が俄に高まっています。評価としては◎が妥当。</p> <p>利用状況について、「富栄養化が進んだ湖沼・クレークなどの水質浄化植物」としてシュロガヤツリは極めて優良な植物であることが、全く触れられていません。縣和一博士の報告書は、2002年に一般書として刊行され、多くのメディアでも取り上げられています。もし今回のリストに掲載されるとすれば、最低でも、参考資料1の5ページに掲載されている「産業管理外来種」に区分され掲載される植物であると考えます。</p> <p>利用上の留意事項について、シュロガヤツリに関して「自然水域への持ち込みは行うべきではない。」とありますが、この記述はシュロガヤツリが何の経済性も社会的活用価値もなければの話です。前掲の縣博士の著書や研究報告書を見れば、シュロガヤツリは水質浄化のための植物として最有力候補に挙げられています。小笠原の事例は、人間の環境汚染が原因で、シダ類は生育適性を失い、これまで陰に隠れていた熱帯種のシュロガヤツリが繁茂したと考えるのが自然ではないでしょうか。小笠原の河床の食性に変化が現れたのは、シュロガヤツリの侵略力によるのではなく、人間の環境破壊に付随した減少ではないでしょうか。</p> <p>「外来種被害防止行動計画(案)」の中に盛り込まれ、やり玉に上がっている外来種による繁茂・侵略行為例は、そもその原因がマンメイド・人間のエコによる環境変化に起因していると考えerる視点が必要です。しかし、今回の報告書は、環境破壊の原因、その端緒について、科学的な言及がなされていません。</p>	<p>「大学生の力で琵琶湖をオオバナミズキンバイから守りたい」(インターネット記事を転載)</p> <p>「湖沼等における国際的な新たな問題」(東京農業大学 藤本尚志 論文の一部)</p> <p>佐賀県の「河川における外来種対策の手引き」(佐賀県のホームページの記載)</p> <p>このリストに、シュロガヤツリは掲載されていません。対策を優先するほどの被害はない客観的資料</p> <p>外来種被害防止行動計画の添付図「生物多様性国家戦略2012～2020」の図5</p> <p>水面利用の植物生産「水質浄化と水辺の修景」ソフトサイエンス社 平成14年5月発行</p> <p>我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト概要(案)参考資料1</p>	<p>本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。シュロガヤツリについては小笠原等での生態系への影響が確認されています。ホテイアオイやボタウキクサのように熱帯産の植物が本州で大繁殖することもあり、関東で越冬しているシュロガヤツリについても同様の可能性があると考えられます。また、水辺の外来植物は、水を媒介して分布を拡大します。在来の水草の中には絶滅危惧種も多く、そうした植物への影響も懸念されます。</p> <p>本リストは全国的な観点から選定を行っており、その被害状況は地域によって異なることもありますが、小笠原等での生態系への影響や九州等における被害のおそれがあると考えます。</p> <p>小笠原における扱いについては、小笠原にシュロガヤツリが自生していたという情報はないこと、分布状況等から人為的な導入と考えられるため、外来種としています。</p> <p>これまで、水質浄化のために持ち込まれた外来種の水草が、逸出、蔓延して生態系等に被害を及ぼす例があったことから、慎重に対応する必要があります。</p> <p>なお、経済・産業の評価は有用性を評価したのではなく、経済・産業への悪影響の可能性を評価したものです。利用の評価は有用性を評価したのではなく、利用による逸出の可能性の高さを評価したもので◎には該当しないと考えます。</p> <p>また、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。</p> <p>生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等もあると考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。</p>	
261	植物	シュロガヤツリ	<p>私は、1992年から本植物の形態、生理生態特性並びに水面栽培について、九州大学、(財)西日本グリーン研究所において研究してきたものです。貴作成会議において本植物が重点対策外来種リストに挙げられた理由の基礎となった研究資料では、私どもの研究成果が検討配慮されたものかどうか疑問に思いましたのでコメントさせていただきます。私は、長年にわたる研究調査結果から、本植物は有用資源植物であり、水質環境浄化植物として活用することが汚染が進行する21世紀の水質環境を生態系重視の形で実現できる最適な植物と信じています。本植物が生態的侵略種と評価されるのは非常に残念です。そこで長年にわたり本植物について研究してきた成果を添えて再検討願いたくコメントするものです。よろしくご検討ください。</p> <p>逸脱・野生化について：亜熱帯気候に入る小笠原の繁殖実態が基礎になって自然水域の生態系が破壊されるところについては、関東以西の本州、四国、九州の温帯気候のところどころでは、戦前から各農家の庭先等で生け花用に栽培されてきたし、戦後福岡では畳表の原料として水田栽培されてきた実態があるのに九州各地の河川、湿地、畦畔で野生化、雑草化しているところを見ることのできないのが現実です。その理由は、本植物種子の休眠性と発芽時の低温との関係で種子繁殖が温帯圏ではできないことに主要因があります。また、種子が小さく、成植物になるまでに6-12ヶ月要することにあります(研究資料：シュロガヤツリの植物学的特徴と栽培法参照)。</p>	<p>縣和一、宋祥甫(2002)水面利用の植物生産－水質浄化と水辺の修景－(無土壌水面栽培法による新しい展開)、1-146、ソフトサイエンス社</p> <p>縣和一他(2000)シュロガヤツリの植物学的特徴と栽培方、西研報告(2)、27-36</p> <p>縣和一他(1998)ゴルフ場調整池における水面緑化、水質浄化並びに植物生産のための水上栽培法に関する研究 第1報 古賀ゴルフ場調整池における実規模実験、西研報(1)23-30</p> <p>Tanaka H. and W. Agata (1997) Pulp from the umbrella plant by an alkaline process. Holzforschung, 51, 435-438</p>	<p>種子繁殖以外に、無性芽による繁殖もあり、大きな群落を形成することもあるとされています(角野康郎(2014)日本の水草)。</p> <p>関東以西では各地で野生化が報告されています。</p>	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
262	植物	シュロガヤツリ	有用資源植物・水質浄化用植物としての重要性:本植物は、生育旺盛でバイオマス生産に優れています。その根拠は、光合成能力(葉面積当たりCO2固定能)は普通のC3植物並みですが、群落構造がよく、群落内部まで光が投入するため茎は緑色で、群落全体として光合成を行います。その結果、バイオマスはイネの2倍～3倍の生産になります。イネに比べ低チッソから高チッソの範囲で旺盛に生育し、特にカリ成分の吸収力に優れています。従って、湖沼、河川の富栄養化した水の浄化に最適な植物です。生産されたバイオマスは紙パルプの原料として和紙や洋紙にかつうできますし、アルコール化することもできますので資源リサイクル型の水質浄化技術の確立が可能です。	縣和一、宋祥甫(2002)水面利用の植物生産－水質浄化と水辺の修景－(無土壌水面栽培法による新しい展開)、1-146、ソフトサイエンス社 縣和一他(2000)シュロガヤツリの植物学的特徴と栽培方、西研報告(2)、27-36 縣和一他(1998)ゴルフ場調整池における水面緑化、水質浄化並びに植物生産のための水上栽培法に関する研究 第1報 古賀ゴルフ場調整池における実規模実験、西研報(1)23-30 Tanaka H. and W. Agata (1997) Pulp from the umbrella plant by an alkaline process. Holzforschung, 51, 435-438	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは法律に基づくものではなく、法的な規制をかけるものではありません。	
263	植物	シュロガヤツリ	富栄養化が進行する水質環境化以前の救世主となるシュロガヤツリ:生活の高度化、人口の集中化により下水処理水、生活雑排水、農業用水、産業排水等により日本列島の周辺海域は富栄養化が進行しています。公共下水道の浄化技術は活性汚泥法から高度処理により富栄養化の元凶であるチッソとリンの排出濃度を低下させていますが、物理化学的な高度処理技術は脱チッソ、汚泥化リンの形にした処理技術で環境改善の根本的な解決策でないことが問題です。その点、植物によるチッソ、リン、カリなどの吸収は、有用な資源のリサイクル、生態系の活性化による水質浄化となります。私も200種近い植物の水質浄化能力検定からシュロガヤツリが最適な植物であることを明らかにしました。本植物が生態系に悪影響を及ぼさない食性管理の方法は今までの生理生態的研究から可能です。本植物の有効活用に制限を設けるような重点対策外来種の指定については、是非再考、再検討のほどよろしく願います。	縣和一、宋祥甫(2002)水面利用の植物生産－水質浄化と水辺の修景－(無土壌水面栽培法による新しい展開)、1-146、ソフトサイエンス社 縣和一他(2000)シュロガヤツリの植物学的特徴と栽培方、西研報告(2)、27-36 縣和一他(1998)ゴルフ場調整池における水面緑化、水質浄化並びに植物生産のための水上栽培法に関する研究 第1報 古賀ゴルフ場調整池における実規模実験、西研報(1)23-30 Tanaka H. and W. Agata (1997) Pulp from the umbrella plant by an alkaline process. Holzforschung, 51, 435-438	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは法律に基づくものではなく、法的な規制をかけるものではありません。	
264	植物	ヨシスキ	「総合対策外来種」の中には、暖地における飼料生産で有望であり、今後の気候変動(いわゆる温暖化)の対応において、貴重な品種育成の素材になることが推定される種(シマズメノヒエ;別名ダリスグラス)や、遊休農地の活用(水田転作)において重要な種(オオクサキビ)が含まれている。また「重点対策外来種」には資源作物(バイオマスエネルギー作物)として基幹作物に位置づけられている種(ヨシスキ;別名エリアンサス(別紙参照))が含まれており、リスト掲載によって「バイオマス活用推進基本計画(2010閣議決定)」で定められたバイオ燃料事業の達成に甚大な影響が及ぶことが危惧される。これらの種が持つ問題点はもちろん閑却し得ない部分もあり、本会はその解決において、努力と協力を惜しむものではないが、拙速に高度レベルでの指定を行うべきではなく、むしろ「産業管理外来種」に分類し、生態や利用等の研究が進展することで対応策が開発される可能性が高いことを指摘したい。		ヨシスキについては既に南西諸島の野外で定着しており、分布拡大の防止等の対策が必要です。また、現時点の産業における利用は代替性がない状況まで進んでいないと考えられるため、カテゴリについては原案のままさせていただきます。なお、バイオ燃料製造等の産業利用を目的に、九州本土以北で種を結実しない品種である栽培系エリアンサスが既に開発され、不稔性の品種開発が進められており、こうした被害のおそれを低減する品種の試験研究・普及を妨げるものではありません。 ご意見をふまえ、備考欄に、「バイオ燃料製造等を目的に、既に、九州本土以北では種を結実しない品種である栽培系エリアンサスが開発されているとともに、現在、完全に種子を付けない不稔性の栽培系エリアンサスの品種開発が進められている。」と追記します。 また、シマズメノヒエ(ダリスグラス)及びオオクサキビについては現時点において、飼料作物として代替性がない状況にないと考えられるため、カテゴリについては原案のままさせていただきます。 なお、これらの種の試験研究を妨げるものではありません。	○
265	植物	ヨシスキ	ヨシスキ(エリアンサス)は、バイオマス資源作物として品種登録出願され、産業利用が始まっていることから、「産業利用外来種」に位置づけるべきと考ええる。		ヨシスキについては既に南西諸島の野外で定着しており、分布拡大の防止等の対策が必要です。また、現時点の産業における利用は代替性がない状況まで進んでいないと考えられるため、カテゴリについては原案のままさせていただきます。なお、バイオ燃料製造等の産業利用を目的に、九州本土以北で種を結実しない品種である栽培系エリアンサスが既に開発され、不稔性の品種開発が進められており、こうした被害のおそれを低減する品種の試験研究・普及を妨げるものではありません。 ご意見をふまえ、備考欄に、「バイオ燃料製造等を目的に、既に、九州本土以北では種を結実しない品種である栽培系エリアンサスが開発されているとともに、現在、完全に種子を付けない不稔性の栽培系エリアンサスの品種開発が進められている。」と追記します。 なお、これらの種の試験研究を妨げるものではありません。	○

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
266	植物	ヨシススキ	ヨシススキ(エリアンサス)は、バイオマス資源作物としての利用に当たっては、生態系等に被害を及ぼさない措置として、品種開発における不稔化、栽培地のチェック、雑草化のチェック等を行いながら普及をはかっているとすることから、産業管理外来種への位置づけをお願いしたい。		ヨシススキについては既に南西諸島の野外で定着しており、分布拡大の防止等の対策が必要です。また、現時点の産業における利用は代替性がない状況まで進んでいないと考えられるため、カテゴリについては原案のままさせていただきます。なお、バイオ燃料製造等の産業利用を目的に、九州本土以北で種を結実しない品種である栽培系エリアンサスが既に開発され、不稔性の品種開発が進められており、こうした被害のおそれを低減する品種の試験研究・普及を妨げるものではありません。ご意見をふまえ、備考欄に、「バイオ燃料製造等を目的に、既に、九州本土以北では種を結実しない品種である栽培系エリアンサスが開発されているとともに、現在、完全に種子を付けない不稔性の栽培系エリアンサスの品種開発が進められている。」と追記します。なお、これらの種の試験研究を妨げるものではありません。	○
267	植物	ヨシススキ	ヨシススキ(エリアンサス)は、資源作物として産業利用を前提に研究開発を行っており、その利用に当たっては、生態系等への影響に配慮することを前提としている。一方、海外から導入される緑化種子の「ススキ」と称されるものの中にヨシススキが混入し、道路のり面等で意図せずヨシススキが出現するケースが見られる。この緑化種子由来のヨシススキと栽培系のヨシススキは区別が必要であり、緑化種子由来については適切な指導が必要と考える。		ご意見をふまえ、ススキに混入している可能性があることについては、利用上の留意事項に記載し、注意喚起を行います。	○
268	植物	カライタドリ	「日本では、法面緑化工事に利用」を以下のように修正願いたい。 →「日本の在来種であるイタドリなどと混同して利用されている可能性がある。現在産業利用されているイタドリの多くは外国産(カライタドリの原産地である韓国、中国などから輸入された外国産)であり、注意が必要。」	イタドリの学名と同じだった時期があったためか(Reynoutria japonicaの時)、海外の種苗業者や現場採種業者の認識でイタドリとカライタドリが混同されている場合がある(種苗会社からの聞き取り情報)	イタドリとの混同については実態の詳細が不明のため、ここでは記載しないこととしますが、付加情報(根拠資料)での掲載を検討します。 なお、イタドリについては別種でもあり、同種の生物の移動による遺伝的攪乱の問題(外国産在来種に関する注意喚起)については本リストの対象外としているため、ここでは記載しませんが、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」に考え方を整理しているところであり、ご意見を踏まえて普及啓発に努めます。	(○)
269	植物	ヒイラギナンテン	掲載するのであれば、その他の総合対策種 → 産業管理外来種 にするべきである	造園の市場単価に掲載されており、公共事業等にも使用されている。全国で広く園芸種として使用されており、使用の規制は難しい。「産業管理対策種」として管理方法を指定するなどして対応するべきである(出典:建設物価2014.6月号、建設物価調査会)	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、付加情報(参考情報)の整備や普及啓発をおこなっていきます。	
270	植物	ヒイラギナンテン	以下の情報を追加して頂きたい。 → 国土交通省の「公共用緑化樹木等」に掲載されており、全国的に流通している	以下に掲載されており、明記が必要である。 ・「建設物価2014.6月号」建設物価調査会	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
271	植物	エニシダ	リストから除外していただきたい。	そもそも江戸時代に日本に入ってきたものは、外来種とは言わないはず。沖繩などでは昔からの行事にも利用されており、文化的な意味も持つ。園芸・緑化業界も利用しており、規制した場合の影響は大きい	外来生物法に基づく特定外来生物の選定の前提としては、原則として概ね明治元年以降にわが国に導入されたものとするとしていますが(「特定外来生物被害防止基本方針」)。法律に基づくものではない本リストは、この要件にはよらず、導入時期に関わらず外来種との知見があるものを対象とすることとしています。 また、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
272	植物	エニシダ	その他の総合対策種 → 産業管理外来種 にするべきである(掲載前に対応が必要)	リストへの掲載を反対するものではないが、「治山技術基準の緑化植物」として掲載されているため、この対応を済ませてから「対策種」へのカテゴリ変更をするべきである。 (出典・平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編、(社)日本治山治水協会)	産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、付加情報(参考情報)の整備や普及啓発をおこなっていきます。	
273	植物	エニシダ	以下の情報を追加して頂きたい。 → 「治山技術基準の緑化植物の一覧に掲載されている。」	以下に掲載されており、明記が必要である。 ・平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編(社)日本治山治水協会	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
274	植物	セイバンモロコシ	セイバンモロコシは「その他の総合対策外来種」ではなく、「重点対策外来種」または「緊急対策外来種」とすべきである。	本種は緊急対策外来種等における対策の優先度の考え方の基準①～⑤の全てに該当する。九州の河川堤防では本種の繁殖・拡大が著しい。近年の水国調査では、多くの河川堤防で本種が優占している(堤防面積に対する割合は多くの河川で3～6割)。河川堤防は本来、チガヤが優占する半自然草原であり絶滅危惧種の生育・生息場として重要な場所である。また、本種は花粉症の原因、青酸化合物を含む時期がある。本種の抑制実験を3年間実施した結果、年3回(除草間隔50日)で本種を抑制できることが分かった。また、年2回(同)でも抑制できることが示唆された。(H27発表予定)	植物について、全体的な観点から検討を行い、自然生態系への影響を重視し、総合対策外来種に区分したものです。	
275	植物	ハリエンジュ	河川を中心に分布を拡大しており、北海道他9県で生態系に影響を及ぼす種類等にあげられている。種子が風や水で拡散されていると考えられている。こうした拡散のおそれのある地域では使用を避けること(→一層適切な管理)が望ましい。 (修文) 「使用を避けること」とあるが、ニセアカシヤは適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)のカテゴリに整理されており、付加情報で栽培禁止を記述することは、矛盾しているため、「一層適切な管理」に修文した方が良いと考える。 なお、「一層適切な管理」には、伐採や利用しないことも含まれると解する。		本リストは法律に基づくものではなく、栽培を禁止するものではありません。その上で、河川を中心に拡散のおそれのある地域については、利用の際適切な管理の徹底の参考になるよう、新たに使用を避けることの意味を含め記載しているものです。	
276	植物	ハリエンジュ	リンゴ炭そ病が高湿多湿化の梅雨時にニセアカシヤの花弁が果実に付着することで伝播するとの報告があり、リンゴ園周辺では、使用を避けること(→一定の距離を置くこと等の管理)が望ましい。 (修文) 「使用を避けること」とあるが、ニセアカシヤは適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)のカテゴリに整理されており、付加情報で栽培禁止を記述することは、矛盾している。 また、リンゴ園周辺とは、どの程度の距離を周辺というのか曖昧である。 リンゴ園と隣接することが問題ならば、避けること等の記述ではなく、管理の方法として、「一定の距離を置くこと等の管理」を付加情報とした方がより現実的な対応と考える。		ご意見のとおり修正します。	○
277	植物	外来クサフジ類	外来クサフジ類 という名前は右記の理由で誤り。 他の理由も含めて外来クサフジ類はリストからははずすべきである。	ヘアリーベッチは、日本在来のクサフジとは自然条件下では交雑しない。 (ヘアリーベッチは、外来クサフジではない。) 外来タンポポ類は日本タンポポとの間に自然条件下で遺伝子交雑することが報告されているが、ヘアリーベッチとクサフジの間には交雑して雑種が出来たとの報告はない。自然界における開花時期が、ヘアリーベッチは4月から6月、遅くとも7月であり、クサフジの開花時期は9月以降で早くとも8月で開花時期が重ならない。また、実験室内で強制的に開花時期を合わせて交配しようとしても、クサフジもヘアリーベッチも、雄蕊、雌蕊がたいへん小さく、人工的な交配は極めて困難である。また、ヘアリーベッチとクサフジを共通に訪花して交配に関与する可能性のある昆虫は日本の自然条件下ではいはいないと思われる。	本リストで対象としているのは、在来種のクサフジとは別種です。また、資料2-2に記載しているとおり、外来クサフジ類の交雑の影響の評価は「-」としています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
278	植物	外来クサフジ類	選定理由が、「近縁種と同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの」は誤りであり、ヘアリーベッチの近縁種と同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの論文や情報は現在のところありません。この理由から、外来クサフジ類はリストから絶対にはずすべきです。	カラスノエンドウ、スズメノエンドウ、カスマグサは近縁種と同様の生態を持つ雑草であるといえますが、侵略的ではありません。さらに、これらの雑草は種子の脱粒性が高いのに対し、ヘアリーベッチ類は脱粒性が低く雑草化しにくい特性を持っています。一方、侵略性が高いとされるクズは本種の近縁種ではありません。	動物の選定理由と植物の選定理由は異なります。外来クサフジ類の選定理由は、「生態系被害のうち競合または改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高い。」です。	
279	植物	外来クサフジ類	分布拡大期～まん延は誤り。分布は拡大していないし、自然環境下でまん延もしていません。外来クサフジ類はリストからははずすべきです。	ヘアリーベッチの雑草化は、河川敷や法面で認められますが(長田武正先生が四国土器川で河川敷に逸脱しているものを見つけ、ナヨクサフジ等の和名を与えた)、定期的に氾濫する河川敷では再生する場合がありますが、継続的に蔓延して大群落になっている例はありません。発見場所の土器川では現在消滅していることから明らかです。繁茂しているのは人間が播種している水田や果樹園であり、農家の管理下にある場合のみです。むしろ、ほぼ同時期に日本に導入されたシロクローバが路傍等に逸脱し日本全国で蔓延しているのに比べて、まったく蔓延していない事実からもヘアリーベッチ類には自然条件下でまん延することがないことは明らかです。シロクローバは全国各地の路傍に雑草化しているのに、侵略的外来種とはみなされていません。シロクローバよりも繁殖力のよわいヘアリーベッチはなおさら侵略的ではありません。資料2-2のNo.179には、「ビロードクサフジは1941年渡来、ナヨクサフジは1943年に渡来し」と記載されていますが、もっと古い導入があることを見落しておられます。明治時代に導入され、大正時代に農林省指定試験として三重県農業試験場で栽培導入試験が行われた記録と報告書があります。	分布域の広さからは、定着初期／分布限定とはいえず、本リストでは「分布拡大～まん延期」に分類されます。ナヨクサフジの確認河川数は増加傾向にあります。定着段階の考え方は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト作成の基本方針」に記載しているところです。	
280	植物	外来クサフジ類	河川敷や山地草で問題となっているとする判断は誤りです。理由は右記のとおりです。 現在、ヘアリーベッチは、有機農業の農家の間で広がりがつあり、水田の裏作で栽培されることが多くなっています。この農法で農薬・化学肥料をつかわない有機栽培が可能となり、CO2削減効果の面からも推奨されています。このような芽をこのリストがつぶすことがないよう切にお願いいたします。	ヘアリーベッチの雑草化は、河川敷とその法面や山地で認められますがこれらはいずれも定期的に氾濫する河川敷の場合、および定期的に刈り取りが実施される場所に限定されます。人間の手が入らない自然環境下では容易に再生することがありません。資料2-2の理由欄に、「河原で繁茂することから、カワラヨモギ、メドハギ等の河畔植物と競合し、駆逐する。群馬県では、県の絶滅危惧IA類のレンリソウ自生地に繁茂している。河川に侵入して種子が拡散される場所への持ち込みを行うべきではない。」とありますがこの根拠が納得できません。カワラヨモギ、メドハギを駆逐した例があればレフリーのある論文や実験観察データの根拠をあげて証明してほしいです。ヘアリーベッチには多年生のこれらの在来植物を完全に駆逐する性質はないと考えます。また、「レンリソウ自生地に繁茂している」と書いてありますが、レンリソウを駆逐すると証明されていません。このような書き方ですと、絶滅危惧種のレンリソウを駆逐していると読み手に判断させるようなレトリックですがそのような事実はないはず。群馬県ではナヨクサフジが絶滅危惧種の自生地に繁茂」と記載されていますが、そのためにその絶滅危惧種を絶滅させたのがヘアリーベッチであるとする証拠があるのか示すべきです。この書き方では、絶滅危惧種の絶滅にヘアリーベッチが関与しているような書き方です、不正確な表現と考えます。	ご意見をふまえ、利用上の留意事項については、「競合、駆逐するおそれがある」と修正します。群馬県のRDB(2012)では、レンリソウの主な危険要因の一つとして外来種競合・交雑があげられ「オオタバコサヤナヨクサフジなどの外来種との競合など」と記載されています。またレンリソウの特記事項には「現存する生育地には外来種ナヨクサフジが侵入してきている」と記載されています。なお、生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	○
281	植物	外来クサフジ類	河原で繁茂することから、カワラヨモギ、メドハギ等の河畔植物と競合し、駆逐する。群馬県では、県の絶滅危惧IA類のレンリソウ自生地に繁茂している。河川に侵入して種子が拡散される場所への持ち込みを行うべきではない」は科学的な根拠に基づかない表現であり、削除を求めます。外来クサフジ類はリストからははずすべきです。	「河原で繁茂することから、カワラヨモギ、メドハギ等の河畔植物と競合し、駆逐する。群馬県では、県の絶滅危惧IA類のレンリソウ自生地に繁茂している。河川に侵入して種子が拡散される場所への持ち込みを行うべきではない。」の記載の根拠が納得できません。カワラヨモギ、メドハギを駆逐した例があればレフリーのある論文や実験観察データの根拠をあげて証明してほしいです。ヘアリーベッチには多年生のこれらの在来植物を完全に駆逐する性質はないと考えます。また、「レンリソウ自生地に繁茂している」と書いてありますが、レンリソウを駆逐すると証明されていません。このような書き方ですと、絶滅危惧種のレンリソウを駆逐していると読み手に判断させるようなレトリックですがそのような事実はないはずです。群馬県ではナヨクサフジが絶滅危惧種の自生地に繁茂」と記載されていますが、そのためにその絶滅危惧種を絶滅させたのがヘアリーベッチであるとする証拠があるのか示すべきです。この書き方では、絶滅危惧種の絶滅にヘアリーベッチが関与しているような書き方です、不正確な表現と考えます。	ご意見をふまえ、利用上の留意事項については、「競合、駆逐するおそれがある」と修正します。群馬県RDBによると、レンリソウはナヨクサフジが原因で絶滅危惧種になったわけではありませんが、自生地に繁茂しているとの事実を記載しています。なお、生物多様性の損失の要因には、外来種による影響のほか、生息・生育地の人為的改変等も考えられます。外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。	○
282	植物	外来クサフジ類	群馬県ではナヨクサフジが絶滅危惧種の自生地に繁茂。は、削除すべきです。	前項で「群馬県では、県の絶滅危惧IA類のレンリソウ自生地に繁茂している。」との記載と重複しているからです。	ご意見のとおり修正します。	○
283	植物	外来クサフジ類	「牛が中毒を起こす場合がある」は、削除すべきです。	アメリカ合衆国の研究者によるアメリカでの特殊な系統の牛に見られる現象が報告された古い論文があるだけであり、日本でそのような中毒現象が報告されたことはありません。この情報は、家畜衛生試験場のHP、あるいは牧草図鑑の解説を孫引きした情報であると思われますが、これはアメリカ合衆国の特定の品種・系統の特殊な牛に対してまれに中毒を起こす場合があるとするアメリカの研究者の報告を引用したものです。ヘアリーベッチは、本来牛や馬に対する牧草であり、ほとんどの家畜に対して無毒です。	ご意見をふまえ、「特定の系統の牛では中毒例がある」と修正します。	○

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
284	植物	外来クサフジ類	「在来のクサフジ等、良く似た種類が多い。」は、削除すべきです。	在来のクサフジとは似ているが、クサフジ以外には似た種類は日本にはありません。他のVicia属植物は花の形態も葉も大きく異なります。在来のクサフジとは花の形態は遠くから見ると似ていますが、開花期が異なり、旗弁の形でヘアリーベッチと明確に区別できます。山地でヘアリーベッチが咲いているとか、まん延しているとの報告で現地を調査してみると、在来のクサフジを見誤っている場合がほとんどです。	ツルフジバカマ、ヒロハクサフジ、ノハラクサフジ、ヒロハクサフジ、オオバクサフジなどは似た種類と考え、ご指摘のとおり見誤りも考えられることから記載しているものです。	
285	植物	外来クサフジ類	「種子は風、雨、動物により分散」は、削除すべきです	ヘアリーベッチは重力散布型の種子で、風、雨によって遠くまで運ばれることはありません。また、エアリオソームを持つこともなく、動物による分散はありません。	文献に基づき記述したものであり、原案のままとします。	
286	植物	外来クサフジ類	「アレロパシー作用がある」は、小生たちの研究が根拠と思いますが、結果を誤解させるような表現なのでここからは削除すべきです。「外来クサフジ類」をリストから削除することを強く求めます。	アレロパシーには作用特異性があることが特徴であり、ヘアリーベッチの場合、イネ科とマメ科植物に及ぼすアレロパシー作用は小さく、これらをアレロパシーゆえに抑圧し駆逐することは絶対にありません。メドハギをアレロパシーで駆逐することは考えられません。(藤 井義晴、アレロパシー、農文協、2000)	アレロパシーがあることについて備考として事実を記載しているのみであり、これによりメドハギを駆逐しているとの記述ではありません。	
287	植物	外来クサフジ類	水稻の緑肥として、10月播種—5月初～中旬の開花結実前に鋤込んで使用しております。このような緑肥としての使用に於いては問題が発生する可能性は無いと考えております。ヘアリーベッチは水稻におけるコストダウン、化学肥料低減を可能とする優れた緑肥資材です。こうした利用方法において、規制等により利用しにくくなることは避けて頂きたいと考えております。		本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
288	植物	外来クサフジ類	評価項目で散布・繁殖・気候が◎になっておりますが、東北地方では繁殖、まん延による被害の報告はありません。とくに寒冷積雪地帯においては、越冬率も低く、結実率も低くなります(種子が成長しない)。そのため、東北地方でヘアリーベッチの利用が拡大しつつありますが、生態系の攪乱等の大きな問題になっていないものと思われまます。雑草化や生態系攪乱の問題はある程度地域が限定されているように見えますので、リストアップについては詳細な調査・検討が必要と考えます。		本リストは全国的な観点から選定を行っており、その被害状況は地域によって異なることもあります。外来クサフジ類については、特に、寒冷、積雪地帯以外では野生化している実態から選定しています。	
289	植物	外来クサフジ類	リストから除外していただきたい。	ヘアリーベッチは緑肥として広く栽培されており、秋田県の八郎湯ではダイズ栽培前の緑肥として、農水省のプロジェクトも動いている。そのほか、滋賀県では水稻の裏作として利用され、それで採れた米を「花蔴米」としてPR。和歌山県の南高梅の産地では出広く樹木の下草として普及している。農業への打撃が大きい。	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定していません。なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
290	植物	外来クサフジ類	ヘアリーベッチは秋田では雑草化していません。	ヘアリーベッチはクローバーのように地下茎で増えるのではなく、種で増えるので、有機栽培の緑肥としてまたはカバークロップとしても貴重な作物です。	本リストは、全国的な観点から、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。	
291	植物	外来クサフジ類	「群馬県では、県の絶滅危惧IA類のレンリソウ自生地に繁茂している。河川に侵入して種子が拡散される場所の持ち込みを行うべきではない。」の表現に誤りがあります。「絶滅危惧」は「絶滅危惧」の誤りと思えます。ナヨクサフジは2008年ころ群馬県の県内危険外来生物に指定されたことがあるとのネット情報がありますが、現在では群馬県のHPからこの情報は削除されています。外来クサフジ類はリストからはずしてください。	http://www.gmnh.pref.gunma.jp/research/reddatabase/plant_chapter/data14_4-2.pdf に記載がありますが、この危険要因の説明では、主な危険要因が、「河川開発、外来種競合・交雑、農業汚染」となっていますが、この資料にはナヨクサフジのためにレンリソウが絶滅したとする根拠もデータも一切示されておらず、「河川開発による生育環境の破壊と劣化が要因である」と記載されています。また、「河川に侵入して種子が拡散される場所の持ち込みを行うべきではない」との記載もありません。根拠のない情報でリスクのある外来植物と決めつけるべきではないと考えます。	誤字についてはご意見のとおり修正します。群馬県のRDB(2012)では、レンリソウの主な危険要因の一つとして外来種競合・交雑があげられ「オオブタクサやナヨクサフジなどの外来種との競合など」と記載されています。またレンリソウの特記事項には「現存する生育地には外来種ナヨクサフジが侵入してきている」と記載されています。	○

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
292	植物	外来クサフジ類	渡来時期が間違っています。分布拡大期との判断も間違っていると考えます。大正時代に実施された研究で、ヘアリーベッチ類はもともと優れた緑肥作物であるとの結果が得られています。戦後の食糧増産期に緑肥として使われ食糧増産に役立てられたことがあります。現在では、有機農業に利用され多くの農家から支持されています。このような農業上有用性のある植物をリストにのせることにより、利用者に誤解を与えます。そして有用外来作物を導入することが困難になり、日本の農業の発展や環境保護に逆に悪い影響を及ぼすと考えます。外来クサフジ類はリストからははずしてください。	資料2-2のNo.179には、「ピロードクサフジは1941年渡来、ナヨクサフジは1943年に渡来し」と記載されていますが、明治時代に東京帝国大学で研究され、農業への利用としては大正9年(1920年)に農林省指定試験として三重県津市の三重県立農事試験場で栽培試験が行われた記録と報告書があります。「外国産緑肥作物改良増殖に関する試験成績 第1報、昭和7年3月三重県立農事試験場、p.3」	ご指摘を踏まえ、「渡来した」→「野生化が確認された」と修正します。	○
293	植物	コヌカグサ	リストから除外していただきたい。	主に痩せた土地への緑化用草種として利用されている。 代わりに利用できる草種も少なく、やめた場合の影響が大きい	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
294	植物	コヌカグサ	以下の情報を追加して頂きたい。 →「・治山技術基準の緑化植物の一覧に掲載されている。 ・市場単価の主体種子として掲載されている。」	以下に掲載されており、明記が必要である。 ・「平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編」(社)日本治山治水協会 ・「土木施工単価」(財)経済調査会 ・「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
295	植物	カモガヤ	リスト自体から除外していただきたい	東北・北海道での牧草地の主草種であり、今まで農水省も品種改良を行ってきた。 畜産業界では必要な草種。また、緑化業界でも利用されている。	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
296	植物	カモガヤ	「トウモロコシ、モロコシ、コムギ、牧草、果樹や雑草。イネ科やマメ科の牧草種子に混入して、品質を低下。」との記述があるが、削除すべき。もしくは、「牧草」を外すべき。	国内では、オーチャードグラスの単播草地として造成されることは希で、採草地牧草地ともに生産資料の栄養価や消化性、草地全体の収量性などの向上を目的に、他の草種との混播栽培が主流である。リスト(案)の記述では、この混播栽培すら否定しているように読めるため。	ご指摘のような意図はありませんが、我が国で特に牧草への雑草害が問題になっているわけではないため、「牧草」は削除します。	○
297	植物	カモガヤ	以下の情報を追加して頂きたい。 →「・道路土工指針の播種用植物の一覧に掲載されている。 ・治山技術基準の緑化植物の一覧に掲載されている。 ・市場単価の主体種子として掲載されている。」	以下に掲載されており、明記が必要である。 ・「道路土工 切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)」(社)日本道路協会 ・「平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編」(社)日本治山治水協会 ・「土木施工単価」(財)経済調査会 「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
298	植物	オニウシノケグサ	リスト自体から除外していただきたい	全国の緑化工事や、関東以北の競技場などに利用されている。 飼料作物としても利用されており、農林水産省も今まで品種を育成してきた。	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
299	植物	オニウシノケグサ	「オーストラリア、ニュージーランド、合衆国の一部地域で侵略的となっている。」との記述があるが、削除すべき	国内での生態系にいかの影響を及ぼすかを記すことが、本リストの目的であると考え、他国の価値観を記すことで予見を与える必要は全くない、と考えるため。きちんと国内での侵略性を検証されてから、それだけを述べれば良い、と考える。	海外における科学的知見も活用し、我が国の生態系等への侵略性の高さを基準として評価を行っています。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
300	植物	オニウシノケグサ	以下の情報を追加して頂きたい。 →「・道路土工指針の播種用植物の一覧に掲載されている。 ・治山技術基準の緑化植物の一覧に掲載されている。 ・市場単価の主体種子として掲載されている。」	以下に掲載されており、明記が必要である。 ・「道路土工 切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)」(社)日本道路協会 ・「平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編」(社)日本治山治水協会 ・「土木施工単価」(財)経済調査会、「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
301	植物	ドクムギ属	リスト自体から除外していただきたい	中でもイタリアンライグラスは本州以西の牧草地での主体草種であり、非常に多く利用されている、ペレニアルライグラスは飼料作物の他、緑化や競技場などに広く使われている。	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
302	植物	ドクムギ属(ライグラス類)	ドクムギ属(ライグラス類)では植物種が判らないため、リスト上(資料1)でも流通名のイタリアンライグラス、ペレニアルライグラスなどと表記を追加して頂きたい。	資料2-2 備考には流通名の記載あり	ご意見のとおり修正します。	○
303	植物	ドクムギ属(ライグラス類)のうちペレニアルライグラス	以下の情報を記載して頂きたい。 →「・道路土工指針の播種用植物の一覧に掲載されている。 ・治山技術基準の緑化植物の一覧に掲載されている。 ・市場単価の主体種子として掲載されている。」	以下に掲載されており、個別に明記が必要である。 ・「道路土工 切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)」(社)日本道路協会 ・「平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編」(社)日本治山治水協会 ・「土木施工単価」(財)経済調査会、「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
304	植物	ドクムギ属(ライグラス類)のうちイタリアンライグラス	以下の情報を記載して頂きたい。 →「・治山技術基準の緑化植物の一覧に掲載されている。 ・市場単価の主体種子として掲載されている。」	以下に掲載されており、個別に明記が必要である。 ・「平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編」(社)日本治山治水協会 ・「土木施工単価」(財)経済調査会、「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
305	植物	オオアワガエリ	リスト自体から除外していただきたい	飼料作物として東北以北では重要な草種であり、北海道では草地面積の70%に利用されている。 農林水産省でも今まで多くの品種を育成してきた。	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
306	植物	オオアワガエリ	以下の情報を追加して頂きたい。 →「・治山技術基準の緑化植物の一覧に掲載されている。 ・市場単価の主体種子として掲載されている。」	以下に掲載されており、明記が必要である。 ・「平成21年度版治山技術基準解説 総則・山地治山編」(社)日本治山治水協会 ・「土木施工単価」(財)経済調査会、「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
307	植物	レッドトップ、オーチャードグラス、トールフェスク、ライグラス類、チモシー	飼料2-2、No.180~184のイネ科植物(レッドトップ、オーチャードグラス、トールフェスク、ライグラス類、チモシー)を「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」と位置づけるのはいかがなものでしょうか？	1. 左記植物は今まで斜面・法面の浸食防止を安価に行うために用いられてきた植物であり、土木工事市場単価でいうところの主体種子(添付資料参照)であります。従って、現行の市場単価方式を採用した工事であれば利用可能な植物となりますが、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」という位置づけであれば、自治体毎に規制が起こりうる可能性もあり、早期緑化、浸食防止に有用とされてきた植物が利用不可能な状況にもなりかねないという懸念があります。これら植物に本当に問題があるのならば、代替種、代替工法を明確にして頂く、もしくは管理手法について明確にして頂き、しっかりと管理予算を計上して頂くなどの対応が必要になると考えます。 2. 利用上の留意事項が不明確なような感じもします。主に国立公園内での例で説明がなされていますが、それ以外の地域ではいかがなものでしょうか？積極的に利用することで、斜面や法面の早期浸食防止に貢献可能な範囲があると思われます。緑化可能域(ゾーニング)について記載を頂けないでしょうか？ 3. これらのイネ科植物の選定理由に共通していることは、「知見が十分でないものの、近年種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は近年の国内への市乳や分布hの拡大が目目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの」ということであり、白か黒かはっきりしていない状態のようにも受け取れます。十分な知見があり、問題が明らかな種のみをリストアップすべきと考えます。	別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」において、外来種を緑化に用いる場合など、外来種を利用する際の考え方等について記載しているところです。また、付加情報(参考情報)の整備等をととして、可能な限り情報の発信に努めます。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、動物の選定理由と植物の選定理由は異なります。植物の選定理由IVは、「生態系被害のうち競合または改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高い。」です。	
308	植物	ナギナタガヤ	リスト自体から除外していただきたい	ナギナタガヤは果樹園のグランドカバープランツとして広く利用されており、最近、菌根菌との相乗効果も認められてきた。 温州ミカンの山地には定着しており、産業に打撃を与えかねない。 また、外来種とされる「オオナギナタガヤ(Vulpia myuros(L.)C.C.Gmel.var.megalura(nutt.)Rydb.)のほかに、瀬戸内などの在来種である「ナギナタガヤvulpia myuros(L.)C.C.Gmel.var.megalura(Nutt.)Rydb.」を海外で増殖したのも最近は流通している。 参考資料:農業技術体系(農文教)第8巻(添付)	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
309	植物	ギネアキビ	リスト自体から除外していただきたい	ギネアグラスは南九州、特に沖縄では飼料作物として広く普及しており、また、農水省も今まで育種をしてきた。 また、センチュ抑制力が強いことから、野菜の産地での緑肥としても広く利用されている。	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
310	植物	アメリカスズメノヒエ	リスト自体から除外していただきたい	バヒアグラスは主に九州以南で飼料作物として栽培され、今まで農水省も育種してきた。 また、緑化用とでも広く利用されている。 最近注目されている良い区政品種(ナノオウ)もあり、現場では期待度が高まっている。	本リストは、生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。 なお、本リストは、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	
311	植物	アメリカスズメノヒエ(バヒアグラス)	以下の情報を追加して頂きたい。 →「道路土工指針の播種用植物の一覧」に掲載されている。 ・市場単価の主体種子として掲載されている。」	以下に掲載されており、明記が必要である。 ・「道路土工 切土工・斜面安定土工指針(平成21年度版)」(社)日本道路協会、 ・「土木施工単価」(財)経済調査会、「土木コスト情報」(財)建設物価調査会 など	詳細な情報のため、付加情報(参考情報)においてご指摘の内容を踏まえた記述を行うことを検討します。	(○)
312	植物	外来クサフジ類、コヌカグサカモガヤ、オニウシノケグサ、ドクムギ属オオアワガエリ、ギネアキビ、アメリカスズメノヒエ、ナビアグラス	「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」の項そのものとそこに記載のある種すべてをリストから除外してもらいたい。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第一章(目的)第1条には、「…農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。」とある。本校に位置づけられた種は、これまでに畜産を通じ、国民生活へ多大な貢献を果たしてきた種であり、法の目的を考慮すれば削除すべきものである。 また仮にリストに残すとしても、農業振興と関係のない自然公園法及び自然環境保全法により指定された地区や地域などに限定され、運用されるべきである。	本リストは法律に基づくものではなく、法的な規制をかけるものではありません。特に、産業管理外来種については適切な管理を実施することを呼びかけるものです。	

意見番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文有無
313	植物	カモガヤ オニウシノ ケグサ ギネアキビ ナビアグラ ス	「海外で侵略的な外来種とされ、・・・」との記述があるが海外の価値観をリストに謳う必要は無いのではないかと。	国内での生態系にいかにかに影響を及ぼすかを記すことが、本リストの目的であると考え、他国の価値観が全て反映されるかどうかは、きちんと検証が済んでから良いと考えられるため。	海外における科学的知見も活用し、我が国の生態系等への侵略性の高さを基準として評価を行っています。	
314	植物	キバナコ ウリタン ポポ	掲載外 → その他の総合的に対策が必要な外来種(総合対策種)として頂きたい。北海道、東北で拡大傾向あり。	(参照:北海道ブルーリスト、 ・Assessing the Economic, Environmental, and Societal Losses from Invasive Plants on Rangeland and Wildlands, Weed Technology, 2004, Volume 18:1411-1416 など) 導入の原因:芝生などの趣旨に混入して拡大 定着可能性:北海道では、手稲山やトマム山のような標高1000m程度の冷涼で日当たりの良い場所、例えばスキー場や法面などの草地に侵入し、拡大を続けている。コウリタンポポやブタナと同じロゼット型の生育形を持つので、一旦侵入すると刈取りによる防除は極めて困難と思われる。北海道では人為的改変が行われているスキー場等でも在来の植物が比較的多いため、拡大する前に防除することが望ましい。 利用状況:産業利用は見当たらない。ただ、札幌市内の民間が経営する植物園では、近縁の侵略的植物であるコウリタンポポが植栽展示されていたので、キバナコウリタンポポでもそのおそれはある。	ご指摘を踏まえ、総合対策外来種に掲載することとします。	○
315	植物	ノランジ ン	掲載外 → その他の総合的に対策が必要な外来種(総合対策種)として頂きたい。北海道、東北で拡大傾向あり。	(参照:北海道ブルーリスト、 ・Evaluation of gene flow and its environmental effects in the field, Plant Biotechnology 22, 497-504 (2005) など) 導入の原因:ニンジンの野生化説、他の種子に混入しての移入説などがある。 定着可能性:北海道では、道路沿いに密度の高い大群落を形成しているのを見かけ、近年住宅地内の空き地でも見かけることが多くなった。青森県でも同様に、道路沿いに密度の高い大群落を見た。速やかに防除しておくことが望ましい。ただし、適湿地や林内への侵入は見つかったことが無いので、道路沿いや空き地などの人為的攪乱の程度の大きい場所のみに定着するのなら、在来種への影響は大きくないのかも知れない。経過観察に注意する必要があると考える。 利用状況:産業利用は確認できていない。	主に攪乱地への侵入がほとんどと思われ、自然生態系への影響について確認できないことから、掲載は見送ります。	
316	植物	メリケム グラ	侵略的外来種であるメリケムグラが「総合対策外来種」に指定されていない。「重点対策外来種」に指定すべきである。	本種は緊急対策外来種等における対策の優先度の考え方の基準①～④に該当する。本種はよくダム湖岸の緑化材として利用されるが、種が浮くため、下流へ拡大し易い。実際、調査した河川では下流の40箇所のうち、約8割の調査地区で本種が確認された。定期的に草刈りを実施する採草地のような開けた場所では、全面を覆うほどに繁茂することもある(添付ファイル)。そういった場所では在来種はおろか、牧草も生えることができないくらい厚く密に繁茂する。それによって幾つかの場所では重要種が消滅し、多くの場所で消滅の危機に瀕している。本種の生態特性を考慮すると、一度広範に繁茂してしまうと根絶は不可能と思われるため、緑化材として利用することを禁止すべきであり、そのためには「重点対策外来種」に指定すべきと考える。九州以外ではあまり問題となっていないのかも知れないが、予防原則の観点から、再考頂きたい。本州に点在する湿原等、自然性の高い場所に定着してしまつたら最後、駆除は不可能だと思われる。本種に関して“侵略性に関する情報”は少ないが、2点添付ファイルにてお送りする。「アカネ科」は、4枚目の5のまともに記載があり、福岡県RDBについては、アゼオトギリの危機要因として記載されている。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	
317	植物	コバナヒメ ハギ(カス ミヒメハギ)	掲載外 → 「定着予防種」もしくは「継続的な観察が必要な種」として掲載して頂きたい(定着段階:D小笠原・南西諸島として)	交配の恐れがある種にはあたらないう、小笠原諸島ではすでに定着しているほか、インドネシア等グローバルに見ると急速に生育を拡大しており、熱帯から談温帯への侵入が懸念される。特に、荒地、工事などで荒れた場所を好むため開発行為に伴う侵入の可能性が高く、危険であると考えられる。特に、小笠原、南西諸島などの生物多様性保全上重要な地域での拡大を懸念する。少なくとも経過の観察をした方がよいと考える。	攪乱地に生育するごく小型の植物であり、掲載は見送ります。	

意見 番号	分類群	種名	意見	理由	対応案	修文 有無
318	植物	外国産コ マツナギ、 ヤマハギ、 メドハギ、 ススキ、イ タドリ、ヨモ ギ	掲載外 → 「国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種等」もしくは「産業管理外来種」として掲載して頂きたい。今回掲載を見送る場合は「評価を行ったものの掲載種(案)としなかった種(「継続的な観察が必要な種」)」として記載をお願いしたい。	不可逆的な影響を重要視するのであれば、詳細分析がこれからだとしても、外国産の在来種を取り上げるべきである。行動計画と合わせ、管理や侵入防止の対応を推進をすべきであるとする。委員会でも議論はして頂いたようなので「評価対象となった」ことだけでも掲載して頂きたい。	在来種の自然分布域内への別の遺伝的形質を有する同種の集団(個体群)を人為的に導入することによる遺伝的攪乱の問題については、特定の種だけでなく、あらゆる種・地域等について可能性を考慮する必要があるため、本リストの対象とせず、別途策定することとしている「外来種被害防止行動計画」において考え方を整理・記載することとしており、これを踏まえて普及啓発していきます。	